論 文

「沖繩MTL」と同時代沖縄のハンセン病問題

中村 文哉 Bun' ya NAKAMURA

本稿の主題は、沖縄MTLが1930年代後半に為した営みを同時代的状況のもとに照射し、同組織が果たした役割とその意義を考察することにある。一章では、まず、沖縄MTLの会則が成立した過程を追い、同組織のミッションの所在を確認する。次に、そのミッションが依って立つ基盤を、1907年の「癩予防に関する法律」、及び1931年の「癩予防法」との関連、及び「日本MTL会則」との関連から照射し、同時代の沖縄社会に生きた病者たちの現実に向きあおうとした同組織のスタンスを示す。二章では、このようにして構成された沖縄MTLのミッションとスタンスが、如何なる活動を生み、その結果、如何なる現実が帰結したのかを、「沖縄MTL報告(書)」の刊行年次および記事と予算会計から追う。1号期は屋部の焼討事件と病者の鹿児島収容、2号期は会則成立、屋我地済井出住民との救護所をめぐる交渉、3号期は「沖縄MTL相談所」の開所と移管問題、4号期は国立移管と国頭愛楽園への信仰上の救済、納骨堂建設運動、5号期は納骨堂構築と国立移管の実現、といった出来事が生起した。沖縄MTLが同時代の沖縄社会において果たした役割は、沖縄社会における病者たちの厳しい現実に寄り添いながら、長年かなわなかった療養所構築により、多くの病者を救済する手段を構築した点において、沖縄救癩史の転換点を準備したことにある。

キーワード:沖縄MTL、「癩予防に関する法律」、「癩予防法」、日本MTL、「沖縄MTL相談所」、 沖縄縣立國頭愛楽園、服部団次郎

はじめに

本稿⁽¹⁾は、1935年 5 月13日に、首里バプテスト教会において開催されたプロテスタントの教役者会で発足が決議されたプロテスタント系超教派による〈救癩〉組織・「沖繩MTL」(Okinawa Mission to Lepers)の、結成後の活動と運営の実状について、同会の機関誌『沖繩MTL報告(書)』を中心に、沖繩MTLの上位団体として位置づけられる「日本MTL」の機関誌『日本M. T. L. 』の関連記事、その他の関連資料を重ねあわせながら明らかにし、1930年代後半の沖縄の

ハンセン病問題において、沖繩MTLが果たした 社会的意義を考察することにある。

最初に、沖縄MTLが結成された経緯と時代背景を概観しておこう⁽²⁾。沖縄MTLは、那覇のハンセン病者の集合所・バクチャヤーで、青木恵哉を媒介に、救世軍の山城武男と日本基督教団の服部團次郎の二人の聖職者との邂逅が契機となり、結成された。服部は、当時、青木の「根拠地」であった屋部〈隔離所〉の近くに家を借り、無牧状態の名護に移り住んだ。沖縄MTLは、青木自身の要望を汲み、沖縄でのキリスト教伝道を直接の

目的とせず、〈救癩活動〉のみを担うことになった。

沖繩MTLは、主に会費と募金によって営まれ た〈救癩〉組織であった。そのため、会員や醵金 者に対して、予算と決算の会計報告を行う義務が 生じる。この点を反映する点として、各号の目次 には、表記こそ一定していないが(1号は「会計 決算報告書 | 2号は「会計決算報告 | 3号は「会 計報告 | 、4・5号は各々「年度歳入歳出決算 書」と記載)、予算案と決算報告から成る会計報 告が掲載され、更にそれと関連する事項としては、 沖繩MTLの活動内容を示す「事務報告」、及び 「醵金者芳名」が記されている。因みに、「事務 報告 | 及び「醵金者芳名 | に関する表記の形式 は、各号とも合致している。この点を踏まえると、 『沖繩MTL報告(書)』は、組織運営上の目的 の一つとして、「会計報告」を会員や醵金者に報 告するためのメディアであったと位置づけること ができる。事実、同誌の表紙には、各号とも、タ イトルの下に、「会計報告」に記されたものと同 一の期日が、記されている。

同誌の構成は、基本的に、「事務報告」「会計報告」「編集後記」が毎号おかれ、それらを関連記事が囲む体裁をとる。

しかし、同誌には、もう一つの性格がある。それは、当時の沖縄の癩問題のあり様を沖縄内外に広く伝え、更なる支持者、賛同者を獲得するためのメディアとしての啓発的な性格である。『沖縄MTL報告』1号の「編集後記」には、以下の様に記されている。

「縣外の醵金参千六百貳拾九円貳拾六銭に対し、縣内醵金は千五百八円九千五厘でしかありません。(共に一月現在) そのうちから縣内学校並びに町村寄付を除くならば個人の献金は実に僅少です。之は我々の運動の足りない事を物語るものでもありますが、同時に沖縄縣民六十万の兄弟姉妹に一層の自覚と奮起とを促すものでなくしてなんでありませう」(OMTL-1:編集後記[12])。

ここに端的に示される様に、醵金者の数も金額も、沖縄縣外からのものが多く、更に同誌1号の「醵金者芳名」の広がりは、国内を越えて沖縄の海外移民にまで広がっている。それ故、『沖縄MTL報告(書)』が差し向ける視線の先は、沖縄縣内でありつつも、「本土」の人たちでもあり、更に海外にいる沖縄移民たちでもあることになる。興味深いのは、沖縄MTLの活動は、沖縄から「本土」、そして「海外」を巻き込んでいた点である。この点で、重要になるのが、沖縄MTLは、会員以外に、同誌を、どこに送付していたか、その送付先になる。しかし、残念ながら、現在のところ、『沖縄MTL報告(書)』の送付先に関する資料はみつかっていない。

ここで、『沖繩MTL報告(書)』の書誌情報 を、簡単に、紹介しておこう。同誌は、管見の限 り、1号から5号まで、確認されている(3)。因み に、5号には1940年度予算が組まれているので、 その決算報告を兼ねた6号ないしそれに準ずる媒 体の存在が推察される⁽⁴⁾。また、本稿では、これ まで『沖繩MTL報告(書)』と表記してきたが、 『沖繩MTL報告』というタイトルで1・2・4 号が、『沖繩MTL報告書』というタイトルで、 3号という表記こそ付されていないが、それに相 当する「特別記念号」、及び5号が刊行されてい る。上述の通り、同誌は会計報告を行うという性 格を持つ以上、この会計期により、沖縄MTLの 活動を照射することができる。そしてそこからは、 現在確認されている限りで、6年という決して長 くはない同組織の、めまぐるしい活動内容の変動 を捉えることができよう。

以下では、『沖繩MTL報告(書)』の発刊形式を踏襲して、刊行された各号のタイトル下に付された期間を時間上の単位として扱い、1号期から5号期までの沖繩MTLの活動内容を考察していくことにしたい。各号期は以下のように設定される。

- · 1 号期 (1 号会計期)⇒1936年5月~ 1936年1月
- · 2号期(2号会計期)⇒1936年2月~1937年2月

- · 1号期=1936年5月~1936年1月
 - ⇒『沖繩MTL報告 第一號(昭和十年五月——昭和十一年一月)』 【発行日時不記載、計32頁(30頁 + 表紙 + 編集後記)】
- · 2号期⇒1936年2月~1937年2月
 - ⇒『沖繩MTL報告 第二號 (昭和十一年二——月1936.2~昭和一二年三月)』 【発行日時不記載も「沖繩MTL相談所開所に当つて」の末尾に5月との記載あり、全21頁】
- ・3号期⇒1937年3月~1938年3月
 - ⇒『沖繩MTL報告書 特別記念号(昭和一三年三月──昭和一三年三月)』 【発行日時不記載、計59頁(目次1頁+写真2頁+冊子体53頁+告知2頁+公告1頁表紙+払込票の添付)】
- · 4号期=1938年4月~1939年3月
 - ⇒ 『沖繩MTL報告 第四號 (昭和一三年三月——昭和一四年三月)』 【1939年 9 月25日発行、全8頁】
- · 5号期=1939年4月~1940年3月
 - ⇒『沖繩MTL報告書 第五號(昭和一四年四月一昭和一五年三月)』

【1940年4月25日発行、全4頁】

図 1-1 沖繩MTL編(1935~?) 「沖繩MTL」誌(以下OMTLと略記)の概略

- ・ 3 号期(3 号会計期)⇒1937年3月~1938年3月
- · 4 号期 (4 号会計期)⇒1938年4月~ 1939年3月
- · 5 号期(5 号会計期)⇒1939年4月~ 1940年3月

因みに、同組織は1936年5月に発足決議がなされたため、後述する「沖縄MTL会則」第六条に規定された通り、4月に始まり3月に終る定期化された会計年度で運営されるようになったのは、3号期以降であり、それまでは定期化された会計年度との間にタイムラグが生じている。読者に便宜を図るために、表紙タイトルをそのまま転写したものに、若干の書誌情報を加えた『沖縄MTL報告(書)』の全体の概略を、図1-1として掲げておく。

以下、1章では、沖繩MTLの、組織としてのミッションについて、「沖繩MTL会則」が成立するまでの過程を追い、所謂「癩予防ニ関スル件」とも表記される「癩予防ニ関スル法律」(1907)と、それを改定した「癩予防法」(1931)、更には「日本MTL会則」と「沖繩MTL会則」との関連性について、考察する。2章では、各号期ごとに、

主要な出来事を「事務報告」から渉猟しつつ、会計構造との関連から、沖縄MTLの活動内容をみていく。そして最後に、各号期を概観して、沖縄MTLの活動が、同時代の沖縄社会とハンセン病にもたらした社会的な意義について考察したい。

註

(1)本稿は、2015年9月19日に、早稲田大学で開催された「第88回日本社会学会大会」での自由報告[福祉・保健・医療]において、「『沖縄MTL』と同時代沖縄のハンセン病問題」と題するタイトルで発表した報告原稿に、大幅な加筆・修正を加えたものである。なお本稿は、日本学術振興会の科学研究費補助金(基盤研究(C)、研究課題名「戦前期の愛楽園とその療養生活に関する実証的・理論的研究」、課題番号90305798)による研究成果の一部である。引用文中の下線は筆者によるものである。引用文で筆者が補った箇所は[]で示した。本稿では、固有名詞、引用文献、文脈において、「癩」「らい」「ライ」等の表記を使用する。この点は、予め、ご

諒解頂きたい。本稿で引用した資料・記録・文献に散見される誤字・脱字の類は、修正を施さず、そのまま示した。

- (2)この件に関しては(中村, 2014)を参照のこと。
- (3)このうち、「沖縄MTL報告書」3号に相当する 「特別記念号」に関しては、長島愛生園及び同 園資料館学芸員の田村朋久氏を通して、閲覧の 機会が用意された。この機会なしには本稿は成 り立ち得なかったことを鑑み、同園ならびに田 村氏には深謝を申し上げる。
- (4)6号に準ずるものがない以上、沖縄MTLの解 散の日時についても、これを特定することが出 来ない。

1. 組織としての沖繩MTLのミッション

1-1. 沖繩MTLの [趣意書]・「申合」・「会則」に ついて

沖縄本島区における療養所構築を射程に収めながらも、青木恵哉への支援を介した浮浪病者の支援、更にその支援のための社会啓発と会員獲得、募金活動から始まった結成当初の沖縄MTLの活動は、沖縄MTLが一つの社会団体として公認されるのに必要な会則がないまま、当時のハンセン病問題に関わる現実からの要請に応える仕方で、なされてきた。『沖縄MTL報告一号』の「編集後記」で、野町は次の様に記している。

「本号はMTLの創立以来この仕事に苦労を捧げてきた青木、花城、北村、服部、野町の諸氏が輸送、事務、会計等の諸報告を分担して記しましたが、実際は患者の慰問給食、その他あらゆる事務を総がかりで亦至つて猪突的にやつて来ました。尚この外多くの教会の諸兄姉が一方ならぬ御尽力なし下さいましたことを明記致してをきます」(OMTL-1:編集後記[12])。

この述懐からは、職務の分担もままならず多忙な中、「総がかり」で「至つて猪突的」に事務を遂行するだけでなく、各教会の信徒の手助けも借り

て、運営されていたことがみえてくる。そして、 ここで記された「患者の慰問給食」には、青木た ちが根拠地としていたジャルマと大堂原でのテン ト生活への支援が含まれる。

沖縄MTLは、会則を持たず、5月13日に首里バプテスト教会で開催された「沖縄基督教教役者会」での議論と決議のみをもとに、その運営が開始されたことになるが、会則に替わる「沖縄MTL趣意書」が、上原編の『沖縄救癩史』に掲載されているので、発行期日は不明であるが、それをみてみよう。

「MTLの当面の仕事は、先ず島内各地の浮浪を余儀なくされておる70名の病者をして、那覇市その他の市町村を徘徊せしめないように保護し、同時に将来県の療養所の建つまで彼等に精神的団体的訓練を与うるにあります。而して将来は癩に対する衛生思想の普及、迷信の打破、患者の精神的慰問と救済に全力を尽し、以って不幸なる運命に哭するものの跡を断ち、その親類縁者を救い、併せて縣の将来の健全なる発展に役立たしめんとするにあります。」(上原編,1964:107)

ここからは、先述した様に、沖縄MTL発足直後の活動とその当初の使命が、浮浪病者の「保護」、及び「精神的団体的訓練」、即ち「患者の精神的慰問と救済」とを筆頭に、病者を抱えた「親類縁者」の救済、そして癩に対する社会啓発にあったことを確認することができる。そして、ここに、沖縄MTLの使命を、会則の成文化に先立ち、確認することが出来よう。

更に、沖繩MTLが発足して約5カ月後の1935年10月に刊行された『日本MTL』54号には、同会の「申合」が図1-2のように記されている(『日本MTL』第54號.1935:8[66])。

この「申合」は、実施する事業および会員の規定 からのみ成る極めてラフなものではあるが、対外 的に会員獲得と募金を募るのであれば、最低限、 癩は遺傳に非ず傳染病なりとは既に醫學の明示する所であるに拘らず、この明確なる認識を缺く故に、或は本縣特有の種々なる迷信に祟られて病者と非衞生的な接觸をなす事により、益々患者は増加する一方であります。衞生知識の普及こそ緊急を要します。だが之にもまして癩は必ず根絶し得るものだ、病者に暖き愛の手を延べて彼らを安全平和に隔離保護せよと絶叫したいです。しかり、沖縄の癩問題が未だ何らの解決の曙光をすら見得ないのは唯に衞生知識の缺けてをる爲めではありません。むしろ之を人道上の痛切な問題として取上げない所に根本的な原因があるのです。人々は彼らを忌み嫌ひ排斥し迫害する事をのみ知つて、積極的に愛することを知らないのです。曾て或る人が國立療養所長島愛生園副長、林文雄博士に、癩なんか火で燒き殺して了へば一番早く片付くんだ、と云はれ、憤然として病院に歸るなり、日本の癩問題の権威者光田健輔氏このことを語られるや、氏はにつこりして『そうだ、火だ、燒き殺すんだ、しかし、その火は愛の火だ』と申され出た由、まこと沖縄に缺けたるものは愛の火ではないでせうか。歐米諸國は既に隔離によつて、淨めつくしたのに、燦たる日本のみが未だ癩の國であり、而も沖縄が斷然他府縣のトップを切つているのはけだし常然の結果ではないでせうか

申合

- 一、本會ハ沖繩MTLト稱シ事務所ヲ那覇市久米町一ノ五一日本基督教會内ニ置ク
- 二、本會ハ左ノ事業ヲ行フ
 - (イ) 現在縣當局ノ計畫シツツアル國立癩療養所建設事業ト圓満ナル協調ヲ保チツツ之ガ促進ヲ 図ル
 - (ロ) 目下緊急ノ事業トシテ療養所ノ建設サレル迄臨時ノ救護方法ヲ講ズ
 - (ハ) 癩患者ノ救護慰安ヲ計リ併セテ豫防事業並ビニ隔離療養事業ノ後援を爲ス
 - (二) 衞生思想ノ普及ト迷信ノ打破二努メ患者ハ隔離ニヨリ根絶シ得ルモノナルコトノ宣傳
- 三、本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

通常會員 半年二五拾錢ノ醵金ヲナス者

終身會員 一回二拾圓以上ノ醵金ヲナス者

替助會員 一月二五拾錢以上ノ醵金ヲナス者

図1-2 「沖繩MTL申合」

記されなければならない事柄を満たしているかどうかの線での規定ではあるが、キリスト教信仰を前提にすればこそ、周囲に理解されうるものであったということは出来よう。但し、ここで留意すべきは、キリスト教を前提とした組織である以上、沖縄MTLは、「申合」の前文に記された通り、同時代沖縄のハンセン病問題の所在を、「人道上の痛切な問題として取上げない所」に、「根本的な原因」をみいだすこと、即ち「人々は彼らを忌み嫌ひ排斥し迫害する事をのみ知つて、積極的に愛することを知らない」結果、放置された病

者たちを、物質的かつ精神的に救済しなければならないこと、というその使命が、記されていることである。この点こそが、沖縄MTLの運営と活動の核心をなすことになる。

「申合」の事項は、第一に、那覇市久米町の日本基督教壇那覇教会での「事務所」に設置すること、第二に、同会の事業は、「國立癩療養所建設事業」、「臨時ノ救護方法」、「癩患者ノ救護慰安ヲ計リ併セテ豫防事業並ビニ隔離療養事業ノ後援」、「衞生思想ノ普及ト迷信ノ打破」の四件にあること、第三に、通常・終身・賛助の会員の範

疇の設定と醵金額が設定されるという三項目に留 まる。

その後、「申合」は、1936年2月18日から施行された「沖縄MTL会則」として成就した。その全文は『沖縄MTL報告 第2號』に掲載されている(OMTL-2,19[134])。

この「沖縄MTL会則」は、「日本MTL会則」 の形式に準じ、若干の変形を加えたものである (MTL-1,1926:6[6])。沖繩MTLは全8章16条 であるが、日本MTLは全7章10条から成る。日 本MTLの章構成は、順番に「名称及事務所 | 「目的及事業」「組織」「役員及任期|「維持| 「総会」「附則」と並ぶ。「日本MTL会則」 の第一章から第四章および第六・七章は、沖縄 MTLのそれと、ほぼ同一の形式と内容を持つ。 会員制を採ること、理事の選出法・任期も同一だ が、日本MTLは理事の定数を7名としているの に対し、沖繩MTLは「若干名」となっている点、 そして沖縄MTLは「顧問」を設置する点が、異 なる。会則のより重要な相違点は、第二章「目的 及事業」第四条で規定される「事業」の内容であ る。沖繩MTLが定めた事業は、ハンセン病問題 を巡る地域性が前提とならざるを得ないため、日 本MTLのそれとは差があるものとなる。この点 は、後述する。

「沖縄MTL会則」を、先述した「趣意書」と「申合」との関連からみてみよう。この「会則」では、沖縄MTLの「目的」が、第二章「目的及事業」の第二条にある通り、「沖縄縣下ニ於ケル癩患者ニ基督ノ福音ヲ宣伝シ癩ノ予防救済事業ノ促進ヲ図リ其ノ根絶ヲ期スル」とされ、病者への福音伝道と病者救済事業への専心が示され、「趣意書」と「申合」の精神は、ここに踏襲される。ここに、沖縄MTLの運営と活動の本質を確認することができる。

「事業」に関しては、第三条にある通り、「一、 癩患者ニ対シ伝道慰問相談ヲ為シ併セテ必要ニ 応ジ隔離保護ヲ為ス」、「二、 癩ニ対スル衛生 思想ノ普及ヲ図リ之レガ予防法を宣伝ス」の二点 に整理されている。一では病者救済として「隔離 保護」が、「二」では「衛生思想ノ普及」と共に癩子防法の「宣伝」が含まれる形で整理されている。そして、「趣意書」と「申合」では触れられていない「癩子防法」の宣伝が「沖縄MTL会則」に盛り込まれている点が確認できる。この点は、後に詳述するが、救恤的保護としての「隔離保護」であって、沖縄MTLの事業は、必ずしも強制隔離を目的とするものではない。このように「隔離」と「癩子防法」が並列すると、強制隔離を連想する向きもあるかもしれないが、その件に関しては、1-2-3で論じる。

「第三章 組織及役員」も「申合」をそのまま踏襲したものである。第三章までの内容は「趣意書」と「申合」を踏襲したことが確認できるが、沖縄MTLの組織としての骨格に関わる事柄が、四章以下で、新たに付け加えられている。

「第四章 役職員及任期」「第五章 顧問」においては、再選を妨げず一年の任期で、理事長兼議長、理事、書記、そして理事会からの推薦による「顧問」から成る組織体制が組まれ、「第六章会計」では4月1日から翌年3月31日に至る「会計年度」が設定される。但し、会則に規定されたこの会計年度が機能するのは、3号期からであった。「第七章 総会」では、4月に「通常総会」が開催され、「会務及会計ノ報告役員ノ選挙」を行う。そして理事会からの要請により、理事長の招集で「臨時総会」の開催が可能となる。

1-2. 沖繩MTLの「趣意書」・「申合」・「会 則」と「癩二関スル件」および「癩予防法」 との関連

さて、図1-3で示される沖縄MTLの「会則」に示された「目的及事業」には、「沖縄県下ニ於ケル癩患者ニ基督ノ福音ヲ宣伝」を上位においた上で、「二、 癩ニ対スル衛生思想ノ普及ヲ図リ之レガ予防法を宣伝ス」とあり、福音の宣伝と衛生思想および癩予防法という二つの宣伝が示されている。繰り返しになるが、これらを引いておこう(OMTL-2,19[134])。

沖繩MTL会則

第一章 名称及事務所

第一条 本会ハ沖繩MTLト称シ事務所ヲ那覇市久米町市ノ五一日本基督教会内ニ置ク。

第二章 目的及事業

- 第二条 本会ハ沖繩縣下ニ於ケル癩患者ニ基督ノ福音ヲ宣伝シ癩ノ予防救済事業ノ促進ヲ図リ其ノ根 絶ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第三条 本会ハ前条ノ目的ヲ達成センガ為メニ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、 癩患者ニ対シ伝道慰問相談ヲ為シ併セテ必要ニ応ジ隔離保護ヲ為ス
 - 二、 癩ニ対スル衛生思想ノ普及ヲ図リ之レガ予防法を宣伝ス
 - 三、 其他理事会二於イテ必要ナリト認メタル事業

第三章 組織及役員

- 第四条 本会ハ第二条ノ目的ニ賛同シタル会員ヲ以テ組織ス
- 第五条 本会ノ会員ヲ分チテ左ノ二種トス
 - 一、 通常会員 会費年額金一円以上ヲ納ムル者
 - 二、 終身会員 会費一時ニ金十円以上ヲ納ムル者

第四章 役職員及任期

- 第六条 本会ニ左ノ役職員ヲ置ク
 - 一、理事 若干名
 - 二、書記 若干名
- 第七条 理事ハ総会ニ於テ会員中ヨリ選挙シ理事会ヲ組織シテ予算状況其他重要ナル会務ヲ審議ス 其任期ハーケ年トス但シ再選ヲ妨ゲズ
- 第八条 理事中ヨリ理事長一名ヲ互選ス 理事長ハ本会ヲ代表シ且ツ会議ノ議長トナル
- 第九条 理事中ヨリ常務理事若干名ヲ互選シ会務ヲ処理セシム理事長故障アル時ハ常務理事中ヨリ選 シタル者ヲシテ之レヲ代理セシム
- 第十条 書記ハ理事長之レヲ嘱託シ本会ノ事務ニ当ラシムルモノトス

第五章 顧問

第十一条 本会ハ理事会ノ推選ニ依リ顧問ヲ置ク事ヲ得

第六章 会計

- 第十二条 本会ノ会計年度ハ四月一日ヨリ三月三十一日迄トス
- 第十三条 本会ノ経費ハ会員ノ会費一般有志ノ寄付金其他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ

第七章 総会

第十四条 本会ハ毎年一回四月中ニ通常総会ヲ開キ会務及会計ノ報告役員ノ選挙ヲ行フモノトス 臨時総会ハ理事会ノ請求ニヨリ理事長之ヲ召集ス

第八章 附則

- 第十五条 本会則ハ昭和一一、年二月一八日ヨリ之ヲ施行ス
- 第十六条 本会則ハ総会ノ決議ヲ経ザレバ改正スルコトヲ得ズ

本会理事左ノ如シ

當問 重剛 當山 正堅 井上 弘文 多田 武一 島袋源一郎 照屋 寛範 嶺井 英律 仙波 安 山田 有登 佐久原好傳 服部團次郎 花城 武男

北村 健司 野町 良夫 阿嘉 良薫

図1-3 「沖繩MTL会則」

第二章 目的及事業

- 第二条 本会ハ沖縄県下ニ於ケル癩患者ニ基督 ノ福音ヲ宣伝シ癩ノ予防救済事業ノ促進ヲ 図リ其ノ根絶ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第三条 本会ハ前条ノ目的ヲ達成センガ為メニ 左ノ事業ヲ行フ
 - 一、 癩患者ニ対シ伝道慰問相談ヲ為シ併セ テ必要ニ応ジ隔離保護ヲ為ス
 - 二、 癩ニ対スル衛生思想ノ普及ヲ図リ之レ ガ予防法ヲ官伝ス

ここで留意したい点は、「之レガ予防法ヲ宣伝 ス」と成文化した沖繩MTLの「会則」および 「目的及事業 | と「癩予防法 | との関連である。 この点について、「趣意書」と「申合」に遡っ て、みてみよう。そのためにはまず「之レガ予防 法」が示す含意を確認する必要がある。事実関係 からみていくと、以下の様な推察が得られよう。 この会則が作成されたと推定されるのは、1935年 から1936年にかけての期間であることは間違いな い。そうであるとすれば、この期間には、「癩ニ 関スル件 | を改正して、1931年に公布された「癩 予防法」は、沖縄縣において「癩予防法施行細 則」および「癩予防法施行手続」の法制化を促 し、共に1933年9月27日に発令されていたことに なる。この事実関係を踏まえると、沖縄MTLの 「趣意書 | から「申合 | を経て「会則 | へと至る 過程において参照されたのは、或はより端的にい うと「之ガ予防法」が指示しているのは、1931年 に公布された「癩予防法」であったということに なろう。だが、ここで留意しなければならない点 は、改正された「癩予防法」と「癩予防ニ関スル 件」(正式には「癩予防ニ関スル法律」)との関 係である。それが「改正」である以上は、「癩子 防法 | は「癩ニ関スル法律 | を前提としている点 をみのがすことはできない。沖繩縣での「癩予防 法施行細則」と「癩予防法施行手続」を踏まえた 詳述は別稿を考えているので、以下では本稿との 関連に限定して「癩ニ関スル法律」と「癩予防 法 | の関連について、みてゆきたい⁽¹⁾。

1-2-1. 「癩豫防二関スル法律」について

――「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護 者ナキモノ」の救護

周知の通り、「癩予防法」は、「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」の救護を軸に、1907年3月19日に「法律第十一号」として公布された「癩豫防ニ関スル法律」を改正し、1931年4月25日に「法律五十八号」として公布されたものである。それ故、沖縄MTLの「会則」に記された「癩予防法」がもつ意味を理解するには、1907年の「癩豫防ニ関スル法律」を踏まえておく必要がある。ここでは、それを簡潔にみておこう。

「癩豫防ニ関スル法律」において、救護の対象になるのは第三条に規定された「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」及び「前項患者ノ同伴者又ハ同居者」である。第三条は以下の通りである。

第三条 癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護 者ナキモノハ行政官廰ニ於テ命令ノ定ル所 ニ従ヒ療養所ニ入ラシメ之ヲ救護スヘシ但 シ適当ト認ムルトキハ扶養義務者ニシテ患 者ヲ引取ラシムヘシ

> 必要ノ場合ニ於テハ行政官庁ハ命令ノ定ム ル所ニ従ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ 対シテモー時相当ノ救護ヲ為スヘシ

> 前二項ノ場合ニ於テ行政官庁ハ必要ト認ムルトキハ市町村長(市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市町村長ニ準スへキ者)ヲシテ癩患者及其ノ同伴者又同居者ヲ一時救護セシムルコトヲ得

即ち、救護の対象となるのは、具体的には、資力がなく、浮浪する病者とその同伴者、あるいは在宅であっても資力なく困窮している病者とその同伴者ないし同居者である。そしてその救護方法としては、「行政官廰ニ於テ命令ノ定ル所ニ従ヒ療養所ニ入ラシメ之ヲ救護」する方法^②と、「適当ト認ムルトキハ扶養義務者ニシテ患者ヲ引取ラシム」方法^③がある。これらは、病者を療養所に入

所させることを先に指摘しながらも、但し適当な 扶養義務者がいる場合には、そこに、病者を引き 取らせることとする、という内容を意味している。 そして、その引き取りに際しては第六条に、「扶 養義務者ニ対スル患者引取ノ命令及費用弁償ノ請 求ハ扶養義務者中ノ何人ニ対シテモ之ヲ為スコト ヲ得」とあり、「患者引取ノ命令」という仕方で、 その一時救護に要した費用の請求とともに、病者 の引取りが、扶養義務者に対して法的に強要さ れることになる(4)。ところで、救護対象となる者 は、病者だけでなく、その「同伴者又ハ同居者」 に対しても、「一時相当ノ救護ヲ為スヘシ」とあ り(5)、救護策は病者以外にも広げられている点に は留意したい。これらの命令主体は「行政官庁」 である。そして、これらの救護に要した費用(6)に 関しては、第五条で、「救護ニ要スル費用ハ被救 護者ノ負担トシ被救護ヨリ弁償ヲ得サルトキハ其 ノ扶養義務者ノ負担トス」とあり、まず保護費用 は病者自身に請求され、その病者に支払能力がな い場合には、その扶養家族が代弁することになる。 更に、それが不可能な場合には、第七条において 「一 被救護者又ハ其ノ扶養義務者ヨリ弁償ヲ得 サル救護費」は「府縣ノ負担トス」とあり、沖縄 縣に関しては、「東京府伊豆七島小笠原島」とと もに、「国庫ノ負担」となる。

以上の法内容からすると、「癩豫防ニ関スル法律」では「隔離」という文言は示されていないばかりか、病者と患家・家族にとっては必ずしも不利ではない規定をもつとさえ、いえよう。特に経済的に困窮していた当時の沖縄縣においては、どれだけ周知されていたかは別として、病者とそれを取り巻く人たちを抑圧するような法律では、少なくともなかったといえよう。この点で、「療務性に思えれば供しば、保証」(2005) を原理

「癩豫防ニ関スル法律」は、猪飼(2005)や廣川(2011)が指摘するように、隔離政策としてではなく、病者とその患家・家族の救護・救恤を目的としていたことが読み取れるであろう。

更に、「癩豫防ニ関スル法律」では、医師による検診の規定が第九条で示される⁽⁷⁾。

第九条 行政官庁ニ於テ必要ト認ムルトキハ其 ノ指定シタル医師ヲシテ癩又ハ其ノ疑アル 患者ノ検診ヲ行ワシムコトヲ得

癩ト診断セラレタル者又ハ其ノ扶養義務者 ハ行政官庁ノ指定シタル医師ノ検診ヲ求ム ルコトヲ得

行政官庁ノ指定シタル医師ノ診断ニ不服アル患者又ハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ更ニ検診 ヲ求ムルコトヲ得

診断医師は、基本的に、行政官庁が指定するが、 その診断結果に不服がある場合には、再検診を請求できることが、規定されている。そして、第七条により、「検診ニ関スル費用」については、 「国庫の負担」となる。

ところで、医師の役目は、検診だけでなく、病気の診断がなされた場合には、「患家及家人ニ消毒ノ其他ノ豫防方法ヲ指示」し、三日以内に「行政官庁に届出へシ」と第一条にあり、更に第二条では、「癩患者アル家又ハ癩病毒ニ汚染シタル家」に対して、「医師又ハ当該吏員ノ指示ニ従ヒ消毒其他ノ豫防方法ヲ行フヘシ」とあり、医師ないし市町村の職員は、患家・家族に消毒法と予防方法を指示することが、規定されている。

1-2-2. 「癩豫防法」について――「癩患者ニシ テ病毒伝播ノ虞アルモノ」の収容

次に「癩豫防ニ関スル法律」を改正し、1931年 4月2日に交付された「癩予防法」について、み てみよう。

時代背景としては、国公立療養所の整備が進み、病者を収容する場所が、これまでよりは確保された時点での改正である点が挙げられる。「癩予防法」が発令される以前の1930年に内務省衛生局が発行した『癩豫防二関スル法律中改正法律案参考資料』(内務省衛生局,1930:[344f])の「明治四十法律第十一号中改正法律案提案理由」には、「改正理由」として、第一に「患者ノ療養所入所資格ヲ拡張セル点」(内務省衛生局,193011:[347])、第二に「患者ノ入所費及患

者並其ノ同伴者、同居者ニ対スルー時救護費ヲ国庫及道府県費の負担ト為セル点」(内務省衛生局,1930:12[347ff])、第三に「癩患者ニ対シ業態上病毒伝播ノ虞レアル職業ニ従事スルヲ行政官庁ニ於テ禁止シ得ルコトト為シ其ノ従業禁止ニ因リ又ハ療養所入所ニ困リ生活スルコト能ハザルニ至リシ者ニ対シテハ道府県ヨリ其ノ生活費ヲ補給セシムルコトニセル点」(内務省衛生局,1930:12[347ff])、第四に「医師又ハ癩豫防事務ニ関係アル公務員及此等ノ職ニ在リシ者ニ対シ業務上取扱ヒタル」氏名や血統等の情報の「漏泄ヲ禁スルコトトナセル点」(内務省衛生局,1930:12[347ff])を、それぞれ指摘している。

まず、「癩豫防ニ関スル法律」と「癩予防法」の大きな相違点の一つとして指摘できるのは、法が対象とするのは、「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」から「癩患者ニシテ病毒伝播ノ虞アルモノ」へと変更されている点である。第三条には次の様に改正されている。

第三条 行政官庁ハ癩予防上必要ト認ムルトキ ハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ癩患者ニシテ病毒 伝播ノ虞アルモノヲ国立療養所又ハ第四条 ノ規定ニ依リ設置スル療養所ニ入所セシム ベシ

必要ノ場合ニ於テハ行政官庁ハ命令ノ定ム ル所ニ従ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ 対シテモー時相当ノ救護ヲナスベシ

前二項ノ場合ニ於イテ行政官庁ハ必要ト認 ムルトキハ市町村長又之ニ準ズベキ者ヲシ テ癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ヲ一時救 護セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ニ於テー時救護ヲ為ス場合ニ要スル費用ハ必要アルトキハ市町村又ハ之ニ準ズベキ者ニ於テ繰替支弁スベシ

第三条の改正は、病者を収容する療養所の整備により、「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」、即ち無資力者だけでなく、有志力者で

入所を希望する病者たちをも対象に、「癩患者ニ シテ病毒伝播ノ虞アルモノ|を収容することが可 能になったからではある。だが、しかし「癩予防 上必要ト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ従しった 上で、「癩患者ニシテ病毒伝播ノ虞アルモノ」を 「国立療養所」へ、あるいは第四条で次の如く示 される通り、「主務大臣 | により「指定 | された 「二以上ノ道府縣」に「設置ヲ命」じた「前条ノ 患者ヲ収容スル為必要ナル療養所」へ、「入所セ シムベシ」とあり、〈癩患者ニシテ病毒伝播ノ虞ナ キ病者〉や行政官庁が入所の「必要」を認めない 病者は、依然として自宅療養や浮浪が可能であっ た点は、踏まえておきたい。このことは、「癩予 防法 | では従業規定が病者にとって、以前より も厳しいものに「改正」されてはいるものの、全 面禁止にはなっていない点からも跡づけられる⁽⁸⁾。 この点は、以下の条文から確認できる。

第二条ノ二 行政官庁ハ癩予防上必要ト認ムル トキハ左ノ事項ヲ行フコトヲ得

- 一 癩患者ニ対シ業態上病毒伝播ノ凝ヒアル 職業ニ従事スルヲ禁止スルコト
- 二 古着、古蒲団、古本、紙屑、襤褸、飲食物其ノ他ノ物件ニシテ病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アルモノノ売買若ハ授受ヲ制限シ若ハ禁止シ、其ノ物件ノ消毒若ハ廃棄ヲ為サシメ又ハ其ノ物件ノ消毒若ハ破棄ヲ為スコト

もし、「癩予防法」第三条の規定が強制収容と「隔離」を指示するのであるならば、従業禁止規定は〈あらゆる従業の禁止〉にならなければならない。しかし、ここでの従業禁止は特定の職種を対象としているのみであり、それ以外の従業は依然として可能である。そうであるとすれば、依然として療養所外での病者の療養も従業も、共に可能であったことになる。そして、そうであるが故に、「必要ト認ムルトキハ……癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ヲ一時救護セシムルコトヲ得」と、療養所外で生活する病者と同伴者ないし同居者への「救護」は削除されずに残り、更にこの改

正は、第六条で、「従業禁止又ハ第三条第一項ノ 規定二依ル入所ニ困リ生活スルコト能ハザル者ニ 対シ其ノ生活費ヲ補給スベシ」という従業禁止職 種の特定による病者の困窮への対応策が、「生活 費」の補給により講じられている。検診や救護に かかった費用の扱いには、改正前後での、大きな 変化はみられないが、救護費用の回収困難のため か、第九条中『扶養義務者』を「『親族』二改 ム」と、費用を請求される者の範囲が広げられて いる。これらを鑑みると、「癩予防法」において も、隔離政策としてではなく、病者とその患家・ 家人の救護・救恤を目的としていたことが、読み 取れよう。ということは、「癩予防法」の改正に おいて、「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護 者ナキモノ」から「癩患者ニシテ病毒ノ伝播ノ虞 アルモノしへの変更はみられるものの、「癩患者 ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」とい う「癩予防ニ関スル法律」の法理は、依然として 「癩予防」に継承されていると解釈することがで きる。そうである以上、「癩患者ニシテ病毒伝播 ノ虞ノアルモノ」の療養所への入所を規定する 「癩予防法」の新たな法理は、「癩患者ニシテ療 養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」への救護とい う「癩予防ニ関スル件」での法理を排除したり否 定するものではないということ、即ち、「癩予防 法 | の前文に記された「明治四十年 法律第十一 号中左ノ通改正ス」に示されている様に、「癩豫 防ニ関スル件 | と「癩予防法 | の両者は、「改 正」である以上は、法としての同一性を保持した 法であり、「改正」により「癩患者ニシテ療養ノ 途ヲ有セス且救護者ナキモノ」及び「癩患者ニシ テ病毒伝播ノ虞アルモノ」、そして、それらの同 伴者・同居者を対象とした法であることに、変わ りはない⁽⁹⁾。以下では、この点を前提に、考察を 進めたい。

1-2-3. 沖繩MTLの「趣意書」「申合」「会則」と 「癩二関スル件」および「癩予防法」との関連

さて、沖繩MTLの「会則」に引かれた「癩予 防法」の前身である「癩豫防ニ関スル法律」に記 された上記の内容は、同会の「趣意書」および「申合」の骨格を提供しているとみることができる。以下では、沖繩MTLの「会規」の前身をなす同会の「趣意書」および「申合」と、同会が依拠した「癩予防法」の前身たる「癩豫防ニ関スル法律」との関連について、みてみよう。繰り返しになるが、再度、「趣意書」の一文を引いておこう。

「MTLの当面の仕事は、先ず島内各地の浮浪を余儀なくされておる70名の病者をして、那覇市その他の市町村を徘徊せしめないように保護し、同時に将来縣の療養所の建つまで彼等に精神的団体的訓練を与うるにあります。而して将来は癩に対する衛生思想の普及、迷信の打破、患者の精神的慰問と救済に全力を尽し、以って不幸なる運命に哭するものの跡を断ち、その親類縁者を救い、併せて県の将来の健全なる発展に役立たしめんとするにあります。」(上原編1964:107)

まず、第一に、この「趣意書」の最初の文章にある「先ず島内各地の浮浪を余儀なくされておる70名の病者をして、那覇市その他の市町村を徘徊せしめないように保護」という件りは、浮浪を余儀なくされるという点で、それなりに生きていく術を心得てはいるものの、本病特有の、例えば「ウラキズ」と称する足底潰瘍を負い、そこから破傷風や敗血症を病発し、行路病死に至るといった事態を回避するために、「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」を「救護」するという「癩豫防ニ関スル法律」及び「癩予防法」における救護・救恤のスタンスと合致する。

第二に「将来縣の療養所の建つまで」という文言は、「癩豫防ニ関スル法律」の第四条に記された条文の成就を期すものである。そして、それが、沖縄MTLの、最重要な事業目的の一つとして、位置づけられていた沖縄本島区における療養所の構築問題である。「癩豫防ニ関スル法律」の第四条は、次の様に記されている。

第四条 主務大臣ハ以上ノ道府縣ヲ指定シ其ノ 道府県内ニ於ケル前条ノ患者ヲ収容スル為 必要ナル療養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得 前項療養所ノ設置及管理ニ関シ必要ナル事 項ハ主務大臣之ヲ定ム

主務大臣ハ私立ノ療養所ヲ以テ第一項ノ療養所ニ代用セシムルコトヲ得

「癩豫防ニ関スル法律」が交付された1907年時点 では、国公立療養所は十全に整備されておらず、 病者を収容する場所が十分確保されていなかった。 この点が、「私宅療養」や「私立ノ療養所ヲ以テ 第一項ノ療養所ニ代用セシムル」事態、更には病 者の浮浪を可能にし、熊本の本妙寺や草津の湯之 沢等での病者集落の形成を促した。因みに、私立 療養所の「代用」は、国公立療養所の整備が進ん だ1931年に同法が「癩予防法」に改正された際に、 削除された。しかし、それと同時代の沖縄本島区 には依然として療養所構築が実現されていない状 況であった。沖縄にとって、「癩豫防ニ関スル法 律」及び「癩予防法」第四条に記された内容は、 沖縄MTLにとっても依然として大きな課題の一 つであり続けた。「必要ナル療養所ノ設置ヲ命ス ルコトヲ得」るために、沖縄MTLは、この第四 条の内容を「趣意書」に組み入れる必要があった ということができる。沖縄MTLは、かねてより 青木が購入してといた屋我地・大堂原の地に、青 木に代わり、療養所を構築する方向で、運動方針 を定めた。第四条で示された事態の成就をめざす 点で、沖縄MTLの方向性とこの第四条の方向性 は、一致するものであり、この時点での、沖縄 MTLのこの方向性は、同第四条によって基礎づ けられているということができる。

第三に、沖繩MTLの「趣意書」には、「癩に対する衛生思想の普及、迷信の打破」に「全力を尽す」とある。医学や衛生思想に乏しかった同時代の沖縄縣下では、「迷信の打破」は困難な作業であったと推察される。「癩豫防ニ関スル法律」及び「癩予防法」の第一条には、「患家及家人ニ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示」し、三日以内に

「行政官庁に届出へシ」とあり、更に第二条では、「癩患者アル家又ハ癩病毒ニ汚染シタル家」に対して、「医師又ハ当該吏員ノ指示ニ従ヒ消毒其他ノ豫防方法ヲ行フヘシ」とあり、医師ないし市町村の職員は、患家・家族に消毒法と予防方法の指示に従うことが規定されている。この点を鑑みると、沖縄MTLの「趣意書」にある「癩に対する衛生思想の普及」は、「癩豫防ニ関スル法律」及び「癩予防法」の第一条にある「患家及家人ニ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示」を含みこむ文言とみることができる。

第四に、沖縄MTLの「趣意書」には、病者だ けでなく、「その親類縁者を救い」とあり、単に 病者だけを救済の対象とはしていない。この点に 関しては、「癩豫防ニ関スル法律」及び「癩予防 法」の第三条二項で示された「必要ノ場合ニ於テ ハ行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ前項患者ノ同 伴者又ハ同居者ニ対シテモ一時相当ノ救護ヲ為ス ヘシ という第二項、および第三項の「前二項ノ 場合ニ於テ行政官庁ハ必要ト認ムルトキハ市町村 長(市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市町村 長二準スヘキ者) ヲシテ癩患者及其の同伴者又同 居者ヲ一時救護セシムルコトヲ得」という「救 護」の対象が、病者のみに限定されず、その患 家や同伴者にまで広げられていることと呼応して いる。この様に、沖縄MTLの「趣意書」にある 「親類縁者」の表記は、「癩豫防ニ関スル法律」 及び「癩予防法」の第三条で記された「患者ノ同 伴者又ハ同居者」を享けてのものであるとみるこ とができる。

沖縄MTLの「趣意書」と「癩豫防ニ関スル法律」及び「癩予防法」との間には、以上で示された連動性があるとみるならば、「癩豫防ニ関スル法律」及び「癩予防法」は、この「趣意書」の基調をなしているとみることができよう。そして、これらと直接的には連動しない部分である「患者の精神的慰問と救済」および「将来県の療養所の建つまで彼等に精神的団体的訓練を与うる」というキリスト教信仰に関わる部分が、沖縄MTLの、オリジナルな部分を形成しているといえよう。こ

の様にみるならば、沖縄MTLの「趣意書」から 読み取れる同会のミッションとは、キリスト教に よる精神的救済と「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セ ス且救護者ナキモノ」の救護にあったとみること ができる。

次に、「申合」をみてみよう。繰り返しになるが、「二、本會ハ左ノ事業ヲ行フ」は、以下の通りである。

二、本會ハ左ノ事業ヲ行フ

- (イ)「現在縣當局ノ計畫シツツアル國立癩療 養所建設事業ト圓満ナル協調ヲ保チツツ 之ガ促進ヲ図ル
- (ロ) 目下緊急ノ事業トシテ療養所ノ建設サ レル迄臨時ノ救護方法ヲ講ズ
- (ハ) 癩患者ノ救護慰安ヲ計リ併セテ豫防事 業並ビニ隔離療養事業ノ後援を爲ス
- (二) 衛生思想ノ普及ト迷信ノ打破ニ努メ患者ハ隔離ニヨリ根絶シ得ルモノナルコトノ宣傳

まず第一に、「申合(イ)」で記された「現在縣 當局ノ計畫シツツアル國立癩療養所建設事業ト圓 満ナル協調ヲ保チツツ之ガ促進ヲ図ル」の件りの うち、(イ)の「現在縣當局ノ計畫シツツアル國 立癩療養所建設事業 | は、既に示した「癩豫防ニ 関スル法律 | 及び「癩予防法 | 第四条に記された 「主務大臣ハ以上ノ道府縣ヲ指定シ其ノ道府県内 ニ於ケル前条ノ患者ヲ収容スル為必要ナル療養 所ノ設置ヲ命スルコトヲ得」を享けたものであ り、沖縄MTLは、同法第四条で規定された事業 に「圓満ナル協調ヲ保チツツ之ガ促進ヲ図ル」と、 同法との連続性が示される。第二に、(ハ)の 「豫防事業」の「後援ヲ爲ス」も、「癩予防法」 を前提とした「後援」である(ここでは、「隔離 療養事業」の検討は意図的に除外した)。第三に、 「衞生思想ノ普及ト迷信ノ打破ニ努メ」の件りは、 「趣意書」とほぼ同一の文章であり、ここでいう 「衛生思想」とは「癩豫防ニ関スル法律」及び 「癩子防法」の第一条にある「患家及家人ニ消毒

其ノ他ノ豫防方法ヲ指示」を含みこむものと解釈 することができる。

以上からすると、「申合」もまた「癩豫防二関スル法律」及び「癩予防法」と連続するものとみることができる。そして上述した箇所に該当しない件りが沖繩MTL独自のものということになる。即ち「(ロ)目下緊急ノ事業トシテ療養所ノ建設サレル迄臨時ノ救護方法ヲ講ズ」は、療養所構築問題と共に、沖繩MTLにとって喫緊の課題であり、そしてそれは「(ハ)癩患者ノ救護慰安」を成就させるために必要な課題でもある。

次に、「沖縄MTL会則」(1936)についてみてみよう。繰り返しになるが、ここで検討に付さなければならない箇所を再掲しておこう。

第二章 目的及事業

第二条 本会ハ沖縄縣下ニ於ケル癩患者ニ基督 ノ福音ヲ宣伝シ癩ノ予防救済事業ノ促進ヲ 図リ其ノ根絶ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三条 本会ハ前条ノ目的ヲ達成センガ為メニ 左ノ事業ヲ行フ

- 一、 癩患者ニ対シ伝道慰問相談ヲ為シ併 セテ必要ニ応ジ隔離保護ヲ為ス
- 二、 癩ニ対スル衛生思想ノ普及ヲ図リ之 レガ予防法ヲ宣伝ス

沖縄MTLの「目的」は、まず「沖縄県下ニ於ケル癩患者ニ基督ノ福音ヲ宣伝」することにあるが、これは青木が実践していた〈救癩活動〉の、組織的な継承を意味する。これを第一義に前提とした上で、「癩ノ予防救済事業ノ促進ヲ図リ其ノ根絶ヲ期スルヲ以テ目的トス」と結ばれる。ここで記された「癩ノ予防救済事業ノ促進ヲ図リ」の文脈は、「趣意書」と「申合」で確認した様に、「癩豫防ニ関スル法律」及び「癩予防法」と関連性をもつものであり、それ故「癩ノ予防救済事業ノ促進」とは、信仰上の含意と「癩豫防ニ関スル法律」及び「癩予防法」で記された事業を含みこむことになる。このように捉えるのであれば、沖縄MTLの「目的」は、「癩豫防ニ関スル法律」及

び「癩予防法」で記された事業と両立可能な仕方で、病者への「基督ノ福音」伝道を展開する、あるいはもっと極論すれば、「癩豫防ニ関スル法律」及び「癩予防法」で記された事業を、福音伝道として展開するという信仰実践によって基礎づけるということも、できるであろう。

次に、沖繩MTLの「目的」であるが、ここで は、「趣意書 | (1935a) に記された浮浪患者の 「保護」、病者の「親類縁者ヲ救」うこと、及び 「申合」に記された「(イ) 現在縣當局ノ計畫シ ツツアル國立癩療養所建設事業ト圓満ナル協調ヲ 保チツツ之ガ促進ヲ図ル」、「(ロ)目下緊急ノ 事業トシテ療養所ノ建設サレル迄臨時ノ救護方法 ヲ講ズ | 、「(ハ)豫防事業並ビニ隔離療養事業 ノ後援ヲ爲ス」といった事業の具体的な詳細は、 「会則」において、「一、癩患者ニ対シ伝道慰問 相談ヲ為シ併セテ必要ニ応ジ隔離保護ヲ為ス」と 一括りにされている。そして、「趣意書」に記さ れた「癩に対する衛生思想の普及、迷信の打破、 患者の精神的慰問と救済 | 、「申合 | に記された 「(二) 衞生思想ノ普及ト迷信ノ打破ニ努メ患者 ハ隔離ニヨリ根絶シ得ルモノナルコトノ宣傳しは、 「会則」において、「事業」の第二項として独立 した地位を与えられ、「二、癩ニ対スル衛生思想 ノ普及ヲ図リ之レガ予防法ヲ宣伝ス」と締めくく る。この件が、同時代の沖縄社会において、如何 に重要な課題であったかということは、本節後述 の『沖繩MTL報告書特別記念号』に掲載された 塩沼と家坂の文章が示す様に、当時の浮浪病者た ちが各所属共同体の外部へと放置されていった沖 縄特有の現実を反映しているとみることができる。 特に、「之レガ予防法ヲ宣伝ス」の件りは、経 済的に困窮していた当時の患家にとって、同法 が担った救恤の機能を十全に果す限り、「癩予防 法 | の規定にある「検診 | や「生活費の補給 | 、 そしてこれは1933年9月27日発令の「癩豫防施行 細則」第十条に記されているが、自宅療養上の仕 方や注意点等に関する情報を病者と患家が取得で きる機会を開く点で、決して不利な事態をもてた らす法律ではなかったということが、指摘できる。 「之レガ予防法ヲ宣伝ス」ることには、同時代の 沖縄社会において、この様な意味があったという ことができる。

他方、それに対して、「申合」(1935b)には 「(ハ)「隔離療養事業ノ後援」、「(ニ) 患者 ハ隔離ニヨリ根絶シ得ルモノナルコトノ宣傳 | 、 そして「沖繩MTL会則」には、その「目的」に 「癩ノ予防救済事業ノ促進ヲ図リ其ノ根絶ヲ期ス ルヲ以テ目的トス」、「事業」には「一、癩患者 ニ対シ……必要ニ応ジ隔離保護ヲ為ス」とある。 だが、「隔離」という文言は、「癩豫防ニ関スル 法律 | 及び「癩予防法 | にはみられないものであ り、この点に、「沖繩MTL会則」と、「癩豫防 ニ関スル法律 | 及び「癩予防法 | との相違がみら れる。また「其ノ根絶ヲ期スル」という「目的」 も、同時代沖縄の現実を踏まえると切実な響きは あるが、「癩予防法」を、即、強制隔離と捉える 様な政治的回路に接続されてしまう可能性を持つ 文言である。これらの点はどう考えられるのか。

沖縄MTLのミッションと「癩豫防ニ関スル法律」及び「癩予防法」との関連を踏まえると、ここでいう「隔離保護」とは、実質的には病者の強制隔離を意味するものではないことは、これまでの考察により明らかであろう。そして、その「隔離保護」は、キリスト教的価値観を前提にしたものであり、かつ「必要ニ応ジ隔離保護ヲ為ス」とある以上は、やみくもな強制隔離を前提とした「保護」ではないことも明らかなはずである。では、なぜ、「沖縄MTL会則」に、この様な文言が盛り込まれたのか。

この点に関して、管見の限り、それを明快に説明してくれる資料をもたない。だが、沖縄MTLの「趣意書」「申合」「会則」を通してみえてくるのは、病者を「隔離保護」することにより、「健康者」との接触機会を減らし、それにより癩病の拡大を抑え、ひいては「根絶」が可能であるという論理が持ち込まれており、そうしたことを含めた仕方で「癩ニ対スル衛生思想ノ普及ヲ図リ」、そして「之レガ予防法ヲ宣伝ス」といった事業が、果たして沖縄MTLにとっても、同事時

代の沖縄社会にとっても、実現可能な話になるの だろうか。

まず、こうした論理の流れを可能ならしめる、 その根底には何があるのか。この点から始めよう。 その一つとして指摘できることは、癩を伝染病 とみなす時代制約的な病気観である。というのも、 伝染するからこそ、隔離保護は必要になるからで ある。だが、この病気観の源泉を突き止めること は、本稿の主題としていないが、伝染の可能性の ために、「健康者」との接触を排除するこの病気 観がどの様に流通していたのかを、簡潔にみてみ よう。青木が『選ばれた島』で、花城大尉に対し て「大堂原にライ保養院を建てる」ことについて 話あったときの次の記述には次の様なことが記さ れている。

「……大尉は烈しい感動の色を浮かべて、『青木さんぜひやりましょう』とわたしの手をおとりにならんばかりであった」(青木,1072:233)。

「感動の色」があれば、通常ならば、その相手の手をとるはずであるが、おそらく青木が手をとらせなかったのかもしれない。それはともかく、青木自身が伝染可能性のために、「健康者」との生身での接触を忌避したのは、〈「ライ」は伝染病である〉という病気観を共有していたからである。こうした病気観を、病者の立場からストレートに記したものとして、『日本MTL』第55号に掲載された、青木もかつて入所していた大島療養所の入所者・石本静鳩の次の文章がある。

「然るに亦一面に於いてはほんとうに癩を正 しく理解し認識せし者が九千万国民のうち幾 何あるかを思ふ時、些か憂鬱にならざるを得 ない。今日に於ては癩予防週間まで設けられ て伝染病なる事を叫ばれてゐる。其結果病者 は社会に居たたまらずして遂に療養所入りを 決心して申込むも何れの療養所も超満員の故 を以て拒絶せられるのである。実に療養所の 門前は市をなす有様である。伝染病なるが故に隔離の必要を絶叫し、そして自覚せる病者はその言に従はんとして拒絶せらる。何たる矛盾撞着であらう?」(石本.1935:1[67])。

〈癩は伝染病であり、隔離が必要である〉という 論理の出所の一つは、石本がこの文章の冒頭で記 している「『癩は遺伝にあらず伝染病なり、癩を 正しく理解せよ、未感染児童を救へ、療養所を拡 張せよ』等々の叫びをあげ救癩の大旗を掲げ」 る「日本MTL」が依拠する病気観である(石 本.1935:1[67])。

『日本MTL』第57号では、林文雄が寄せた「癩や淋病は遺伝病なりや」の一文なかで、同様の主張を、自らの医学的見地から「病原菌によつておこる病気に遺伝病はない。赤痢、コレラ、結核、梅毒皆然り。癩も亦同様である」ことを、遺伝説や体質遺伝論を退ける仕方で、論証する(林,1935:2[88])。この論理は、癩は癩菌によって発症するという考えを前提に成立するものである。これと同様の病気観は、沖縄に病者の「蔓延を招来したか」を「再考」する中で、塩沼が述べる以下の考えにもみいだせる。

「種々なる原因が挙げられるだらうが未だ本病に対する誤れる遺伝説の存在することが其の第一。この結果は病を放任し最も危険なる家族内伝染の機会を多く与えたものといはねばならぬ。第二は、迷信の相当根強いもののあることである。即ち巫女を信じて、あやしげな治療をする。それと昔から病者は乞食をさせぬと治らぬといひ患家では物乞ひに出す。本縣では患者を俗にクンチャーといふが原意は乞食の意味ださうである。叉病者が物乞ひに来たらこれに物を与えぬと忽ち恨みを受けて癩になるといふ迷信があって、物を与へる方でも実は怖れつ、与へてゐるといふ。か、る機会が叉外部に於ける感染の機会を作つたのであらう」(塩沼1938:OMTT-3.33)。

塩沼も遺伝説を退け、「家庭内伝染」と物乞いによる「感染の機会」の問題性を、沖縄に特殊な状況であると指摘する。但し、塩沼自身は、伝染と感染の相違について、どう考えていたかが重要になるが、ここでは詳らかではない。逆に、家坂は、きっぱりと傳染という言葉を使う。しかし、それは断定ではなく、「私も信ずる」という信憑である。

「若し其歯科医先生の仰せの如く傳染するものと私も信ずるが、自己の疾病をも養生し得ざる貧民の患者を何故に他に伝染せしめぬ様保護を与経ざるか、何故之を隔離収容せざる、町外に放逐するも、生きくる以上他村他町に行くは必定、ソコにて之に傳染せしむ、糸満町ではソレですむかも知れぬが、沖縄縣といふ集団より見れば何等の予防策どころか、傳染策である。」。(家坂、1938:OMTT-3,26-27)

この様にみてくると、〈癩は伝染病であり、隔離 が必要である〉という病気観は、当時の医療界に とって、そして一部の病者のなかで、遺伝説に 取って代わられるという意味において、新たな 「定説」としてパラダイム化されつつあり、それ への期待があったと、いうことができよう。石本 も、この点で、そうしたことを理解できる「進歩 的しな病者であった。それが故に、「癩を正しく 理解せよ」というスローガンは、「ほんとうに癩 を正しく理解し認識せし者が九千万国民のうち幾 何あるかを思ふ時、些か憂鬱にならざるを得な い」と石本が嘆かざるを得ない程までの、癩に対 する人びとの無理解を前提(発生基盤)に成立す る。この無理解な状況に対しては、社会啓発が必 要になる。そして「正しく理解」する人たちが増 えだしたら、伝染病である以上、社会一般から病 者たちを一律に隔離する必要が生じ、それ故に療 養所の拡充が必要になるというプロットが成立す ることになる。おそらく、こうしたプロットに 乗った病者、乗せられた病者、免れた病者と、現 実はそれぞれであっただろうが、このプロットを 巡り、乗せられた病者という一つタイプから、強 制隔離という意味づけが生じてくる。今日、〈ら い菌が慢性の感染症を発症させる〉という医学知 識は、ハンセン病に対する一つのパラダイムに なっている。こうした見地からすると、〈「ラ イ」は伝染病である〉という病気観の誤謬は、い とも簡単に否定することができるし、極論をいえ ば、ハンセン病経験者にとっての不利益は、それ が誤謬に基づくものである限り、その全てが誤り であったということさえ、できる。だが、当時の パラダイムでは、癩は伝染病であったのであり、 ハンセン病を取り巻く歴史的現実を照射する場合、 この誤謬は破棄されて然るべきではなく、むしろ 不問前提として措定しなければならない。〈癩は 伝染病であり、隔離が必要である〉という、今日 からすれば誤謬とされる病気観が当時のパラダイ ムである以上、当時の状況に眼ざしを向ける本稿 は、その是非に関する判断については停止させ、 この見地に立つ必要がある。但し、この件は癩を 巡る医学研究史の問題でもある。塩沼が癩を「伝 染」と「感染」という二つの用語で説明する以上、 あるいは家坂が、癩は「伝染するものと私も信ず る」と表明する限り、当時の癩への医学的解釈も、 「伝染」説のみが有力だったとしても、依然とし て曖昧な部分を多分に含んでいたとさえ云える状 況であったことも、指摘できる。

だが、本稿ではこの問題圏にはこれ以上、立ち入らない。ここで留意したい点は、当時の〈癩は伝染病であり、隔離が必要である〉という病気観は、「癩予防法」と直接的な関係をもつのではなく、伝染説に関する決定的な論拠がないまま、「癩予防法」に関する或る種の歪んだ恣意的な解釈や法運用から成る有意味構成体が、医の世界ととその外部へ流失することにより、社会的に構築されていったといえるのではないだろうか。というのも、既に確認したように、「癩豫防法」には「隔離」という表現はおろか、明確に「癩」を伝染病と特定する文言も、存在しないからである。

さて、論点を「沖繩MTL会則」第三条に盛り 込まれた「一、 癩患者ニ対シ伝道慰問相談ヲ為

第二章 目的及事業

第三条 本会ハ日本ニ於ケル癩患者ニ基督ノ福音ヲ知ラシメ併セテ癩ノ予防及救療事業ノ促進ヲ期 スルヲ以目的トス

第四条 本会ハ前条ノ目的ヲ達センガ爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、伝道 広ク基督ノ福音ヲ知ラシムル
- 二、官伝 癩ハ遺伝ニアラズ絶滅シ得ラル、コトヲ官伝ス
- 三、相談 患者及ビ其ノ家族ノ相談ニ応ズ
- 四、慰問 講演、映画、音楽其他適当ナル方法二依リ患者ヲ慰問ス
- 五、後援 隔離療養事業ヲ後援ス
- 六、請願 隔離療養事業ノ完成促進其他重要事項ニ関シ当局ニ請願ス
- 七、其他 本会ノ目的遂行上必要ト認ムル調査研究及各種ノ事業

図1-4 「日本MTL会則」

シ併セテ必要ニ応ジ隔離保護ヲ為ス」における「隔離保護」の件に論点を差し戻そう。ここにみられる「隔離保護」の原型は、実は「日本MTL会則」第四条の「目的及事業」に求められる。それは、図1-4に記されている。

日本MTLの「目的」は、「癩患者二基督ノ福音ヲ知ラシメ併セテ癩ノ予防及救療事業ノ促進ヲ期スル」と、キリストの福音を前提とした「癩ノ予防及救療事業ノ促進」であり、この点は沖縄MTLと同じ方向性を持つ(というより日本MTLを範とする)。だが、「救療事業」とは、おそらくは病者を収容する療養所を前提とした事業であり、当時、まだ療養所をもたなかった沖縄本島区において、沖縄MTLが「救療事業」を行うと会則で謳うことは、現実的ではない。それ故、沖縄MTL第二条は「癩ノ予防救済事業ノ促進ヲ図リ其ノ根絶ヲ期スル」と規定し、療養所を必ずしも前提としない、より広い意味での「癩ノ予防救済事業」という表現に変形したとみることができる。

このことを前提に、以下、「事業」をみてみよう。まず、日本MTLは、病者への「伝道」を重んじ、事業の筆頭に上げる。次に、「二、宣伝癩ハ遺伝ニアラズ絶滅シ得ラル、コトヲ宣伝ス」と謳う。確かに「日本MTL会則」第四条二項では「癩は遺伝にあらず伝染病なり」とは謳ってはいない。だが、この一文は、後段に表される「五、後援 隔離療養事業ヲ後援ス」「六、請願 隔離

療養事業ノ完成促進其他重要事項ニ関シ当局ニ請願ス」での「隔離療養」という表現との間に暗示されるあるものを指し示す隠喩を所持している。

というのも、両者の文言の通路に拓かれる中間 領域には、「癩は遺伝にあらず伝染病なり」とい う病気観の隠喩が、既に常に、現出してくるから である。論理的に考えてみよう。〈癩には「隔離 療養」が必要である〉という論理は、その「隔離 療養 | を根拠づける癩菌の伝染性を欠如しては成 り立たない。換言すれば、この論理は、「癩ハ遺 伝ニアラズ」という命題が「癩ハ遺伝ニアラズ伝 染病ナリ」を含意するからこそ、成り立つのであ り、この含意が「隔離療養」を基礎づける根拠 になる。しかし、決定的な医学上の根拠を欠如 したまま、日本MTLは、癩が遺伝病ではないこ と、即ち伝染病であることを、暗黙の裡に、宣言 し、それを宣伝することを一事業となした。沖繩 MTLも、この件は承知していたはずである。と いうのも、沖縄MTLの理事たちが接触したのは、 長島愛生園の医員と職員を含む、日本MTLを支 える有力者達であったからである。おそらく「沖 縄MTL会則」に「隔離保護」が盛り込まれたそ の出所は、「日本MTL会則」第四条二項と五項 であったと、特定できよう。

「日本MTL会則」で謳われた「救療事業」とは、療養所を前提とする以上、実質的には「隔離療養事業」にならざるを得ず、そして、それに関

わる重要事項に関しては、政府に「請願」を行うという強い意志が、表明されている。日本MTLが、「癩ハ遺伝ニアラズ」という病気観を前提に、「隔離療養」を「会則」に盛り込むのは、件の病気観が正しいからである。だが、そこには「癩ハ遺伝ニアラズ伝染病ナリ」と、医学的に断定できない側面があったのではないか、とみることもできよう。この点は不可解ではあるものの、日本MTLの病者に対する事業は、会則規定のみから捉える限り⁶⁰⁰、療養所の存在を後ろ盾に、「癩ハ遺伝ニアラズ絶滅シ得ラル、」と宣伝し、「隔離療養」を後方支援し、入所後の病者慰問を行う点にあることが確認できる。これに対して、沖縄MTLは、どのようなスタンスを採用したのだろうか。

「沖繩MTL会則」が成立するまでの過程を、 ここでもう一度、引いてみよう。まず、「申合」 (1935b) には、「(ハ) 癩患者ノ救護慰安ヲ計 リ併セテ豫防事業並ビニ隔離療養事業ノ後援ヲ 爲ス」とあった。この後段の「隔離療養事業ノ 後援ヲ爲ス」の件りは、日本MTLの第四条五項 と、全くの同文である。ということは、「申合」 を発表した時点(1935年10月頃)の沖縄MTLは、 「日本MTL会則」を範とし、そこに規定された 事業を沖縄本島区でも、所望しうるとみていたの であろう。しかし、この一文は、「沖繩MTL会 則」の作成に際して、削除された。つまり「豫防 事業並ビニ隔離療養事業ノ後援ヲ爲ス|の事業内 容は、「沖繩MTL会則」第三条において、「一、 癩患者ニ対シ伝道慰問相談ヲ為シ併セテ必要ニ応 ジ隔離保護ヲ為ス」と整理された。このことは、 日本MTLの第四条五項の実現が、療養所のない 当時の沖縄本島区においては、達成不可能であっ たことによるといえよう。

次に指摘できるのは、以下の件である。「趣意書」(1935a)で記された「癩に対する衛生思想の普及、迷信の打破、患者の精神的慰問と救済」は、「申合」に記された「(ニ)衛生思想ノ普及ト迷信ノ打破ニ努メ患者ハ隔離ニヨリ根絶シ得ルモノナルコトノ宣傳」の一文に継承され、「沖縄

MTL会則 | の作成に際しては、「事業 | の第二 項として、独立した地位を与えられ、「二、癩ニ 対スル衛生思想ノ普及ヲ図リ之レガ予防法ヲ宣 伝ス」と締め括られた。これは、「日本MTL会 則 | 第四条第二項「二、官伝 癩ハ遺伝ニアラズ 絶滅シ得ラル、コトヲ宣伝ス」を変形させたもの といえよう。つまり、沖繩MTLは、「癩ハ遺伝 ニアラズ絶滅シ得ラル、コトヲ宣伝ス」を、「癩 ニ対スル衛生思想ノ普及ヲ図リ之レガ予防法ヲ宣 伝ス」に置き換えた。ここには、「癩予防法」を もとに展開される「衛生思想」の普及でもって、 「日本MTL会則」の背景を成す「癩は遺伝にあ らず伝染病なり」の隠喩を代替させることにより、 「隔離療養」をではなく、療養所なき当時の沖縄 社会にとって必要であった「衛生思想」と、それ を規定する「之レガ予防法」を前面に押し出す判 断を、沖繩MTLは、会則に盛り込んだというこ とができよう。

次に指摘できるのは、「宣伝」の件である。 「趣意書」(1935a)で記された「癩に対する衛 生思想の普及、迷信の打破、患者の精神的慰問と 救済」は、「申合」に記された(二)項「(二) 衞生思想ノ普及ト迷信ノ打破ニ努メ患者ハ隔離ニ ヨリ根絶シ得ルモノナルコトノ宣傳」の一文に 継承された。これは、「日本MTL会則」第四条 第二項「二、宣伝 癩ハ遺伝ニアラズ絶滅シ得 ラル、コトヲ宣伝ス | を変形させたものであり、 「患者ハ隔離ニヨリ根絶シ得ル」と、〈隔離によ る根絶〉を宣伝するという「日本MTL会則」の 条文では隠喩の内に留められた件の〈癩には「隔 離療養」が必要である〉という論理をストレート に強調する文言が採られている。だが、「宣伝」 に関わるこの(二)項は、「沖繩MTL会則」の 作成に際しては、「事業」の第二項として独立し た地位を与えられ、「二、癩ニ対スル衛生思想ノ 普及ヲ図リ之レガ予防法ヲ宣伝ス」と締め括ら れ、「患者ハ隔離ニヨリ根絶シ得ル」を、削除し た。つまり、沖縄MTLは、「申合」(二)項後 段の「癩ハ遺伝ニアラズ絶滅シ得ラル、コトヲ宣 伝ス」を、「癩ニ対スル衛生思想ノ普及ヲ図リ之

レガ予防法ヲ宣伝ス」に置き換えた。ここには、 「癩予防法」をもとに展開される「衛生思想」の 普及でもって、「日本MTL会則」の背景を成す 「癩ハ遺伝ニアラズ」の隠喩を代替させることに より、「隔離療養」をではなく、療養所なき当時 の沖縄社会にとって必要であった「衛生思想」と、 その規定を含み、沖縄にはまだ多かった「癩患者 ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」の福 利厚生をも含む規定を持つ「之レガ予防法」を前 面に押し出す判断を、沖縄MTLは、会則に盛り 込んだということができよう。

以上の様に、「二、 癩ニ対スル衛生思想ノ 普及ヲ図リ之レガ予防法ヲ宣伝ス」とする沖縄 MTLの「宣伝」は、「癩ニ対スル衛生思想」の 「普及」と「癩予防法」の「宣伝」の二件でもっ て、「癩ハ遺伝ニアラズ絶滅シ得ラル、コトヲ 宣伝ス」の一文を代替する含みを所持する以上、 「隔離保護」という言葉が使用される会則ではあ りながら、沖縄MTLが謳う「癩ニ対スル衛生思 想ノ普及ヲ図リ之レガ予防法ヲ宣伝ス」と、日本 MTLが謳う「二、宣伝 癩ハ遺伝ニアラズ絶滅 シ得ラル、コトヲ宣伝ス | とが直結する論理はみ いだせない。むしろ、両者は、屈折しながら、一 定の距離を保つ内容になっている。その距離と は、「癩予防法」と「癩予防ニ関スル法律」の距 離ともいえるかもしれない。「日本MTL会則 | は、「癩予防法」における「癩予防上必要ト認ム ルトキハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ癩患者ニシテ病毒 伝播ノ虞アルモノ」を収容することが可能な状況 を前提としていた。それに対して、「沖繩MTL 会則」は、「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救 護者ナキモノ」が多い沖縄の現実を、換言すれば 「癩予防法」第三条の「癩予防上必要ト認ムルト キハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ癩患者ニシテ病毒伝播 ノ虞アルモノヲ国立療養所又ハ第四条ノ規定ニ依 リ設置スル療養所ニ入所セシムベシ」という定め が、沖縄本島区には療養所がないがために効力を 持ち得ず、特別の事情がない限り、療養所に入る ことが出来ない病者たちの現実を前提としている。 この様に、「沖繩MTL会則」は、療養所を前提

とする「日本MTL会則」とは似て非なるものとなった。「沖縄MTL会則」は「日本MTL会則」を原型にしながらも、「癩豫防ニ関スル法律」および「癩予防法」の法理からの影響を受ける仕方で、沖縄固有のものとなったということが出来よう。

最後に、「隔離保護」について、みてみよう。 既に述べたとおり、沖縄本島区に療養所がなかっ た時代に、日本MTLが謳う「隔離療養」は不可 能である。「沖縄MTL会則」が成立した2号期 では、「必要ニ応ジ隔離保護ヲ為ス」ことしかか なわぬ現実があったが故に、沖縄MTLは、療養 所への「隔離療養」ではないオルタナティヴな途 をスタンダードにせざるを得なくなったことをこ れまでみてきた。その際に、オルタナティヴな途 を準備させたのは、「日本MTL会則」ではなく、 私宅療養・自由療養が可能であった「癩予防法」、 より厳密にいえば療養所のない時代に私宅療養・ 自由療養が可能であった時代に動いていた「癩患 者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ|を 対象とした「癩豫防ニ関スル法律」の法理に近い 「救護」こそが、沖縄の現実に合致していたとい うことが出来よう。

「沖繩MTL会則」に記された「必要ニ応ジ隔 離保護ヲ為ス|は、「癩予防上必要ト認ムルトキ ハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ癩患者ニシテ病毒伝播ノ 虞アルモノヲ国立療養所……二入所セシムベシ における「必要ト認ムルトキハ」を引用するこ とにより、「日本MTL会則」における「隔離療 養」を置き換え、それに重ね合わせる方途を拓い たといえるのではないだろうか。それ故「隔離保 護」は「隔離療養」を変形させたものであり、そ れを変形させる論理を「癩予防法」から借用した 点にこそ、同時代沖縄のハンセン病問題の現実 と沖繩MTLの現実があったといえよう。こうし た意味において、「沖縄MTL会則」は、「日本 MTL会則」の方途には合わせにくく、かつ「癩 予防法」との連動性を射程に納め参照することで、 両者とは違った、療養所を前提としない救護法の 構築をめざさざるを得なかったということになる。 この点で、「申合」の「(ロ)目下緊急ノ事業トシテ療養所ノ建設サレル迄臨時ノ救護方法ヲ講ズ」にこそ、沖縄の病者の現実に帰因したMTLの特殊性と、それを帰結せしめた苦悩があったということになろう。

実際に、こうした点は、「部落隔離運動」や実際の病者救護の際に、沖縄MTLが行った救護法にみることができる。『沖縄MTL報告(書)』に記載された僅かばかりの例を引いてみよう。

まず一例は次の通りである。

1935年10月12日 「浮浪患者二名那覇市内を 乞食するを観受けたれば、辻原裏バクチャ屋 附近の洞窟に仮収容、給食をなさしめ市内に て浮浪乞食をするを禁じたり。収容給食を 爾来一月三十日敬愛園へ輸送する迄継続す」 (OMTL-1:4)。

9月17日にはバクチャヤーは警察により掃討さ れたが、その附近のガマを仮収容所とするよう に、病者の集合所やシマの隔離所が、救護所とし て代用されたケースが考えられる。恐らくこの二 人は、11月30日の鹿児島収容まで、沖縄MTLが 救護していたことになる。これは、「癩予防法」 第三条四項「前項ノ規定ニ依リ市町村長又ハ之ニ 準ズベキ者ニ於テ一時救護ヲ為ス場合ニ要スル費 用ハ必要アルトキハ市町村又ハ之ニ準ズベキ者 ニ於テ繰替支弁スベシーに該当し、沖繩MTLは 「又ハ之ニ準ズベキ者」を意味することになろう が、給食等救護費は沖縄MTLの「救護費」によ り「繰替支弁」されていた可能性がある。本件は、 「癩予防法細則(沖繩縣)」(昭和八年沖繩縣訓 令第二十一号)上では、警察官吏が担う仕事であ る。因みに、「癩予防法細則(沖繩縣)」第五条 により、この二人は、住所ないし本籍地があれば、 沖縄縣知事に申請して「生活費」の補給を受ける 道が残されているが、補給を受けると、「癩予防 法手続(沖繩縣)」(昭和八年沖繩縣訓令甲第八 号) 第六条により、警察署員が視察に来ることに なり、場合によっては同法第十条により「親切叮

嚀に癩の性質伝染の原因を説示」されることがある。次は二および三例目である。

1936年10月26日 「四、浮浪患者の件、原則として相談所に入れぬ事とす縣当局に対し浮浪者を現籍地に返すやう努力してもらう様依頼する事。五、安村の件、伊江島に於いて字当局と協力して隔離保護中の患者安村をM・T・L側として同地にて世話をなす阿波根氏より安村の食費三円を一円増して欲しいとの要求あり、右につき阿波根氏にくれぐれも安村を島より出さぬやうたのみて増額する事に決定」(OMTL-2;4)

1941年2月13日 「本日より四五日間無宿の 青年患者を隔離擁護をなし、三月二九日に入 園せしむ」(OMTL-5:2)

前者の引用には二件、示される。まず、「四、浮 浪患者の件、原則として相談所に入れぬ事とす縣 当局に対し浮浪者を現籍地に返すやう努力しても らう様依頼する事 | は、おそらくは「生活費 | の補給を受け、相談所の定員数、及び沖縄MTL の経済的負担を考慮してのことと考えられるが、 「癩予防ニ関スル件」第三条には扶養義務者によ る強要的な病者「引取」の命令に関する規定があ り、それに近い救護法ともとれる。尚、服部によ ると、沖縄MTLは、結成後、浮浪病者の、その 出身地での扶養義務者による引き取りを行ってい た。後者の引用は、「癩予防法」第三条及び「癩 予防法手続(沖繩縣)」第十一条にある病者の一 時救護に抵触するものであり、一時救護は警察署 で行うが、「救護上必要アリト認ムルトキハ被救 護者ヲ市町村長ニ引渡スヘシ」とあり、これは病 者の自宅ないし実家に戻される場合があったこと を、指示するものである(一例目も、これらに該 当する可能性はありうる)。

「昭和一五年五月に初めて結成されました沖 繩MTLは縣内に浮浪する七十数名の癩患者 たちの救済に乗り出す事になり、彼等を各々 その出身地に帰してその生活を支持して参つ た」(服部.1938,OMTL-3:14)

伊江島の件も、身近な場所が救護所になるが、それ以上のことは判らない。これらは、僅かな例だが、療養所がない中、「癩予防法」に忠実な「隔離保護」をおこなっていたことが、垣間みれる。

同時代の沖縄では、宮古療養所の沖縄本島区、八重山群島区からの入園の道は閉ざされていたため、楽生園(台灣)、鹿児島県の敬愛園、九州療養所(現菊池恵楓園)等に自ら出向く病者たちがいたことも付記しておく。但し、当時の病者の居場所の一つとして、監獄があったことを、家坂は『沖縄MTL報告書 特別記念号』によせた「沖縄救癩運動の今昔」で、次のように記している。

「私は宮古療養所に行くまで、那覇地方裁判 所の嘱託で、数々傷害致死の疑いのある屍体 を解剖したものだが、私の手をかけたもの丈 けでも百に近いであらうが、その中に加害者 が癩患者なる事がある。此時はさすがの半官 殿もたじ、、であつて全くウンザリしている。 家の中では伝染がおそろしい、屋外に『テン トの用意』などして審判の座を設ける。犯罪 の事実明瞭なるも大概不起訴にするといふ寛 大ぶり手瀬ある。私は又時々刑務所にも行っ た。私が罪人であつたのではない。入監者の 精神鑑定の為である。その中にも癩患者もゐ た。其消毒の方法が頗る撣つたものであつた。 頭から昇汞水をブチまけないばかりである。 『コレも人の子樽拾い』そのかみの俳人が瞼 をあつくしたが、ソンナなまやさしい事では ない、此世ながらの地獄である。遂に精神異 常者として出獄の恩恵に浴したが、果たして 彼は恩典であつたか、むしろ不幸ではなかつ たか、ソンナものは沖縄にザラにあるのであ る」(家坂,1938OMTL-3:28-29)。

「癩予防法施行細則(沖繩縣令第二十一号)|

(1933年9月27日)第十条には、「拘留又ハ禁固以上ノ刑ニ処セラレ刑期中ノナルトキ若ハ未拘留中トナルトキ」は「生活費」の補給が減額ないし停止になるとする規定があるが、物乞途中の窃盗や強盗の様な事態がなかったわけではないことを、家坂の文面から窺うことができる。法曹界による病者への扱いもひどいが、癩と犯罪と精神病のネクサスが家坂には視えていたのだろう。

最後に、沖縄MTLは、3号期に「部落隔離運動費」を計上したが、4号期では執行しなかったことが決算報告されているものの、2号期及び3号期の「事務報告」にて、八重山・大浜での「部落隔離」が記載されている。

これは、3号末尾の自社広告「沖繩MTLを御支援ください」の「事業計画」に、「第四、部落隔離運動―隔離の急を要する患者多き部落を指定して仮収容小屋を造り、国立療養所に収容し切れない病者を救済する運動。一部落五十円宛七ヶ村の予定」と記されているものである。この「事業計画」からみる限り、それは、病者の多いシマで、隔離所として小屋を立てるものであり、沖縄では一般的にみられるシマ社会からの「隔離所」と同様のものといえよう。但し、下記には「大浜村の公文」とあり、村長の指示を前提とした公的な隔離ということになる。

「八、八重山大濱村の件、A三井報恩会に対し推薦する事。B大濱村より公文にて交渉ありし場合手続き方法を示す。C、大濱村より同地部落隔離の事業のため花城氏に来援を乞ひきたれり、之に対する処置に就いては同村よりの公文交渉来たりて後相談する事に決定」(OMTL-2:4-5)。

更に3号では「十一月[十五日]事務所にて理事会を開き、野町理事より国立宮古療養所及び大濱隔離所を訪問せる報告ありて……」と記されている。因みに、時期はずれるが、「癩予防法手続(沖繩縣)」(明治四十三年縣訓令甲第十六号)第十四条には、患者を保護した際に「金一円以内但シ宿泊

スへキ家屋ナル場合ニ限ル」と「小屋掛費」が計上され、その「繰返替支弁」の上限額が示されており、明治後半の沖縄縣では、この様な処置が取られていた。この「部落隔離」が、「隔離保護」の一環であったとすれば、「沖縄MTL会則」の「隔離保護」は、明治期の病者を巡る沖縄社会の慣習に近い扱いであり、その限りにおいて、「日本MTL会則」にある「隔離療養」を変形させたものではあろうが、その実際は、青木たちの沖縄での生活様態を、大きく越え出るものではなく、「日本MTL会則」にある「隔離療養」との間には、かなりの開きがあるものと、考えられる¹²。

註

- (1)以下の考察は、(猪飼,2005) (廣川,2011)の研究成果に多くを依っている。尚、以下で考察に付される法律条文は、『ハンセン病問題資料集成』(不二出版)に掲載のもの、沖縄愛楽園自治会編(2006) 『沖縄縣ハンセン病問題証言集 資料編』沖縄愛楽園自治会、及び山本俊一(1993)、廣川和花(2011)に掲載されたものを参考にした。
- (2)「行政官廰ニ於テ命令ノ定ル所ニ従ヒ療養所ニ 入ラシメ之ヲ救護」する方法に関しては、「癩 予防ニ関スル件施行手続」(1910年4月9日沖縄 縣訓令甲第十六號)(沖縄縣訓令甲第十六號) の第十条が、次の様に対応している。因みに、 同訓令は「島廰 郡役所 警察署 警察分署 区役所 町村役場」に発令された。
 - 第十条 癩患者ヲ療養所ニ入ラシメムトスルトキハ警察官署ハ知事ノ指揮ヲ受ケ第九条ノ金員物件謄本ト共ニ患者ヲ左ノ方法ニ依リ警察部ニ直送スヘシ但シ途中直送シ難キ事項生シタルトキハ護送巡査ヨリ其他ノ警察官署ニ患者ノ送致方ヲ引継クコトヲ得
 - 一 患者ノ所持金品ハ可成各本人ニ携帯セシムルコト
 - 二 患者ヲ船車ニ依リ送致スル場合ニ於テ ハ予メ其ノ人員及出発日時ヲ駅長又ハ船 長ニ通知シ可成一般乗客ト隔離セシムル

コト

- 三 患者ヲ護送スルニハ装置書ヲ作製シ護 送巡査ヲシテ当該吏員ノ領収印ヲ受ケシ メ保存スルコト
- 四 護送途中ハ可成宿泊ヲ避ケ若シ宿泊ヲ 要スルトキハ其ノ地ノ警察官署ニ協議シ 便官ノ場所ヲ選定スルコト
- 五 癩患者ノ乗用ニ供シタル船車等ハ発送 地警察官ヨリ到着地警察官署ニ通知シ到 着地警察官署ニ於テ之ヲ消毒スルコト

これに従う限り、療養所に入るに際し、病者の 金品・財産は没収されることなく、謄本を作成 した上で、病者に携帯させることになっている。

(3)「適当ト認ムルトキハ扶養義務者ニシテ患者ヲ 引取ラシム」方法に関しては、「癩予防ニ関ス ル件施行手続」(1910年4月9日沖繩縣訓令甲第 十六號)の第八条が、次の様に対応している。

第八条 前条ノ場合ニ於テ其ノ扶養義務者ヲ 適当ナリト認めムルトキハ引渡ノ期日ヲ指 定シ之ニ対シ引取ヲ命スルコトヲ得

前項ノ引渡ヲ了ヘタルトキハ其ノ旨ヲ知 事ニ報告スヘシ

ここでの「引取」は「命令」となっており、強制的な引き取りという性格をもつものである。 因みに、病者で出獄した際に、資力なく、救護者もいない場合には、第五条が、次の様に対応している。

第五条 警察官署ハ癩患者ニシテ出獄後療養 ノ途ナク且救護者ナキ旨通報ヲ受ケタルト キハ其引渡ヲ受ケテー時之ヲ救護スヘシ これを踏まえる限り、警察署は「癩患者ニシテ 療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」及び「其 ノ同伴者又同居者」の一時救護所となる場合が あったことになろう。

- (4)「引取」に関しては、「癩予防ニ関スル件施 行手続(1910年4月9日沖繩縣訓令甲第十六 號)」の第十一条が、次の様に対応している。
 - 第十一条 癩患者ノ引取ヲ命セラレタル扶養 義務者ニシテ其ノ指定期間内ニ引取ヲ為サ サルトキハ警察官署ハ知事ノ指揮ヲ受ケ患

者ヲ救護セル区長村長ニ通知シ金員物件簿 ノ謄本ヲ添へ該患者ヲ扶養義務者ノ所在地 ニ送致スルコトヲ得

- (5)その際の財産の取扱手続に関しては、「癩予防 ニ関スル件施行手続(1910年4月9日沖繩縣訓 令甲第十六號)」の第十一条が、次の様に対応 している。
 - 第九条 警察官署又ハ区長村長ニ於テ癩患者 並其ノ同伴者又ハ同居者ニ対シテー時救護 ヲ為ストキハ所

持ノ金銭其他ノ物件ヲ調査シ附録第二号 様式ノ金員物件簿ニ登記シテ保管シ其ノ金 員物件ヲ引渡シ若ハ被救護者ニ於テ使用シ 又ハ救護費用ニ充テタルトキハ其ノ事由及 年月日ヲ記載シ証印ヲ押捺シ其ノ保管並出 納ヲ明瞭ナラシムヘシ

- (6)その際の財産の取扱手続に関しては、「癩予防 ニ関スル件施行手続」(1910年4月9日沖繩縣 訓令甲第十六號)の第十一条が対応している。
- (7)これらの救護に要した費用に関しては、「癩子 防ニ関スル件施行手続」(1910年4月9日沖縄 縣訓令甲第十六號)の第十四・十五・十六条が、 次の様に対応している。
 - 第十四条 癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ヲ 一時救護ノ為メ繰替支弁ス[へ]キ費用ハ左 ノ限度を超ユルコトヲ得ス但シ臨時必要ノ 費用ニシテ此ノ限度ニ拠據リ難キモノハ 其ノ実費ヲ支弁スルコトヲ得診断料[以下、 略]
 - 第十五条 区長村長二於テ癩患者及其ノ同伴 者又ハ同居者ヲ一時救護ノ為メ繰替支弁シ タル費用ハ附録第三号様式ノ請求書ニ計算 書及證憑書類ヲ添へ且弁償期間ヲ指定シテ 被救護者又ハ扶養義務者ニ之ヲ請求スヘシ 但シ弁償ヲ得サルトキハ其ノ事由ヲ具シー 件書類ヲ添へ知事ニ請求スヘシ
 - 第十六条 被救護者又ハ扶養義務者ニ対シ弁 償ヲ求ムヘキ救護費ハ左記各号ニ拠ルヘシ 一 療養所ニ於ル食費、薬価、其ノ他治療 用品費

- 二 送致費 (護送官吏ノ旅費ヲ除ク)
- 三 一時救護ニ要シタル費用
- (8)検診に関するの取扱手続に関しては、「癩予防 ニ関スル件施行手続」(1910年4月9日沖繩縣 訓令甲第六號)の第十一条が対応している。
 - 第十三条 明治四十年七月内務省令第十九号 六条第二項ノ規定ニ従ヒ検診ノ請求ヲ受ケ タルトキハ曩ニ検診ヲ為シタル指定医師ノ 診断書ヲ添ヘ且反対意見ヲ有スル医師ノ学 歴及其ノ者ト患者又ハ扶養義務者トノ関係 其ノ他参考ト為ルヘキ事項ヲ具シ知事ニ進 達スヘシ
- (9)廣川も指摘するように(廣川,2011:71)、この 従業規制は、「癩予防法」発布後、1910年4月 9日に発令された沖縄「縣訓第十六号」の「癩 予防ニ関スル施行手続」に、先取りされている。
- (10)法の「改正」に関しては、法学を専攻される同 僚の藪本知二先生から知的供与を頂いた。氏に は、ここに記して深謝申し上げる。同氏による と、第一に、ハンセン病研究において使われる 「法律第十一号 癩予防ニ関スル件」という表 記は、法学からみた場合、正式な法律名ではな く、公布文に記された「癩豫防ニ関スル法律 (明治四十年法律第十一号) 」が正確な法律名 であること、第二に、法の「改正」に際しては、 法律番号の変更は行わず、それを維持し続け、 それにより改正前後の法は同一性が確保される こと、第三に、法の廃止は、「廃止法」の制定 がなされること、の三点であった。このことを 踏まえると、次の点が指摘できる。「癩豫防ニ 関スル法律|は「法律第癩予防法|(昭和六年 法律第五十八号) 」と法の名称が変更になって いるため、確かに番号は変わっているが、「法 律第癩予防法」の「前文」には、「癩豫防ニ関 スル法律」の「改正」であることが記されてい る。「改正」であれば、法番号は変更しないの だが、「癩豫防法」は法番号も名称も変わって いるにも拘わらず、「癩豫防法」の「前文」で は、「癩豫防ニ関スル法律」の「改正」が記さ れている点で、「癩豫防法」は両義的な性質を

所持しているといえよう。それ故、法内容の解 釈が必要になるが、「癩豫防法」の「前文」に 「改正」示されていること、そして、「癩豫防 ニ関スル法律」と「癩予防法」は、実質的に、 件及び第二条における従業規制の件、および第 三条における、療養所入所に関する付け加えが ある点に特徴はあるが、全体の枠組みに大きな 変化はないことを鑑みると、法番号と名称の変 更はあるもの、実質的には「癩豫防ニ関スル法 律」は「法律第癩予防法」との同一性を保持 した「改正」という性格をもつという解釈が成 り立つ。そしてより厳密にいうと、「癩豫防ニ 関スル法律」と「癩予防法」を、同一性を持た ない、全く別の法であると解釈するのであれば、 同法の廃止に関わる法律の制定が必要であるが、 そうした手続きはなされておらず、この点でも 「癩豫防ニ関スル法律」と「癩予防法」は、同 一性を保持していることになると考えられる。

(11)本稿で対象とするのは、あくまでも「日本 MTL会則」に限定されたものであり、本稿で は同会則に「癩ハ遺伝ニアラズ」「隔離療養」 という文言が記されていることを指摘したが、 それを根拠に、日本MTLが隔離政策に加担し たとする見解と、本稿の問題関心は関連をもた ない。

(12)本稿で扱える沖縄MTLによる「隔離保護」の 事例は少数であり、これらによってすべてが網 羅されるのではないことも、断っておく。

2. 「沖繩MTL報告(書)」からみた同会の活動

本節では、「沖繩MTL報告(書)」からみた 同会の活動について、みてゆきたい。以下では、 同誌の目次の構成、同誌各号に掲載された「事務 報告」および会計報告を軸に、同会の活動を、前 述した各号期ごとに、その主だったものに限定し てみてゆくことにしたい。

2-1. 1号期の沖繩MTL (1936年5月~1936 年1月)

『沖繩MTL報告』第一號(1935年5月~1936

年1月)によると、その活動は、青木たち病者の 経済・物資面での支援活動と、社会啓発から始 まったことが伺える。まず青木の発案により、屋 部〈隔離所〉の東江新友宅に下屋をおろし、那覇 市を徘徊する病者の収容方を画策したが、このこ とが屋部に「仮収容所」ができると新聞報道さ れたため、発足後、約一ヶ月を経過した6月27日、 屋部の〈隔離所〉が同地のシマ人たちにより焼却 される事件が起きた(屋部〈隔離所〉焼討事件)。 青木たちのこの窮状は、かねてより青木を支援し ていた長島愛牛園の医師・林文雄が、この焼討事 件の現場に足を踏み入れることになり、この事件 は、後に本土で展開された沖縄の病者救済運動に おいて象徴的意味を帯びることになる。この危機 を打開すべく、沖繩MTLの代表・服部團次郎は、 本土へ長期にわたる募金行脚に出(1935年8月6 日~9月30日)、三井報恩会から、愛楽園の前身 となる「沖繩MTL相談所」を屋我地・大堂原に 構築する資金援助を引き出した。他方、新設され た星塚敬愛園に園長として赴任した林文雄により、 沖繩縣の病者収容が行われた(鹿児島収容)。

尚、これ以外のものとして重要な出来事は、9 月17日の那覇のバクチャヤーの掃討である。

「9月17日 バクチャヤー掃討。仮収容所 (ジャルマ) に浮浪患者を収容したため、「空 家となりたる市内辻原裏のバクチャ屋の患者 小屋は彼等の要請と本会の斡旋に依り、那覇 警察署の手にて焼き拂はる」(OMTL-1:3)

この記事に従う限り、バクチャヤーにいた住民は、青木たちがいたジャルマへと「収容」されたことになる⁽¹⁾。これにより、元気な浮浪病者の浮浪生活は困難な事態へと向かうことになる。他方、ジャルマ・大堂原の「仮収容所」に居た青木恵哉たちは、「12月28日 ジャルマを完全撤退し、大堂原仮収容所へ移動」した。⁽²⁾また、その直前の「12月8日 宮川量夫人千代氏、来沖」とあることも指摘しておこう⁽³⁾。

沖縄MTLに寄す······	■ ·····■
事務報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	北村健司 · · · · · · · 一
会計決算報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	······································
醵金者芳名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	野町良夫 · · · · · 九
沖縄MTLの生れる迄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	花城武男 · · · · · 二十
県外募金並に患者輸送に就いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	服部團次郎 · · · · · 二三
天国の星影・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	青木惠哉 · · · · · 二六
編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	野町良夫

図2-1 沖繩MTL編(1935~1936) 『沖繩MTL報告』 第一號 目次

2-2-1. 『沖繩MTL報告』第1号の「目次」「事務報告」および会計報告からみの沖繩MTLのミッションと活動

『沖縄MTL報告』第1号の目次は図2-1の通りである。まず、第一號には、著者名不記載ではあるが、しかしそれ故に、沖縄MTLの総意としてみることができる「沖縄MTLに寄す」が目次の次頁に、頁数を示さぬ形式で掲載されており、関連するトピックとしては、沖縄MTLの実質的な発起人である花城武男による「沖縄MTLの生れる迄」、沖縄MTL結成前後での病者たちのあり様をつづった青木惠哉による「天国の星影」の二本が寄せられ、これらから、本号は、沖縄MTL結成を記念した特集号としての位置づけをもつ。

次に、1号期には、同号「事務報告」によると、沖縄MTL結成直後の6月27日に、「屋部の焼討事件」が勃発した。青木たち病者一行は屋部の隔離所を追われることとなり、結成後、間もない沖縄MTLは、資金不足とともに、窮地に陥った。取り分け資金面に関する打開策の一環として、沖縄MTLの代表・服部團次郎は、本土へ長期にわたる募金行脚に出(1935年8月6日~9月30日)、三井報恩会から、愛楽園の前身となる「沖縄MTL相談所」を屋我地・大堂原に構築する資金援助を引き出した。

その後の11月30日から12月1日にかけて出発した沖縄縣下の病者の鹿児島収容(星塚敬愛園への病者収容)という大きな出来事があった。この収容は、新設された星塚敬愛園・初代園長の林文雄の計らいによるものである。そのいきさつは、長

島愛生園時代から青木たちを支援していた林が、「屋部の焼討事件」の現場に足を踏み入れたことによる。林は、こうした沖縄の窮状を前に、奄美の病者収容方と同時に、沖縄縣の病者収容を沖縄MTLに打診した。そこで、沖縄MTLは、沖縄縣の協力を得、12月1日、131人の病者を乗せた船が、名護を発った(鹿児島収容)。これにより、浮浪病者の絶対数は、みかけ上、減少したが、隠れている病者は本島各地に遍在し、発覚した際の「隔離保護」を沖縄MTLが担っていたことが窺える。ここで確認しておきたいことは、鹿児島収容が、当時の沖縄MTLにとって、いかに大きな意味を持っていたか、という点である。『沖縄MTL報告書 特別記念号』に掲載された服部團次郎の次の述懐は、そのことを指示している。

「昭和一五年五月に初めて結成されました沖縄MTLは縣内に浮浪する七十数名の癩患者たちの救済に乗り出す事になり、彼等を各々その出身地に帰してその生活を支持して参ったのでありましたが、其後鹿児島敬愛園が建設されるに当り、林園長先生方の特別なお取り計らひによりまして、百参拾名の病者を同園に送る事が出来、こ、に差迫つた救助の問題は一段落を告げたのでありました(服部、1938、OMTL-3:14)。

『沖縄MTL報告』第一號では、これら二つの出来事を享け、服部による「県外募金並に患者輸送に就いて」、及び花城による「沖縄MTLの生れ

る迄」の後段「患者移送に就いて」が、寄せられている。

以上からすると、『沖縄MTL報告』第一號は、発会宣言の如き「沖縄MTLに寄す」に続き、「事務報告」「会計決算報告書」「醵金者芳名」という報告事項から成る並びからすると、同会の一号期の活動報告を反映させた編集になっているということができよう。そして「事務報告」を前にし、「醵金者芳名」を後にもってくる編集方針は、同誌第三号まで、続けられる。

2-1-2.1 号期会計期の会計報告からみた沖繩 MTLの活動

1号期会計期の支出決算は表2-1の通りである。以下では、紙幅の関係から、予算案に関しては割愛する(但し3号期以降は、書式上、予算額欄がある)。歳入・収入決算に関しても、「会費」「寄附」「雑収入」等に費目が限定され、各支出決算に示された支出額と繰越金から、各号期の予算規模は推し量れるので、費目の詳細が記載された3号期以外は割愛した。6号期は5号掲載分しかないので、そのまま掲載したが、歳入に関しては、それを概観する必要があるので、以下、その概略を簡潔に示しておく。尚、表2-0に、1号期から6号期までの歳入・歳出決算一覧を掲げておく。因みに、「沖縄MTL相談所」開所後の4号会計期の歳入の落ち込みが大きい。

「歳入」は「会費」と「特別寄付」を基本とするが、1,3,4.5号では「雑収入」の費目が記載されている。会規上、「会費年額金一円以上ヲ納ムル者」が「通常会員」、「会費一時ニ金十円以上ヲ納ムル者」が「終身会員」であるが、会則が成立していなかった「沖縄MTL1号」誌上では、「申合」の「三」にある「通常会員 半年二50銭ノ醵金ヲナスモノ」、「終身会員 一回二50円以上ノ醵金ヲナスモノ」、「賛助会員 一カ月ニ50銭以上ノ醵金ヲナスモノ」、「賛助会員 一カ月ニ50銭以上ノ醵金ヲナスモノ」、「賛助会員」と「通常会 し上原編,1964:107)、「賛助会員」と「通常会 員」という費目になっている。同誌2号でから会 則上のカテゴリーが記載されているが、同誌3号

以降は「会費」に一本化されて記載されている。

「雑収入」について、1号は不明だが、会費・寄付・募金等の預け入れから派生する利子収入が必ず含まれることが考えられる。3号によると、この「雑収入」の「備考」欄には、「土地代六四八円八十銭 建物代内金二五〇円 小舟代二九円二〇銭 利子其他三十円四十三銭」とあり、これらは「沖繩MTL相談所」関連の副収入を含むと推測される。副収入を得るという沖繩MTLの経済の上での構えは、したたかであり、かつ賢明である。

4号の「歳入之部」の末尾に附記された「雑収入内訳」には、「貯金利子4.38 沖縄紀行売上代11.40 マザーマリアンヌ売上手数料5.40 古紙売却費1.05 相談所宿舎代350.00 相談所備品売却費125.50 薬品其他売却代12573 県より十三年三月分賄費受入248.00」との記載がある。これらのうち、「マザーマリヤンヌ売上手数料」に関しては、3号に、以下の文面が、「沖縄MTLを御支援下さい」という3頁の分量で、頁を記載しない沖縄MTLの広告記事として掲載されている。その前頁には、ジャックス著・林文雄訳『モロカイのマザーマリアンヌ』の広告が、頁数なしで一頁分を割いて、掲載されている。

「【二】V・Lジャックス著 林文雄博士訳 モロカイのマザー・マリヤンヌ (定価100、 送料10) 取次販売

本書出版を快諾されし長崎書店長崎次郎氏は 本年五月、全国癩療養所長会議に上京せられ た本書訳者林文雄博士、愛楽園長塩沼英之介 氏と共にYMCAのホステルで祈られ、この マリヤンヌ伝に振替用紙を付して、読者にし て志あらば新設の愛楽園慰安会に献金して頂 くやうにしたいがとの申出をなし、愛楽園慰 安会に特別の支援をなすことを約されたので ありましたが、其の後マリヤンヌは相当の売 行を示し、有志よりの慰安会への寄付金は既 に数百円に達したと聴いて居ます。

かくの如く沖繩救癩に多大の関心と熱意を

	歳入	歳 出	繰越金	備考
1 号期会計期 1935年度	5137円35銭5厘	3731円27銭	1406円8銭5厘	
2号期会計期 1936年度	4002円32銭 (2596円23銭5厘)	3082円40銭	991円92銭 *482円94銭	**繰越金計算ちがい 919円92銭
3 号期会計期 1937年度	6360円19銭 (5877円25銭)	6258円15銭	102円4銭	
4 号期会計期 1938年度	1907円31銭 (1805円27銭)	1502円63銭	404円68銭	
5 号期会計期 1939年度	3658円74銭 (3254円06銭)	1085円84銭	2572円90銭	
6号期(予算) 1940年度	6500円 (3182円20銭)			

- *収入の()は、各年度の歳入決算額から前年度繰越金を引き、各年度に集まった金額を示す。
- **号期会計「繰越金」は紙上の計算ちがいで、正確には919円92銭になる。また2号会計歳入決算の繰越金は991円92銭(正確には919円92銭)とあるが、3号期会計では482円94銭で計上されている。3号会計期の収入の()は、前年度繰越金482円94銭で算出した。

表2-0 1号期から6号期までの歳入・歳出決算一覧

※『沖繩MTL報告』第一號から第五號の会計決算報告書より作成

費目	支出決算額	備考
患者救護費	1840円10銭	
患者輸送費(敬愛園へ135名)	744円90銭	(衣、食、住、薬品其他一切)
療養所慰問費(宮古、長島)	35円07銭	
宣伝費(パンフレット、講演會、座談會)	133円36銭	
募金費	637円74銭	
事務費	105円85銭	(印刷費、縣外募金宣傳視察二ヶ月間の旅費)
通信費	74円58銭	
交通費	97円22銭	
諸費	62円45銭	(伊藤、林、喜久田、松尾氏接待費)
合計	3731円27銭	
差引残金	1406円 8銭 5厘	

表2-1 1号期会計期の支出決算(1935年5月から1936年11月9日までの1935年度会計)

※『沖繩MTL報告』第一號「会計決算報告書」より作成

有せられる長崎氏は当MTLに対しても常日 頃から深き同情を寄せられてをるのでありま すが、特に今回本書マザー・マリヤンヌの売 上利益を沖縄MTLのもとするやうにと特別 の便宜を計つて本書を卸してくれました。

併し、当MTLが本書を取次販売することに依つて得る利益を私有するにはしのびませぬ故、当MTLもこの利益を全部国頭愛楽園慰安會に寄附したく存じてをります。

一人でも多くの方が読んで下さればそれだ け慰安会の基金が増し加へられるわけであり ます。

どうか同封の振替用紙を御利用、御申込み下さらむことを切にお願ひ致します。」 (OMTL-3)

4号の「雑収入」附記にある「マザーマリアンヌ 売上手数料」は、3号の自社広告を享けてのもの である。因みに、4号の「昭和十三年度歳入歳出 決算書の「歳出之部」の「附記」は次の様に記し ている。

「附記 マザーマリヤンヌ売上手数料五円四 拾銭の件

右はマザーマリヤンヌ出版社長崎次郎氏の特別の御同情により同書売上金内三割は当MTLの収入とし七割は本書訳者林文雄博士の名によりて国頭愛楽園慰安会に寄附する様にと五十冊御送付に預りし内十八冊売却せし手数料金なり。残額拾貳圓円六十銭は林博士の名に於て愛楽園慰安会に寄附せり」(OMTL-4:7[481])。

長崎次郎と林文雄のこの好意は、療養所の初期運営の困難を知る者たちのそれといえよう。患者の慰安に配慮する極めてMTL的な行為である。同様の件は、使命社から刊行された遊佐俊彦著『沖縄紀行』にも該当する。『日本MTL』74号掲載の「行進曲」には、「沖縄MTL相談所」の運営維持費用捻出の一環として、「患者一日分の食

費」20銭の寄付を募る沖縄MTLによる「日々の 糧リーグ」に、遊佐は同書の売り上げを充ててい た。

「沖縄MTLは三井報恩会の援助によつて四十人収容の癩相談所を建設し、本島に於ける最初の救護所を作つた。これが費用は年に六千円を要し、患者一日の食費が二十銭の割であるため、この支出を得るためには『日々の糧』運動を起して真剣に活動をつづけてゐる。沖縄の救癩は我国癩根絶の門出でもあるから、我等はこの先駆者の働きを援けねばならぬ。著書も本書によつて得た利益は凡てこのために献げられる。一部二十銭。本会充御注文ありたし」(日本MTL-74:8[236])

2号から5号までは「補助金」の記載がある。2号では「三井助成金 三〇〇〇 那覇市補助 四五〇 市町村補助 九〇〇」(OMTL-2:12[133])、3号では「三井二、〇〇〇 那覇市四五〇(一ヶ年半分)町村(三九)七九〇」(OMTL-3:19)、4号では「三井二〇〇、〇〇、那覇市三〇〇、〇〇、恩納村二〇、〇〇三十九口」(OMTL-4:7[481])の記載があるが、3・5号では詳細が示されぬまま費目のみが記載されている。尚、1号には「講演会席上献金」、2号には「映写会収入金」の記載がある。これらの社会啓発行事が、会計構造の中に組み入れられているが、4号以降には、これらの記載はみられない。歳入構造は以上である。

さて、ここから『沖縄MTL報告(書)』の論件に移ろう。各号の第1号の「編集後記」のなかで、野町良夫は、沖縄MTLの「働き」を以下のように整理している。

「昨年度のM・T・Lの働きを要約致しますれば創立と宣傳、縣内外での募金、浮浪患者の収容と給食、敬愛園への患者輸送等でありませう。苦しかつたこと、嬉しかつたことなどの思出はつきませんがとも角微力ながら私た

「沖縄の癩事情 座談会

沖縄MTL幹事 服部団次郎 長島愛生園 医官林文雄 長島愛生園長 光田健輔 時 九月十三日(金)午後六時半(晩餐後)

所 神田美代士町 東京YMCA

沖縄の顧問題は愈々具体的な方策を講ずる時機に立到りました当局は勿論方図を有せらるることでありませう。我々も亦問題の眞相を穿つて協力しなければなりませぬ。服部氏は特にその要務を帯びて上京中の方、光田園長と林博士は専門の立場から沖縄を数回視察された方で特にお迎へしました

図2-1-1 「沖繩救癩座談会報告」

※出典: (日本M.T.L.55,1935:4[70])

「日本MTL長島支部 パンフレット 第二編

見よこ悲惨事 救いを待つ沖縄の癩者

- 一目次一
- 一、沖縄県癩患者分布図
- 一、沖縄県癩者の生活(写真)
- 一、この暴虐を座視せんや…林文雄
- 一、沖縄の癩者を救へ 宮川量
- 一、沖縄県癩患者救済の急務―光田健輔
- 一、癩者の手紙

沖縄県下の癩の実状を紹介するパンフレットをお読み下さい。申込次第無料お送りします」

図2-1-2 「日本MTL55号」広告

※出典:(日本M.T.L.55,1935:4[70])

ちの働きによつて、本島内、殊に那覇市を中心として浮浪を餘儀なくされてゐた病友達が其の姿を殆ど全く姿を消すに至りました事は相當に感謝されてもい、筈だと思つてゐます」(OMTL-1:編集後記[12])

即ち1号期の沖繩MTLは、創立に関わる業務を出発点に、宣伝、縣内募金、服部の約二ヶ月に亘る縣外募金、浮浪病者の収容と給食事業、敬愛園への患者移送に携わったことになる。このことは、表2-1の1号会計期(1935年5月から1936年11月9日までの35年度会計)の「会計報告書」に反映されている。最上段からみていくと、1号期の会計年度では、「患者救護費」は1840円10銭と一番多く支出しているが、これは浮浪病者の収容と給食事業だけでなく、ジャルマと大堂原に分住

していた青木たちへの支援のためにも支出されて いることが推察される。これとの関連で指摘でき ることは、1935年10月以前に成文化されている 「申合」に「(ロ)目下緊急ノ事業トシテ療養所 ノ建設サレル迄臨時ノ救護方法ヲ講ズ」とあるこ と、そして1号期における支出額の多さを加味す ると、「屋部焼討事件」後の青木たちへの支援が、 この時の沖繩MTLにとって喫緊の課題であった ことが推測される。同費目は、2号期においても 1709円90銭と、1936年2月から1937年2月に亘る 同会計期の最多の支出ではないものの、前年度と ほぼ同水準で支出されている。但し、1936年2月 18日に施行された「沖繩MTL会則」では、「申 合 | の前掲(ロ)の条項は消去されており、沖繩 MTLにとっての喫緊の課題は急転的に変容した ことも窺える。

この時期に特徴的な支出として次に指摘できるのは、1935年11月30日から12月1日に鹿児島へ向けて出港した星塚敬愛園への「患者輸送費(敬愛園へ135名)」のための744円90銭の支出である⁽⁴⁾。ここには「備考」欄に「衣、食、住、薬品其他一切」とある様に、移送過程において、医療的処置がなされていたことが窺える。

1号期において、第三に指摘できるのは、服部団次郎の「縣外募金宣傳視察二ヶ月間の旅費」を含む「事務費」105円85銭の支出である。これは、1号期に支出されて2号期には一時、消滅する「宣伝費」における133円36銭の支出と関連すものであろう。「宣伝費」の「費目」欄には、「パンフレット、講演会費、座談会」という但し書きがある。この但し書きの内容は、1935年10月刊行の『日本M.T.L.』第56号によると、1935年9月13日に開催された「沖縄救癩座談会」を指すものであり、この件に関しては、その前月にあたる1935年9月刊行の『日本M.T.L.』第55号において、図2-1-1の通り予告がなされている。

この座談会の前段として、『日本M.T.L.』第55号では、沖縄MTLの「申合」とともに、青木恵哉の「血涙を以て綴る癩者の書簡」が掲載されている(日本M.T.L55.,1935:2[68])。そして、「宣伝費」費目欄の「パンフレット」に関しても、1935年9月刊行の『日本M.T.L.』第55号において、前述の座談会予告の横に、図2-1-2の広告が掲載されている。

因みに、このパンフレットの第一編に相当するものは、1935年8月に刊行されたとされている『沖縄の癩者を救へ!!』と題するものである。このパンフレットの奥付部分には、刊行主体として、筆頭が「沖縄MTL」、「後援」と記されて「日本MTL」の名称がその次に記されている。第二編のパンフレットは表題の前に「日本MTL長島支部」とあり、奥付部分には、刊行主体として、筆頭が「日本MTL長島支部」、「支援」と記されて「日本MTL」の名称がその次に示されている。この点を踏まえると、「宣伝費」費目欄の「パンフレット」は、第一編を示すと考えられ

る。服部による募金行脚の途中には、「療養所慰問費」の「費目」に但し書きされた長島愛生園の視察があり、その際に、この座談会に関する打合せが行われたことも、指摘しておこう。

最後に、醵金について、みておこう。第一に 指摘できるのは、本稿の冒頭で既に指摘した通 り、「県外の醵金参千六百貳拾九円貳拾六銭に対 し、県内醵金は千五百八円九千五厘でしかありま せん」という事態、即ち、沖繩縣県外からの献金 が、県内からのそれを上回る事態であり、「県内 学校並びに町村寄付を除くならば個人の献金は実 に僅少」という現実である(OMTL-1:編集後記 [12])。県内で募金を募るため、「事務報告」に は、次の記載がある。

[1935.10]「【廿一日 - 廿三日】那覇市内の高額納税者間の募金運動を行ひ、服部、野町、北村の三幹事及び多田武一氏戸別訪問をなし本会の事業紹介並に寄付の依頼をなす」 (OMTL-1:4[5])。

どれだけの成果が得られたか、「醵金者芳名」か らの割り出しは、今後の課題だが、金城清松、大 久保孝三郎といった医師、キリスト教関係、沖縄 寄留の本土出身者のうち公務員・教員、本土寄留 の公務員・教師・商人の人たちから成る層、市町 村・学校からの寄付、高額納税者の層が、醵金に 協力した社会層ではないかという理念型は成り立 ちえよう。沖繩縣外の醵金者の社会層について は、服部の募金行脚により、土井林吉(晩翠)を はじめ、高野六郎、野田勢次郎・八重子といった 行政官・政治家の社会層、キリスト教系大学・日 本MTL関係・キリスト教会及び日曜学校からな るキリスト教関係の社会層、比屋根安定、仲里朝 章といった「本土」で活躍する沖縄出身者たちの 社会層、日本女医会・東京女子大等から成る医療 関係の社会層、そして海外移民に出た人たちが組 織した沖縄縣人会や「事務報告」にも「昭和十一 年一月三十日」の日付で「ハワイ馬畦島沖繩M・ T・L後援会より金百六十三円九十四銭の寄附あ

り」と特記される様な支援団体結成までに至る海外移民の社会層が、1号期の「醵金者芳名」から特定できる。因みに、「事務報告」をみる限り、 三井報恩會との渉外活動の形跡は、みられない。

註

- (1)ここで考えられるのは、この時点で、青木たち はジャルマと大堂原の二箇所を根拠地としてい たが、バクチャヤーの住人のうち、青木とは折 り合いの悪かった病者の親分およびその支持者 の社会層の病者たちと、そうではない社会層の 病者たちを、別々に生活させる必要から、青木 のもとに集まっていた病友たちは大堂原に移り、 バクチャヤーから来た人たちをジャルマに住ま わせたということが推測できるが、12月11日に ジャルマに渡った宮川千代子によると(宮川千 代子.1936:6[126])、「青木氏等も併せて拾一 名、婦人が二組、子供も居た」とあることを鑑 みると、蓋然性の低い推測ともなる。バクチャ ヤー掃討の9月から12月のジャルマの様子を伝 える資料となりそうなものは、管見の限り、み つかっておらず、青木が根拠地を二つにした理 由は不明なままである。
- (2)青木は、『選ばれた島』のなかで、この日が、前日に当る十二月二十七日夕闇の迫る頃」ジャルマを発ったとしているので(青木,1972:266)、28日未明に大堂原への全員の移動が完了したと推測できる。
- (3)この件に関しては、(宮川千代子,1936:5ff[125ff]) を参照のこと。
- (4)所謂「鹿児島収容」に関しては、沖縄各地から 集まった病者たちを引率し、後に国頭愛楽園園 長に就任することになった塩沼英之介の述懐を 軸とした論稿を構想している。

2-2. 第2号期の沖繩MTL (1936年2月~1937年2月)

『沖縄MTL報告』第2号の「事務報告」を 概観することから始めよう。1936年2月に入り、 「沖縄MTL相談所」構築の件が動き出す。多額 の資金援助を行う三井報恩会と沖縄MTLとの間での交渉を軸に、建設許可の件で沖縄縣との折衝も始まり(3月3日)、「請願」(3月30日)等の書類作成作業、7月30日から8月6日の間には三井報恩会の遊佐俊彦・横田忠郎による大堂原の視察があり、「設計計畫図」(10月5日)等の検討が開始された。

11月末から1937年2月にかけて、大堂原の隣シ マ・済井出から、同相談所構築をめぐる説明会と 折衝があった。11月5日開催の幹事会では「五、 屋我地島民代表と会見の件 | (OMTL-2:5) が議 題になり、11月30日には「屋我地島民百数名の参 集を求め、相談所設立の趣旨を説明し諒解を求め たり」とあるが、その後も12月10日に羽地村か ら「陳情に来る」(OMTL-2;6[130]) と続き、更 に1937年1月15日にも再び陳情があり、「屋我地 島民の得心の出来る諒解運動方法を講じ至急回 答されたし」との「希望」 (OMTL-2:6[130]) を享けて、沖縄MTLは、パンフレットの作成 (1.21に配布)、講演会・座談會の開催、他府 県療養所の見学旅費の提供を申し出た (OMTL-2:7[130])。その後、陳情は止み、1937年1月 24日の着工、1937年 5 月11日に「沖繩MTL相談 所」の「開所式」を行ったことが同号の記事「沖 繩M・T・L相談所開所に当たって」において記 されている。尚、2号期中の、1936年2月18日に 「沖繩MTL会則」が施行され、1936年5月13日か ら21日まで、林富美子氏の来沖があったことも、 付け加えておこう。

2-2-1. 「沖繩MTL報告」第2号の「目次」「事 務報告」からみた沖繩MTLのミッションと 活動

『沖縄MTL報告』第2号の目次は図2-2の通りである。2号期は、癩予防週間における二中での講演(6月26日)、映写会(7月15,16日)が開催されており、社会啓発を持続させつつ、愛楽園の前身となった「沖縄MTL相談所」の構築に関する件に、沖縄MTLは忙殺されていたことが伺える。三井報恩会に対する「請願」書、「助成交

付の具体的手続」をはじめ、建設許可や移管に関する件で沖繩縣、内務省との折衝があり、更に済井出住民たちへの現地説明会と折衝が加わっていたことがわかる。そのためか、第2号期は、「事務報告」「沖繩M・T・L会計決算告報」「醵金者芳名」に「沖繩MTL相談所」落成の二本の記事を挟むものとなっており、かなり余裕のない編集である。この点は、相談所の開所が唐突に告知される点にも現れていよう。2号期の沖繩MTLは、長年の課題であった療養所構築の足がかりをこの一年で構築してしまった。「編集後記」にも、こうした点が示されている。

「昨年第一回の報告書には……今後の具体的 救済の方法として癩相談所を建設すべく努力 中である事を報じておきましたが、創立以来 の辛酸と苦労が報ひられて、本館、宿舎、病 舎併せて四棟の立派な建物が竣工致しまし た。□右建築物の中本館及び病棟併せて三 種、並に附帯工事一切は三井報恩會よりの寄 附九千五百円により、宿舎は愛妻の御永眠 記念として永島雄治氏より御寄附下さいま した。一千円によつてい建てられたもので す。特筆して茲に厚く、、感謝の意を表しあ げます。……□流血の惨事を惹起し、遂に国 立癩療養所建設を中止にまで至らしめた、特 別に困難な事情を有つ本縣の救癩史に強固 な基礎が、沖繩MTLの手によつて据えられ た事は永く記憶さるべきだと信じます」(野 町,1937,OMTL-2:編集後記[135])。

2-2-2. 2号期会計期(1936.2~1937.2)の会 計報告からみた沖繩MTLの活動

2号期会計期の支出決算は表2-2の通りである。2号期会計の費目からは、前年度に執行された「患者輸送費(敬愛園へ135名)」、「宣伝費(パンフレット、講演會、座談會)」が削除されているが、「沖縄MTL相談所」構築の動きが生じる中、三井報恩会、内務省といった縣外での折衝と事務手続きのために、「事務費」は1号期の105円

85銭から3343円40銭に、「交通費」も97円22銭から2743円20銭と、どちらも約30倍に支出が増大したことが読み取れる。「通信費」に関しては、1号期の74円58銭から680円へと、約9倍に支出が増大した。「募金費」も、1号期の637円74銭から3794円10銭と支出が増加し、相談所構築に際して、募金活動が活発化したことが判る。

「療養所慰問費」も1号期の35円07銭を大きく上回る872円50銭が支出されており、それが相談所のための視察を兼ねてのものであるとしたら、2号期会計期は、渉外の年度であったと特徴づけられよう。上記の如く、2号期は、1号期よりも予算規模が大きくなっている。

最後に2号期の「醵金」についてみておこう。 沖繩縣内では、キリスト教関係、特に沖繩MTL 関係者、医療関係者、沖縄寄留の「本土」出身者 のうち、公務員・教員、寄留商人層の人たち、市 町村・学校からの寄付といった社会層からの醵金 が多くを占める点は、1号期と同じである。しか し、2号期には、これらに加えて、炭鉱を中心と した企業、及び労働者有志からの企業関連の献金 が多くなる点が、特徴的である。おそらくは、こ の業界へ、何らかの形で、働きかけが行われたの かもしれない。

沖縄縣外では、キリスト教系大学・日本MTL 関係・キリスト教会及び日曜学校といったキリスト教関係、比屋根安定に代表されるような沖縄出身者、医療系大学・療養所関係者から成る医療関係者といった社会層からの醵金が多くを占める点は、同じであるが、外国人の名がみられるのが2号期の特徴である。

海外移民からの醵金としては、ペルーの沖縄縣 人会からのものが加わった。

2-2.3号期の沖繩MTL (1937年3月~1938年3月)

3号期の沖繩MTLは、「沖繩MTL相談所」落成後の5月11日の「沖繩MTL相談所開所式開園式」の開催、及び同相談所の維持・経営、沖繩縣そして国への経営移管に関する手続といった課題への対応があり、依然として病者の精神的救済に

・事務報告・・・・・・・北村健司・・・・	→
・一、沖縄M・T・L相談所の設立に就いて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	八
・一、沖縄M・T・L相談所開所に当たって・・・・・・・・沖縄M・T・L	事務所・・・・・・
・一、沖縄M・T・L会計決算告報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	→⊸
·一、醵金者芳名·····	···············
·一、沖縄M·T·L会則······	
·一、編集後記·····	

図2-2 沖繩MTL編(1936~1937) 『沖繩MTL報告』 第二號 目次

	費目	1	支出決算額	
患	者 救	護 費	1709,99	(衣、食、住、薬品其他一切)
療	養所愿	は問費	87,25	
募	金	費	379,41	
事	務	費	334,34	
通	信	費	68,00	
交	通	費	274,32	
諸		費	229,05	
合		計	3082,40	
差	引多	残 金	991,92	内訳 現金12581振替貯金47755王便貯金604銀行貯金31052

表2-2 2号期会計期の支出決算 (1936年12月から1937年2月までの1936年度会計) ※『沖繩MTL報告』第二號「会計決算報告書」より作成

のみ専念するMTLの体勢にはまだなく、多忙な 時期が継続することになる。

「沖縄MTL相談所」は、1938年2月5日 「沖縄縣告示第53号により、「沖縄縣立国頭 愛楽園」と名称変更し、沖縄縣へ移管」され た。(OMTL-3:6)3時期には、理事として沖 縄MTLを支えてきた花城武男については「七 月〔二日〕花城理事福岡縣八幡氏の救世軍小隊 長に転任の命を受け近日出発するにつき……」 (OMTL-3:12)、そして阿嘉良薫については、 「九月〔廿七日〕常務理事阿嘉良薫理事福島県平 市日本バプテスト平教会に転任するにつき……」 (OMTL-3:13)とあり、沖縄を離れることに なった。3月11日、「国立愛楽園に赴任すべき塩 沼栄之助及び同事務主任たるべき宮川量氏来島さ れたれば、常務理事一同両氏を旅館に訪問種々懇 談す」(OMTL-3:14)とあることも指摘しておこ う。

2-3-1. 「沖繩MTL報告書」第3号の「目次」「事 務報告」からみた沖繩MTLのミッションと 活動

『沖繩MTL報告書 特別記念號』(第3号)の目次は図2-3の通りである。「沖繩MTL報告書」第3号は、「特別記念號」と表紙に記され、第3号の表示はないが、これを3号期として措定し、論を進めたい。「特別記念號」は冊子体で編集されており、「沖繩MTL相談所」の設立を記念して、これまでの沖縄救癩の歴史を振り返り、今後の展望を述べる五本の投稿は、どれも沖縄のハンセン病問題に所縁の深い人たちから寄稿されている。それらの中で、服部團次郎の相談所移管に関わる投稿が、沖繩MTLの活動の現状を報告するものとなっている。ここではまず、野町良夫によ

・国頭愛楽園の設立まで・・・・・・・・沖縄MTL理事長・・・・・ 島袋源一郎・・・・・ー
事務報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・MTL相談所の経営及国立移管について ・・・・・・ 服部團次郎・・・・ 一四
·会計報告····· 野町良夫·····一八
・沖縄救癩運動の今昔・・・・・・・ニ六
・沖縄MTLの前途・・・・・・・・三○
・沖縄救癩問題の急務・・・・・・・・・・・国頭愛楽園々長・・・・・・ 塩沼英之助・・・・・三二
・沖縄を無癩県となす日まで・・・・・・・国頭愛楽園庶務課長・・・宮川量・・・・・・三九
・感謝とお願ひ・・・・・・・・・・・・ 入園者 ・・・・・・・・ 青木惠哉・・・・・・ 四三
・醵金者芳名·····四六
·編集後記····· 野町良夫····· 五一

図2-3 沖繩MTL編(1937~1938)『沖繩MTL報告書 特別記念號』(第三號)目次

る「編集後記」からみてみたい。

「五月初旬に発送すべき報告書を十月の声を 聞く頃やつとお届けすることが出来るやうな 次第、遅延も甚だしく何んともお詫びの仕様 も御座いません。偏に御寛恕を乞ひあげます ◇本誌は単なる報告書と云はんよりはむしろ、 本MTL事業が第一次段階を了へて将に第二 段階へ飛躍せんとするときの記念号とも稱す べきものであります。◇第一段階を了へたと 云ふのは即ち三井報恩会、其の他各位の絶大 なる御支援に依つて建設することを得ました 相談所に約一年間四十名以上の患者を収容保 護し、最も困難とせられてゐた国立療養所建 設の為の先駆的役割を十分に果し得たと共に、 将に竣工成れる愛楽園に相談所建築物を寄附 し、之が経営一切を同園に移管したことであ ります」(OMTL-3:51-52)。

上記に従う限り、3号期には既に「沖繩MTL相談所」の沖繩縣への移管が完了し、更に国立への移管手続が完了していたことが窺われる。この点に示される様に、3号期の沖繩MTLの活動は、「沖繩MTL相談所」の開所により、青木たち大堂原「仮収容所」への支援は廃止され、同相談所の維持・経営、そして沖縄縣及び国への移管手続

に関わる対応を中心とする活動に変容していく。 まず「事務報告」から、これらの手続に関する記 事を拾ってみたい。

「沖繩MTL相談所」の開所式後の1937年6月14 日には、「事務所に於て理事会を開き、会務及び 会計報告の後、一、相談所経営に関し内務省と連 絡を取る件、 二、縣下の中等学校及び小学校に 寄附以来の件、 三、一般募金の計画実行の方 法 以上につき協議す」 (OMTL-3,12) とあり、 沖繩MTLとしては寄附・募金といった通常の事 業をこなしつつ、内務省との折衝がこの時期に始 まっている。そして7月27日に「服部理事内務省 を訪問し、国立羽地療養所の建設さりし場合は、 沖縄MTL相談所を寄附し度き希望を述べたり」 (OMTL-3,12) とあり、8月10日には「那覇メ ソジスト教会牧師館にて理事会開き……服部理事 より内務省との折衝につき報告有しと、記され ている。ここでも沖縄MTLの中心を担ったのは 服部團次郎であるが、その報告内容は示されてい ない。その後、8月20日は沖繩縣との折衝があり、 「佐藤縣衛生課長は事務所を訪れ、当MTL所有 の相談所敷地の購入方を依頼せり。同夜那覇市在 住の各理事の意見を問ひ合せ、一同同意したれば 翌廿一日野町、北村両理事縣衛生課を訪問し、同 敷地二、六九九坪を国立療養所敷地の一部として 縣当局に譲渡する事を回答す」 (OMTL-3.13)

と、「沖縄MTL相談所」の沖縄縣への移管に際し、沖縄縣は「購入」という手続を打診したことになる。それに対して、沖縄MTL側は「譲渡する事」と「回答」した(OMTL-3:13)。

その後、11月8日、「島袋理事長、多田、北村 両理事は縣衛生課を訪問し佐藤衛生課長に面会し て当相談所を国立羽地療養所の完成の際寄附する 件につき交渉をなす | とあり、11月15日には、事 務所で開催された理事会にて、「相談所建築物及 び其の附属品を国立羽地療養所へ寄附する件につ き協議し、出席理事一同替成可決、服部理事より 寄附目録を発表して研究し、詳細は常務理事会に 一任する事として散会す | とあることから、こ の時点で、沖繩縣から国立への移管が内定した ことになる (OMTL-3:13)。翌1938年3月10日、 「佐藤衛生課長より当MTL相談所の寄附申し出 を承認する旨通告ありたり」とあるが(OMTL-3:14)、これは沖繩縣から国立への移管の前段と して、沖繩縣への移管が、行政上、決定したこと を示すものとおもわれる。

この移管過程に関する詳細は、管見の限り、これ以上詳細ではないが、「特別記念号」での服部の「MTL相談所の経営及国立移管について」から、若干の補足説明はできよう。

服部は、これまでの移管の過程を次のように総括している。

「而し尚本島内には縣の調査だけでも一千名余の病者あり(実数はその二倍三倍と言はれている)之等気の毒な病者達のある者はこの際MTLが再び奮起して、行く処もなき病者達の安住し得る住家を与へられん事を懇請して参りましたので、MTL一同は協議の上、国立療養所が出来る迄暫時的な癩相談所を建設差向困つてゐる病者達を収容してその生活を支持する事に決議しました。そしてこの事を縣当局に計りました処、快く承諾を得、尚御支援を御約束下さいましたので病者青木氏の所有になる現在の敷地を譲り受けまして之に官有地の一部を借用して、資金は三井報

恩会に御依頼致す事にしてこの計画をす、めて参つたのでありました。三井報恩会方に願書を提出しましたところ特別な御同情をもつて御支援下さる事になり、九千五百円といふ破格の資金交付を受けてこの計画は実現するに至つたのであります」(服部,1938,OMTL-3:14-15)。

既に自明なことではあるが、ここで確認しておきたい点は、青木は、自らが購入した大堂原の土地を沖縄MTLに譲渡し、沖縄MTLは、三井報恩会の資金援助を受け、「沖縄MTL相談所」を構築し、それを沖縄縣に「寄付」し、沖縄縣はそれを国に移管したという過程である。服部が指摘するように、「沖縄MTL相談所」は「国立療養所が出来る迄」の「暫時的な癩相談所」であり、そのことは、次の服部の述懐と「特別記念号」の表紙を飾った「沖縄MTL相談所」の全景写真の背景にみえる国頭愛楽園の既に数棟の完成した構築物の姿から読み取れる。

「遂に昨年の五月、本館、宿舎、病舎と四棟の建物が完成しまして、開所式を終え、直ちに四十名の病者を収容して事務員一名、看護婦一名をおいて相談所の経営を開始した次第であります。之までの事に就きましては既に前号報告書に詳細御報告申し上げた所でありますが、其の後幾多の困難と障害があつたに拘らず、今年四月まだこの経営を続けて参ったのでありました」(服部,1938,OMTL-3:15)。

「沖繩MTL相談所」の4棟の構築物は、やがてこの表紙写真の背景にある国頭愛楽園に吸収されることになるが、この移管が必要になるのは、上記の引用の末尾に示されている相談所の「経営」という経済的問題を背景としている。その経営の実情を、服部は次のように記している。

「特にこの[相談所の経営の]為には月四百円 近くの費用を要し、資力の乏しいMTLとし ましては相当の困難を覚えた次第でありましたが、幸い三井報恩会の特別なる御同情につて更に二千円の経常経費の補助が与へられ、又皆様方の厚きご同情と御支援によりまして今日迄兎にも角にも病者たちに腹の減る思ひをさせる事も無く、平和裡に協同生活を楽しませる事の出来得ました事は何とも感謝の言葉無い次第であります」(服部,1938,OMTL-3:15)。

ここからは、三井報恩会の寄付により、窮地は凌げたが、相談所の経営には月額約四百円が必要であり、その調達が困難であるという実情が示されている。ところで、ここで指摘された「今日迄兎にも角にも病者たちに腹の減る思ひをさせる事も無く、平和裡に協同生活を楽しませる事の出来得ました事」の一端について、入所した青木は、次の述懐を残している。

「[開所]式終了後、わたしたちは入所を希望してやってきた新しい病友三十名とともに計四十五名が各室に割り当てられた。男子室は、八畳六つ、そのうち一室は四名、残りは五名ずつ、女子室は八畳が四つ、一室に四名ずつ、鼻をつく木の香、さわやかな青畳の感触!涙がこぼれて仕方なかった。他の病友たちも皆鼻をすすっていた。実をいえば、工事中から入所希望者はもっとたくさんあったのだが、MTLの都合で四十五名しか収容できず、残りは断られたのであった」(青木,1972:278)。

青木のこの述懐からは、それまでの生活の悲惨さが照射されるが、同時代の沖縄社会からすると、かなり恵まれた居住環境であったことが、窺える。 青木にとって、畳の上での生活は、おそらくは屋部隔離所時代以来であったことであろう。しかし、こうした恵まれた居住環境が構築されたことには、次の理由があった。

服部は続けて、以下の事情を説明する。

「MTLの建設になる相談所も暫時のものとしては可成立派な建物が出来上がりましたが、之は療養所に対して地元民の理解を得る為、始は特にむさくるしくないものを建ててほしいとの縣当局の要求に沿ふ為でありまして、もと、、国立実現までの積りでこの計画を進めたものであり、又早くから国立敷地を現相談所方面に変更されん事を慫慂して、もし之が実現するならば、MTLの事業一切は移管する様約しておきましたので、その実現は特に切望する所であり、及ばず乍ら、陰にありてその実現を御援助申し上げた様な次第でありました」(服部、1938、OMTL-3:16)。

ここからみえてくることは、沖縄MTLは、最初から国立移管を念頭に置いて、相談所の構築を構想してきた点である。そして、それを前提に、沖縄縣から、相談所および療養所の「地元民の理解」を引き出すために、「特にむさくるしくないものを建ててほしい」旨の「要求」に答える仕方で、「暫時のものとしては可成立派な建物が出来上が」ったことになる。沖縄MTLと沖縄縣との折衝の一端は、このことであり、そしてそれは国立移管を共に志向するなかで、両者による折衝がなされたことになろう。相談所の出来栄えは、野町の「編集後記」に、次のように記されている。

「さもあれ、療養所建設にあくまで反対し、流血の惨事まで惹起した羽地損屋我地島の一角には今や堂々たる五十棟の建物がドツシリとその偉容を誇つてをり、地元村民よく之を理解するのみならず、既に沖縄名物の一つにならうとしてをる。過ぐる盆の日には約千名程のものがゾロ、、と見物に来る由、まさに快心事でなくしてなんであらう。」(野町、1938、OMTL-3:52-53)

さて、「沖縄MTL相談所」の経営に関する論点 に戻ろう。服部は、資力のない沖縄MTLによ る「不完全な相談所の経営」を継続するよりは、 「国立の如き完全なもの」による経営が、病者たちの福利厚生に相応しいことを、以下のように述べる(服部.1938.OMTL-3:16)。

「又、私達としましても、不完全な相談所の経営を続けて行くよりは一日も早く国立の如き完全なものが出来て、尚多くの病者達が収容される事がどれだけ望ましいことか知れません。只この上は之迄世話して来ました四○名の病者たちが、真に相談所生活を意義あらしめる為国立療養所の基礎となつて、かりそめにも療養所の今後の方針に対して支障となることの無い様にと祈らざるを得ません」

服部をはじめ沖縄MTLも当時の沖縄縣も、国立療養所が前提とされ、府縣立療養所としての持続的な経営構想が希薄であったのは、「癩予防二関スル法律中改正法律案参考資料件」において既に確認した「患者ノ入所費」は「国庫又ハ道府縣ニ於テ之ヲ負担ス」(12[347])を前提に、経済状況の悪い当時の沖縄縣が二つの療養所を抱えることを回避する沖縄縣側の利害と、内務省令衛生局の療養所の国立化という方向が一致していたことと無関係ではあるまい。

先に示したが、11月8日の、島袋理事長、多田、北村両理事と沖縄縣の佐藤衛生課長と面会し、「当相談所を国立羽地療養所の完成の際寄附する件につき交渉」を享け、11月15日に開催された理事会で、「相談所建築物及び其の附属品を国立羽地療養所へ寄附する件」で、「服部理事より寄附目録を発表して研究し、詳細は常務理事会に一任する事」とあるが、服部は、相談所の沖縄縣への「寄付」の詳細に関して、次の様に記している。

「国立療養所は昨年末より工事に着手致され、名も国頭愛楽園として生まれ出で、、今年一部開園の運びに至りましたので、MTL相談所は当初の約束の如くその儘国頭愛楽園の経営に移管してしまつたのであります。そしてMTLの所有地と宿舎一棟は売渡し、三棟の

病棟及び備品は同園に寄附する事に決定致しましたからどうか御了承を願ひたいと存じます」(服部.1938,OMTL-3:16)。

ここでは国立移管がすでに内定していたことが 示される。法手続き上の移管は、沖繩縣告示第 五十三号(1938年2月28日)により、「国立療養 所国頭愛楽園」が誕生した。

沖縄MTLは、療養所構築という困難な課題を 解決したことにより、その役割もまた大きく変容 することになる。この件に関して、服部は次の様 に記している。

「之で、私達MTLは今日迄の沖繩救癩の先駆的役割を果して、この方面は国頭愛楽園の新進気鋭の皆様方に御委せ致す事となつたのでありますが、併し之をもつて沖繩MTLは決してその活動を停止したのではなく、更に宮古療養所、国頭愛楽園のご活動を背後から御助けして、凡手の方面に於いて不便多く活動の困難な本縣にしかも、癩者の数に於いて全国第一位といふ汚名を着せられて居ります現状を打破して、その根絶を期する為更に努力を続け度いと願つてゐる次第であります」(服部1938.OMTL-3:16-17)。

有病率の高さにも拘わらず、依然として収容能力に問題をもつ点に、沖縄MTLの課題は残されているものの、国頭愛楽園の誕生により、「本MTL事業が第一次段階を了へて将に第二段階へ飛躍せんとするとき」(野町,1938,OMTL-3:51)を迎え、漸く沖縄MTLは、療養所を側面から支援する通常のMTLに近づくことになる。この意味において、「記念号」は、沖縄MTLの転換点にあるといえよう。同号は、「第二段階」の沖縄MTLの役割について、その巻末に、頁数を振らず、約三頁分の折込の紙幅で「沖縄MTL事業を御支援下さい」という記事が、図2-3-1の如く記されている(OMTL-3)。

そこに記されていることは、どれも、療養所を前

「本年度事業」「【一】本年度に於ける沖縄MTL事業計画の主なるもの

第一、伝道、慰問。

第二、一般啓蒙運動―講演開催、パンフレットの発行等による啓蒙運動

第三、十坪住宅運動一宮古、国頭両国立療養所に毎年十坪住宅一棟を献じ、収容患者を少しでも多くする運動、一棟の建設費は八百円より一千円程度のもの。

第四、部落隔離運動—隔離の急を要する患者多き部落を指定して仮収容小屋を造り、国立療養所に 収容し切れない病者を救済する運動。一部落五十円宛七ヶ村の予定。

第五、献木、献本運動—宮古、国頭両国立療養所に書籍と苗木を献じ、図書の充実を計り、園内を 美化する運動。

第六、其の他必要なる事業

当沖繩MTLは昭和十年五月創設以来今日まで凡ゆる辛酸労苦に克く堪えて、本縣救癩の難業に尽悴して参りました。……併しながら現在のところ愛樂園に収容される人員は焼く三百名に過ぎず、猶未収容の病者は二千名に近いと推定されます。されば沖繩MTLは本縣内に在る宮古、国頭両国立療養所と提携呼応してさらに救癩戦線を拡張強化し、本縣癩根絶に向かつて邁進しなければなりませぬ。之が為には本年度も約四千円の予算を以て右に記しました様な事業計画を樹て、既に着々実行しつ、ありますが、皆様の精神的、経済的御支援なくしては到底その目的を達成することは出来ません。

何卒本縣救癩の為に当MTLの側面的運動が是非とも必要であることを御賢察下さいまして、この 上ながら御支援、御鞭撻下さいますやう、偏に御請願申上げます。

図2-3-1 「沖繩MTL報告書 特別記念號 | 広告

提とする事業に該当するが、唯一、沖縄固有の事業は、収容人員をはるかに超える病者たちの救護方の問題である。これに対応するのが、「第四、部落隔離運動」であろう。当時の沖縄固有の事情が、依然として、沖縄MTLの働きを必要としている。このようにいうことができよう。

2-3-2. 3号期会計期(1936.2~1937.2)の会 計報告からみた沖繩MTLの活動

3号期会計期の歳入歳出決算は表2-3-1及び表2-3-2の通りである。3号期会計期に入り、会計費目の構造が定式化され、「款項目」欄が新設され、歳入には「会費」「補助金」「特別寄付」「雑収入」「前年度繰越金」の五款が、歳出には「事務所費」「相談所費」「相談所建設費」の三款が、設定されている。歳出には、各款ごとに「項」と「目」が設定されている。『沖繩MTL』の1号から5号を通して、「特別記念号」の3号期会計期が、中でも一番、厳格な会計

記載形式をとっている。これは、3号期会計期に 相談所の構築が具体化され、巨額の流通がなされ たことに起因するものとみてよいだろう。取り分 け歳出の「款項目」は厳格である。因みに、4号 期以降は、「款項目」欄こそ維持されているが、 2号期以前の大まかな費目設定に戻っている。

歳出の各「款項目」について、みていこう。 「第一款 事務所費」は、第一項から順に「事務 費」「事業費」「募金費」「予備費」の四項で ある。「第一項 事務費」の「目」は、番号順 に、「給料」「雑給」「家賃」「会議費」「需 用費「雑費」の六目から成る。「第二項 事業 費」の「目」は、番号順に、「宣伝費」「救護 費」「慰問費」の三目から成る。これらは、沖縄 MTLの、MTLとしての通常的な事業に対する費 目である。「第三項 募金費」と「第四項 予備 費」の「目」は各「項」と同一の費目である。

「第二款 相談所費」は、第一項から順に「事 務費」「患者費」「建築費」の三項である。「第

昭和12年	度歳入歳出	決算書	歳入ノ音	 郭				
歳入ノ部				決算額	予算額	差引		備考
款	項	目				増	減	
第一款	会費			915,00	215,00	215,00		
	第一項							
	会 費			915,00	700,00	215,00		
		第一目	会 費	915,00	700,00	215,00		終身及普通会員29名分
第二款	補助金			3240,00	4350,00		1110,00	
	第一項							
	補助金			3240,00	4350,00		1110,00	
		第一目	補助金	3240,00	4350,00			三井2000,00、那覇市450,00 (1ヶ年半分)町村(39)790,00
第三款	特別寄附金			763,83	2087,06			
	第一項							
	特別寄附金			763,83	2087,06		1323,24	
		第一目	特別寄附金	763,83	2087,06		1323,24	100口分
第四款	雑収入			958,43		958,43		土地代648,80、建物代250,00小舟代29,20、利子其他30,43
第一項	維収入			958,43		958,43		
		第一目	雑収入	958,43		958,43		
第五款 前	年度繰越金			482,94				
第一項	前年度繰越金			482,94				
		第一目	前年度繰越金	482,94				
			合 計	6360,19	7620,00		1259,81	

表2-3-1 3号期会計期 の歳入決算(1937年4月1日から1938年3月31日までの1937年度会計)

※『沖繩MTL報告書 特別記念號』(第三號)「会計決算報告書」より作成

一項 事務費」の「目」は、番号順に、「給料」 「雑給」「需用費」「雑費」の四目から成る。 「第二項 患者費」の「目」は、番号順に、「賄 費」「被服費」「需用費」「医療費」「消毒費」 「輸送費」「慰安費」「埋葬費」の八目から成り、 「沖縄MTL相談所」の経営体制が、これらの費 目から照射できる。「第三項 建築費」の「目」 は、番号順に、「修繕費」「保険費」の二目から 成る。相談所の維持・運営にはやはり手も金額 も、それなりにがかかることが、ここから窺える。 「第四項 予備費」の「目」は、「項」と同一の 費用である。

「第三款 相談所費」の「項」と「目」は、同 「款」と同一の費目である。

3号会計期に特徴的な会計は、「沖繩MTL相 談所」の運営に関わる事務員と看護婦の給料をは じめ、備品、消耗品、通信費、その他の手当が組

まれ、これまでは那覇市久米の沖縄MTL事務所 のみの管理から、相談所の管理に着手する必要が 生じ、「第二款 相談所費」の「事務費」が新設 された。それと同時に、相談所に入所してきた病 者たちの食費、被服費、病者の日用品・消耗品、 医療と消毒、入所関連の輸送費、慰安費、埋葬費 を含む「患者費」が新設された。この中の「需用 費」の「備考」欄には「患者労力資金」とあるの で、相談所では患者による作業が有償で行われて いたことが、窺える。これらを含み、新設された 「第二款 相談所費 | の総額は、4228円20銭であ る。この会計期は1937年4月1日から1938年3月 31日までだが、相談所は5月11日に開所している ことを踏まえ、約11か月で換算すると、一カ月約 384円の支出となり、先に服部の指摘する月額400 円の運営費が必要であるという件りとほぼ合致す る。「第二款 相談所費」の新設が、この会計期

昭和12年		7 11)		1955.77	1500.00	1	044.00	
	事務所費			1255,77	1500,00		244,23	
第一項	事務費	<i>於</i> ロ	10k A&	712,16	755,00		42,84	事习处图 10 日 , 日 7
		第一目	給 料	240,00	24,00			書記給料月20円 12月ヶ月分
		第二目	雑 給	211,49	180,00	31,49		理事六名、書記一名に対する ^全 末慰労、出張旅費、手当其他
		第三目	家 賃	18,00	18,00			事務所借賃用月1,50銭
		第四目	会議費	35,71	50,00		14,29	
		第五目	需要費	154,73	217,00		62,27	備品消耗品費、通信費、印刷費、薪炭料、香典料、其ノ(t)
		第六目	雑費	52,23	50,00	2,23		
第二項	事業費			250,71	400,00		149,29	
		第一目	宣伝費	81,99	100,00		18,01	
		第二目	救護費	117,40	200,00		82,60	
		第三目	慰問費	51,23	100,00		48,68	
第三項	募金費			292,90	300,00		7,10	
		第一目	募金費	292,90	300,00		7,10	
第四項	予備費				45,00		45,00	
		第一目	予備費		45,00		45,00	
第二款	相談所費			4228,30	6120,00		1891,80	
第一項	事務費			1076,08	1600,00		523,92	
		第一目	給 料	636,89	1200,00		563,11	事務員給料、看護婦給料
		第二目	雑 給	332,85	200,00			旅費、年末慰労、手当、其ノ低
		第三目	需要費	75,05	70,00	5.05		備品、消耗品、通信費、其ノ低
		第四目	雑 費	31,29	30,00	1,29		
第二項	患者費			3072,12	4285,00	,	1212,88	
		第一目	賄 費	2189,67	2920,00		730,33	
		第二目	被服費	35,35	250,00		214.65	患者四十名、一ヶ年分
		第三目	需要費	74,42	584,00	157,42		
		第四目	医療費	30,25	300,00	,	269,75	患者日用消耗品、患者労力資金、其ノ他
		第五目	消毒費	35,40	80,00		44,60	武田長兵衛薬店より薬品十種、
		第六目	輸送費	11,48	70,00		58,52	
		第七目	慰安費	28,55	80,00		51,45	
		第八目	埋葬費		1,00		1,00	
第三項	建築費			80,00	120,00		40,00	
		第一目	修繕費		50,00		50,00	
		第二目	保険費	80,00	70,00	10,00		
	第四項							
	予 備 費			_	115,00		115,00	
		第一目	予備費		115,00		115,00	
第三款	相談諸建設費		774,18		774,18			
第一項 相	談諸建設費			774,18		774,18		
		第一目	相談諸建設費	774,18		774,18		昭和12年度内に通常会計より支出
			計	6258,15	762,00		1361,85	

表2-3-2 3号期会計期の歳出決算(1937年4月1日から1938年3月31日までの1937年度会計)

款		項			目			予算額	備考
事務所費								15000,00	
	事	務	費					7550,00	
				給			料	2400,00	書記給料 月20円
				雑			給	1800,00	旅費100円 傭人料10円 年末慰労70円
				家			賃	180,00	月一円五〇銭
				會	議		費	500,00	
				需	要		費	2170,00	備品消耗品費二五円 通信費八〇円 薪炭料一二円 印刷費一〇〇円
				雑			費	500,00	
	事	業	費					4000,00	
				宣	傳	Ĭ.	費	1000,00	
				患者	者 救	護	費	2000,00	
				患者	者 慰	問	費	1000,00	部落隔離所補助費等
	募	金	費					3000,00	
				募	金	:	費	3000,00	募金ニ関スル旅費、印刷費、通信費其他ノ諸費
	豫	備	費					450,00	
				豫	備	Ì	費	450,00	
相談所費								6120000	
	事	務	費					16000,00	
				給			料	12000,00	事務員給料四二〇円 医師嘱託手當三六〇円 看護婦給料四二〇円
				雑			給	3000,00	旅費一七〇円 年末慰労一〇〇円 臨時傭人料30円
				需	要		費	700,00	備品、消耗品、通信費
				雑			費	300,00	
患者費								42850,00	
				賄			費	29200,00	一人一日二〇銭宛四〇名分
				被	服		費	2500,00	一人六円二五銭
				需	要		費	3000,00	一人
				医	療		費	800,00	一人七円五〇銭
				消	毒		費	700,00	
				修養	及び	慰安	費	800,00	
				埋	葬		費	100,0	
建築費								1200,00	
				修	繕		費	500,00	
	L			保	険	:	料	700,00	
豫備費								1150,00	
				豫	備		費	1150,00	
合 計								12140円	*太字額合計

表2-3-3 1938年度予算案 (1937年4月1日から1938年3月31日までの1937年度会計) (※『沖縄MTL報告』第二号より作成)

の沖縄MTLの最大の特徴であるが、逆に相談所の完成により、青木たちの大堂原「仮収容所」への救護の必要はなくなったため、救護費の位置づけが大きく変わり、3号会計期では「第一款事務所費」における「第二項事業費」の「第二目」に置かれ、これ以降の救護費は、病者が発見された際の一時救護のために執行される費用として位置づけられるものとなり、決算額も117円40銭と、2号期の1709円99銭から大幅に減少している。

新設されたもう一つは「第三款 相談所建設 費」であり、774円18銭が支出されているが、そ の用途は、管見の限り、それを説明する文献・資 料はみあたらない。相談所開所時に建設中であっ た国頭愛楽園との関連から派生した何らかの構築 物に関する建設費(例えば両者の境界を示すも の)ということだけは、いえるであろう。なお、 3号期会計では、「沖繩MTL癩相談所建設会計 決算報告書 | (OMTL-3:18) が別立てで示され ている。そこで記された各費目は、主として沖縄 MTL相談所建設に関わる費目であるが、会計期 間が、「沖繩MTL会則 | で規定された3月31日 締めで4月1日始まりの会計年度の、前述したタ イムラグを埋めるものであり、今回は考察から割 愛した。3号会計期には、これまでは提示しな かった予算案を1936年度、1937年度のものに限り、 図2-3-2. に掲げておく。1936年度該当の2号期に おいて、3号期で示された「款項目」の原型がみ いだされる。

2-4. 4号期の沖繩MTL (1938年4月~1939年3月)

4号期の沖縄MTLは、「沖縄MTL相談所」の 沖縄縣への移管が1938年2月5日に発令された 「沖縄縣告示第53号」により完了し、「沖縄縣 立国頭愛楽園」の誕生を迎えた。爾来、「沖縄 MTL相談所」の横で継続されていた工事が完了 し、1938年11月10日、「沖縄縣立国頭愛楽園」の 開園式が開催された。このことにより、「沖縄 MTL相談所」の「沖縄縣立国頭愛楽園」への発 展的解消により、沖繩MTLの役割は、新たな局 面を迎えることになる。花城武男・阿嘉良薫・仙 波安が「本土」に異動となり、「辞任」したのを 享け、4月9日、「昭和会館に於て昭和十三年度 の総会 にて、「阿嘉、花城、仙波の三理事の補 欠として家坂幸三郎、塩沼英之助、宮川量の三 氏を理事に推薦し、満場一致を以て可決した」 (OMTL-4:2[476])。また同会では、「沖繩 MTL会則」第七条が改正され、理事の任期が一 年から二年に改正され、、また第「十五条の『本 会即ハ昭和十一年二月十八日ヨリ之ヲ施行ス』の 昭和十一年は誤字故に昭和十二と訂正する動議」 があり、この「訂正」が承認された。また、阿嘉、 花城、仙波の三理事が抜けたことにより、人材不 足が生じたことから「理事重任」の承認を求める 動議があり、それが承認されて、前述の家坂、塩 沼、宮川の三理事の承認がなされたことも、付 け加えておこう。4号期は国頭愛楽園の開園に際 して、園関係者の出迎えや開園式の準備に終れ る様子が「事務報告」から読み取れる。9月14日 の常任理事会では、「来る愛楽園の開所式には当 MTLからお祝として湯呑茶碗を職員及び患者に 各一個ずつ寄贈する事」 (OMTL-4:3[477]) と ある。開園式への来賓への対応(「友となる会 会長」の飯野十造牧師、田尻敢・愛生園医務課 長、前田テイ・鹿児島敬愛園医官)も沖繩MTL が担い、座談会(11月14日)、講演会(11月14・ 15日に県立二中、一高女、二高女)を企画した (OMTL-4:3-4[477-478])。また、6月24日に、 野町が塩沼と「同道」の上、国頭村の「各病家を 巡回慰問」とあり、9月13日に服部は「宮古療養 所慰問旅行」で一週間、同療養所に滞在して「病 友の慰問・伝道」を行い、更に南下して「八重山 郡石垣島に渡り同地の患家を視察訪問」とある①。 ここから、国頭愛楽園の設立により、患家及び病 者の視察という新しい役割が発生したことが、窺 える。尚、1939年2月7日に、「沖繩縣癩豫防協 会創立総会が開催される」とあることも、付け 加えておこう」 (OMTL-4:4[478]) 。これによ り、沖縄の療養所二園の外郭団体は、沖繩MTL

・聖代の恵澤・・・・・・・・・・・・・ 島袋源一郎 ・・・・・・ 一	
事務報告・・・・・・	
・療養所と沖縄MTL・・・・・ 四	
・沖縄MTL五周年記念事業に御支援を乞ふ・・・・・・・五	
・醵金者芳名······六	
・昭和一三年度歳入歳出決算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
・編集室だより・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・八〔: 1	L村健司 〕

図2-4 沖繩MTL編(1938~1939) 『沖繩MTL報告』第四號 目次

と「沖繩縣癩豫防協会創立総会」の二組織となった。

2-4-1.「沖繩MTL報告」第4号の「目次」「事 務報告」からみた沖繩MTLのミッションと 活動

『沖縄MTL報告』第4号の目次は図2-4の通りである。4号の「目次」は、「事務報告」と「醵金芳名」「歳入歳出決算書」を四本の記事が囲む構成であり、頁数も八頁と減少しており、これまでの号に比べて簡略化された感は否めない。

4号期の沖縄MTLは、五周年を迎え、野町の いう「第二段階」に入った沖繩MTLには、服部 の、第4号への投稿題目が示す如く「療養所と沖 繩MTL」の関係が、主題化される。それは、沖 繩MTLの、一般的なMTLとしての力量が試され る機会となる。沖繩MTLの課題は、「特別記念 号」で予示された如く、国頭愛楽園の入所者への 伝道と、愛楽園のキャパシティの問題から由来 する、入所がかなわない病者たちの救護方の問 題である。4号から野町の担当であった「編集後 記」は、北村担当の「編集室だより」に名を変え る。これは、野町が「募金の難事業に起つ事とな り、去る九月十一日此の原稿を印刷所に持つて行 く迄の仕事をされて其の残りを私に託して、同日 の午後鹿児島経由で九州、関西、東京方面へ沖縄 MTL満五周年記念事業としての愛楽園納骨堂建 設の募金旅行に出發せられました」とのことによ る(OMTL-4:8[482])。北村は、野町の仕事を 代替することになった事情とは、愛楽園納骨堂の 構築の問題である。これに関して、北村は、次の 様な自分の考えを披露する。

「療養所内に於いて納骨堂の存在は其周囲の庭園風の広場と共に考へますと、単に物故された患者の奥津城としてのみならず、在園車に取つては祈りの聖域として、黙想の地として、はた叉憩いの場所として大いに価値を有するものであります」(北村,1939,OMTL-4:8[482])。

「沖縄MTL報告」第4号では、「五周年記念事業」として、「国頭愛楽園に納骨堂を建設することを計画」し、それへの支援を訴える「沖縄MTL五周年記念事業に御支援を乞ふ」の記事が、無署名で、即ち沖縄MTLの総意として、掲載されている。その冒頭では、沖縄にはハンセン病者が多いことを「沖縄の悩み」(OMTL-う:6[479])と表明し、更に療養所が完成したが、その「収容能力の拡充」と共に、「内容充実」を訴え、この文脈で、納骨堂の問題が提起される。

「……目下は収容定員二百五十名のところ 三百二十余名を収容してゐる状況で、これを 以てしてもいかに収容能力の拡充が緊要であ るかゞ如実に示される。それと共に考ふべき は内容充実である殊に祖先崇拝の美風を有する本縣として墓地は最も大切にする関係上園に於て物故された病者の霊をまつる納骨堂の設立は是非必要であるとMTLに提願せられ、MTLとしても五周年記念事業として好個の題目にして先づ国頭愛楽園に納骨堂を建設することを計画した次第である。大方の援助を希望してやまない」(OMTL-4:6[480])。、

だが、納骨堂建設の問題の背景には、ハンセン病に対する沖縄に特殊な事情が横たわっている。4号の一面は、島袋源一郎の「聖代の恵澤」である。その中で、島袋は、「今では宮古、国頭の両所で五百名以上の病者を収容することが出來、将に癩豫防協会等の活動によって拡張の機運が到来しつつある」(OMTL-4:2[476])と、「沖縄MTL五周年記念事業に御支援を乞ふ」の前段における「沖縄の悩み」の深さを強調する論調と比して、かなり楽観的な論調である点が対比的ではあるが、それに続き、島袋は次の様に記す。

「然るに此世の識者に訴へんとする一事がある。それは他事ではない。折角国立療養所に共同生活を送つてゐる彼等病者中病魔の爲めに斃る、者勘からず此の場合他府縣とは違つて永い因習の然らしむる所、火葬に附しても遺骨を受取りに来ないもの多く、療養所では其の始末に困惑してゐると聞く。沖縄MTL茲に鑑る所あり、即ち納骨堂を建設提供して彼等気毒な霊魂の爲に安住の地を得させようと計画してゐる所以である。伏して希くば世の心ある人士の御賛同を得て之が実現を成就せしめられんことを」(島袋,1938,OMTL-4:2[476])。

ハンセン病死者を巡るこの問題は、当時の沖縄では火葬が一般化しておらず、不可解な点は残るものの、沖縄社会では、基本的に、ハンセン病死者は本葬をせず、そして本墓にも入れず、仮墓に、遺棄同然の埋葬をする習慣がみられた(中

村,2008)。この習慣を前提にすると、沖縄の療養所に納骨堂を設置することは必然化される。しかし、ここでは納骨堂の構築が、療養所の設置基準には入れられていないということが窺える。

その詳細を追うことは、今後の課題ではあるが、この点は、1931年法でも、所謂「終生隔離」を前提としていなかったことが、示されるかもしれない。それはともかく、沖繩MTLは、療養所構築後の大きな問題をみいだしたことになるが、その問題を提起した存在者について、「沖繩MTL五周年記念事業に御支援を乞ふ」では記されていないものの、島袋は「療養所では其の始末に困惑してあると聞く」と指摘することから、これは国頭愛楽園に勤務する職員からの伝聞であろうことは、想像に難くないであろう。

4号における沖縄MTLの、もう一つの課題は、服部の指摘する「療養所と沖縄MTL」を巡る問題である。服部は、当時、名護町に住んでおり、国頭愛楽園とは物理的には比較的近いともいえよう。だが、国頭愛楽園は屋我地島という離島にある。

「那覇と国頭愛楽園の中間にある名護町に住んでゐる私は自然沖縄MTLと愛楽園の連絡係りの様な立場にをかれて居ります。開園以来毎週木曜日に愛楽園を訪問して、昼は病者方の宗教団体に講話をなし夜は職員方有志と共に感謝で聖書研究を続けて居ります。叉病者達の音楽隊が出来ましたのでその方の指導もやらされて居りますが果たして立派なオーケストラが出来上がるかどうかは今の処未定であります」(服部,1938,OMTL-4:4[478])。

服部の国頭愛楽園での日常の呼吸が、そのまま伝 わってくる文章であるが、更に、服部は次の様に も記す。

「この様な次第で園外のものとしては比較的 療養所内の事情も知る機会が多く、此処に その一端を述べさして戴いて、私の報告に 代えへたいと存じます」(服部.1938.OMTL- 4:4[478])。

服部は、国頭愛楽園の慰問・伝道という沖縄MTLのミッションに基づき、愛楽園のインフォーマントとなり、そして療養所内に、職員以外で、出入りした最初の人物という位置づけになろう。この点で、療養所における宗教の立ち位置は、療養所と「社会」の中間者ないし中間集団ということになる。

さて、服部は、自らに与えられた国頭愛楽園の 慰問・伝道というミッションの達成の困難さを次 の様に表現する。

「第一療養所の位置が非常に交通不便な上、 総数四百名に近い団体生活としては欠く事の 出来ない電話も電燈も無い事であり。急の用 事が出来て電話をかけるにも海を渡つて、二 時間の道を歩まなければなりません。暗いラ ンプで我慢してゐた燈火もこの頃の物資不足 で石油の買入に困難を来たして居り、唯一の 交通機関である自動車もガソリンの統制でそ の運轉が非常に制限され、従って職員方も病 者達同様いつも園内に足止されて、日曜日 になつても滅多に島外へ出る事が出來ませ ん。孤島苦の沖縄に必需品の欠乏は他縣より ずつと深刻でありますが、療養所の様な大家 族にこの困難を切抜けて行く事は到底第三者 の想像する事の出來ないものであります | (服 部,1938,OMTL-4:4「478」)。

現在の愛楽園へは、屋我地に橋がかけられ、自家 用車で島内の一本道を飛ばすだけで、問題なくた どり着けるが、当時の屋我地島は「孤島苦」の現 実にあったことの重い意味が、ここからみえてく る。取り分け、「療養所の様な大家族にこの困難 を切抜けて行く事は到底第三者の想像する事の出 來ないものであります」という現実は、職員に とって、大きな負担になることを、服部は指摘し ている。そして服部は、「果たしてこの様な無理 が何時までも続くものでしやうか」と問い、「無 理は何時までも続くものではありません」と結論 する(服部.1938.OMTL-4:5[479])。

「黙つて忍耐して働いてあるからと云つて、若し他の人達が何も彼もそれに委せ切りで之を顧る事も無くその困難の一部を負担しやうとする志も示さなかつたなら、何時かはこの無理も少数の職員で支へ切れなくなつて来る様になるかも知れません。現に心の弱いある人達はこの困難に堪えられなくて遂に他の方面に逃げだして仕まつた様な者もあり、今後もある事と思はれます」(服部,1938,OMTL-4:5[479])。

ここで服部が問題にしているのは、「孤島苦」の中にある国頭愛楽園が、職員も、病者も、その「孤島苦」に堪えられず、内部崩壊を起こし、組織それ自体が破綻してしまうことであり、それは、ここで働く職員がいなくなること、あるいは病者は閉鎖的ないし封鎖的な状況から逃走を繰り返し、入所者がいなくなること、といった問題として、捉え返すことができる。そして、そうであるからこそ、この問題に、園外の人たちが関心を持ち、それを顧ることがなければ、いずれは組織が破綻してしまうという危機を服部は表現している。

そして、その一端を、MTLはどう担うのか、 このことこそが問われている。

「救癩戦線銃後の後援は一層強化されて来なければならないと思います。全国に於ける各MTLはこの点非常に重大な使命を帯びていると思はれます。特に本縣の様に全国中一番恵まれてゐない療養所を支援して行かなければならない沖縄MTLの使命は決して従前に優るとも劣らない重要性のある事を痛感させられて居る次第であります。沖縄MTLの従前の働は一度愛楽園の方に譲り渡して、漸くほつとした体でありましたが、右の様な事情に促されて更に、新しい意気をもつて沖縄救癩戦線銃後運動にも乗り出し度いと存じ

て居ります。別項御報告申し上げました納 骨堂の建設運動もこの一つであります」(服 部.1938.OMTL-4:5[479])。

服部が、病者にも、職員にも、信仰を媒介に、接 触することを通して、愛楽園が抱えている問題が この様な姿でみえて来るとすれば、確かに「沖繩 MTLの従前の働は一度愛楽園の方に譲り渡して、 漸くほつとした体 | ではあると正直に告白しては いるものの、「新しい意気をもつて沖縄救癩戦線 銃後運動にも乗り出す | ことがなければ、愛楽園 が、組織として続かないということへの危機感と、 それに対向する意志が、服部の文体に込められて いる。服部のスタンスは、愛楽園に近くに住むと いうことから開かれてきたものであり、それは恒 常的に、病者にも職員にも、接触することが可能 な立ち位置から開かれるものであり、那覇市中の 他の理事には到底及びようもない独自のスタンス を築きあげたといえよう。そして服部は、こうし た論脈の延長線上に、「納骨堂の建設運動」を位 置づけており、『沖縄MTL』4号の他の記事とは 異なる論を展開しているといえよう。

3号期において、沖縄MTLの事業方針が大きく変わり、「伝統・慰問」および「一般啓蒙運動」は以前と変わらぬ事業であるが、沖縄縣にある二つの療養所の病者の慰安と娯楽のために、「献本献木運動」が新たに加わった。更に沖縄二園の収容キャパシティの問題から「部落隔離運動」及び長島愛生園で展開された「十坪住宅運動」が、新たに加わり、それらに「納骨堂の建設」が加わったのが4号期の沖縄MTLであった。

2-4-3. 4号期会計期 (1937.3~1938.3) の 会計報告からみた沖繩MTLの活動

4号期会計期の支出決算は**表2-4**の通りである。 4号会計期(1938.4~1939.3)では、「沖縄MTL 相談所」が「沖縄縣立国頭愛楽園」に統合されたことを享け、沖縄MTL相談所の運営に関わる 「相談所費」が廃止された。また「募金費」も廃止されている。事業内容の変更をもとに、大き

な変更をみせたのは、「事業費」であり、「宣伝 費|「患者救護費|「患者慰問費|はそのまま継 続され、新設されたのは、新に事業化された「献 本献木運動費 | 「十坪住宅運動費 | 「部落隔離奨 励費」である。また、国頭愛楽園の開園式に、職 員と病者に「寄贈」した「湯呑茶碗」を含む「記 念品費 | として222円53銭が支出されている。記 念品の内訳としては3号期の1938年度予算の「歳 出ノ部」に記された「記念品費」の「備考」欄に は、「理事長一名、相談所主任一名、常任理事 二名ノ三年間無給奉仕ニ対スル謝礼、書記一名 二対スル解雇手当、巡査一名二対スル記念品」 (OMTL-3:25) と記されており、これらも含む 支出総額が222円53銭ということになる。新設費 目のうち、なぜか「患者救護費」と「患者慰問 費」は執行されなかった。

最後に「醵金」に関してみておこう。4号会計期は醵金件数が大幅に減少したのが特徴である。これは国頭愛楽園の開園によるものとみることができる。沖繩縣内の醵金者の社会層は、市町村からのもの、及び病院・学校・協会といった団体が中心になる。沖繩縣外も、病院・学校・教会といった団体が中心になる。

註

(1)「1938年10月~ 羽地方面、首里那覇方面、八 重山方面からの病者収容」(『命』:444)とある が、これは、この時の服部の八重山視察と関連 するものとみることができる。

2-5. 5号期の沖繩MTL (1939年4月~1940年3月)

5号期の沖繩MTLの課題は、服部の表現を借りると、沖縄の二つの療養所のための「納骨堂建設運動」の成就にあった。野町良夫による9月11日から10月20日にかけての「募金旅行」をはじめ、「縣内外での募金に奔走した」5号期中に、国頭愛楽園の納骨堂が完成し、宮古療養所では、「沖縄MTL報告書」第5号が刊行された6号期に、今亦「起工せんとす」と一面トップで島

款項目					A	マ 松 松	差	引	備考
	1			決算額	予算額	増	減	加专	
事 務	費				734,01	940,00		215,99	
		給		料	_	_	_	_	
		雑		給	202,67	500 00	_	297,33	
		家		賃	18,00	18,00	_	_	*
		會	議	費	24,99	35,00		10,01	
		需	要	費	231,68	187,00	46,67	_	**
		雑		費	246,68	200,00	46,68	_	
事 業	費				556,09	2,050,00	_	1,493,91	
		宣	傳	費	9,00	300,00	_	291,00	
		患者:	救 護	費	84,85	300,00	_	215,15	
		患者	慰問	費	310,03	200,00	110,21	_	
		献本献	木運動	費	152,03	100,00	52,03		
		十坪住	宅運動	費	_	800,00	-	800,00	
		部落隔	離奨励	費	_	350,00	_	350,00	
募 金	費	募	金	費	廃止				
記念品	費				222,53	220,00	2,53	_	
豫備	費	·							
		豫	備	費	_	140,00	_	140,00	
合	計				1,502,63	3,350,00		1,847,37	

※旅費107,72 年末慰労64,05 傭人料30,90

※※消耗11.65 通信62.52 印刷145.50 薪炭12.00土地寄付者へ感謝150.00 其他96.68

表2-4 4号期会計期 の歳出決算(1938年4月1日から1939年3月31日までの1938年度会計)

※『沖繩MTL報告』(第四號)「昭和十三年度歳入歳出決算報告書」より作成

袋の記した「只々感謝あるのみ」と題する記事に記されている(島袋,OMTL-5:1[483])。5号期には、賀川豊彦の沖縄招聘が企画され、彼は1938年2月12日に来沖し、国頭愛楽園を訪問の後、宮古療養所、八重山を経て台湾に赴くことになった。また、回春病院の三浦清一が4月5日に、三井報恩会の遊佐敏彦が1940年1月6日に、来沖する等の件、そして愛楽園職員の出覇対応と慰労会の開催が、「事務報告」に記されている。尚、1941年2月13日、「本日より四五日間無宿の青年患者を隔離擁護をなし、三月二九日愛楽園に入園せしむ」(OMTL-5;2[484])とあり、病者救護に関する方面での沖繩MTLの活躍の余地が残されて

いた。但し、この方面に関しては、「沖縄縣癩豫防協会」と競合する余地があり、沖縄MTLは、どこまで対応していたのか、管見の限り、定かではない。因みに、1941年7月1日、国立移管により「国立療養所沖縄愛楽園」へ名称変更がなさたことも付け加えておく。

2-5-1.「沖繩MTL報告書」第5号の「目次」 「事務報告」からみた沖繩MTLのミッショ ンと活動

「沖繩MTL報告書」第5号の「目次」は、図 2-5の通りである。全4頁に減り、記事も二本に減り、「事務報告」「醵金者芳名」「予算書」

「編集後記」が、逆に充実している感は否めず、 文字通り「沖繩MTL報告」ではなく、「報告 書」としての性格が強い編集となっているが、島 袋源一郎と服部團次郎による二本の記事が寄せら れている。島袋は、「只々感激あるのみ」と題す る一文の中で、「惟ふに世界の国際情勢は愈々多 事多難を予想せらる、の秋」、即ち沖縄戦の足音 が微かに聞こえはじめてきた状況下、皇室を讃え る文章を綴った後、「記念事業として」の沖縄の 二つの療養所における納骨堂構築の報告をなし、 「癩のみならず結核及花柳病を撲滅して縣民の体 位を向上せしむるは、本縣の実情に照し、急務中 の急務たらずばあらるべからずしと結んでいる (島袋.OMTL-5:1[483])。国際情勢が不定の中、 島袋のこの文章は、沖縄知識人の同時代的なあり 様の、時代制約的な一端を表しているととれよう。 それに対して、服部の文章は、戦争への微かな足 音を感じつつも、聖フランチェスコの遺言を枕言 葉に、自らの沖縄経験を重ねあわせ、自省的な文 体になっている点が、印象的でありつつも、島袋 の稿とは対照的である。服部は次の様に書き出す。

「『……罪のうちに生きてゐた時癩病人を見ることは自分には大なる苦痛があつた。しかし神御自身が自分を彼等のうちに導かれて、自分は暫時そこに止まつてゐた。彼等から去つて来た時、自分にとつて苦々しく思はれてゐたものが甘美になり、快くなつて来た』とフランチエスはその遺言の冒頭述べて居ります」(服部,OMTL-5:1[483])。

聖フランチェスコは、「宴樂酔酒に浸つて居りました頃一日」に、「馬にまたがって自分の将来の事全き献身の事等に思をはせて街頭を進んで」いると、「一人の重い病者」にであい、「両人の眼がピタリと合」ったので、聖フランチェスコは「ぞつと身の気のよだつ様な不愉快を感じ」、踵を返したが、「はつと我に還つて、非常な自責を感じ」、「持金全部を病人に與へその額に接吻した」という話を享けて(服部.OMTL-5:1[483])、

服部は次の様にいう。

「病者に近づき病者をいたはる貴い機会を神によつて惠み與へられて居りながら自らまことに心冷たく愛なく世俗的で不精で折角の貴き機会を逸して何等なすなく過して来ました事は何と言つても申し訳ない事であります。賀川先生は癩者に対する愛こそ真の神の愛であると申されたさうでありますが、自ら顧みてまことに恥しき次第であります。どうか皆様方の祈りに支へられて、如何にかして『つれゞゝの友となりても慰め』得るものとむもなり度願ひ求めてゐる次第であります」(服部.OMTL-5:1[483])。

因みに、「事務報告」には、「服部理事は毎週一回木曜日愛楽園を訪問して患者のため説教をなし、職員有志のため聖書講義をなしたり」(服部,OMTL-5:2[484])とあるが、名護町に居を構えていたからこその愛楽園通いではあるものの、それ故に賀川の講演会への参加がかなわなかった服部の賀川講演に対する想像力が、この文体を陶冶したのであろう。

愛楽園通いの日常生活の中から生まれたこうした服部の述懐は、野町による異例に長い、そして沖縄MTLの終焉を予期しつつも残された可能性を惟う「編集後記」の文体に呼応する。野町は、その中で、納骨堂建設の報告をなした後、次の様に記す。

「療養所には慰問事業が絶対に必要であります。患者を収容しさへすればそれでよいと云 ふなら、刑務所と選ぶところがありません。 収容が癩根絶の近道であるところから世間では、収容して貰ひさへすればそれでさつぱりしてしまつたやうな気になる人がいないでは ありません。それ程でなくても病患を身に負うて入園した同胞をす、んで慰めやうといふ人は尠ないのです」(野町,OMTL-5:4[486])。

・只々感激あるのみ・・・・・・・・ 沖繩MTL理事長・・・・ 島袋源一郎・・・・ー
· 真の愛······ 服部團次郎·····一
· 事務報告· · · · · · · 北村健司 · · · · · 二
· 醵金者芳名·····二
·昭和一四年度歳入歳出決算書······ 会計理事···· 野町良夫····三
·昭和一五年度歳入歳予算書······四
·編集後記······ 野町良夫·····四
·追記······ 多田武一····四

図2-5 沖繩MTL編(1939~1940) 『沖繩MTL報告書』第五號 目次 ※【本号は目次なし】

服部のいう「どうか皆様方の祈りに支へられて、如何にかして『つれゞ、の友となりても慰め』得るものとむもなり度願ひ求めてゐる次第」の件を具体化すれば、それは野町のいう「病患を身に負うて入園した同胞をす、んで慰めやうといふ人は尠ない」からこそ、慰問事業が必要になり、そしてその一端を、服部の国頭愛楽園での病者と職員に対する牧会が担っている現実から、如何なる状況を作り出しうるのか、という問いが、服部と野町の文体を一にしていると捉えることが出来よう。このことを踏まえ、更に野町の文章は続く。

「やはり救癩の根本は深い意味に於て慰めるといふことにあると思はれます。MTLの如き側面団体のなくてはならないのもそうした理由からでせう」(野町,OMTL-5:4[486])。

野町のこの一文は、家坂が『沖縄MTL報告書特別記念号』に記したの「予防策の中心思想は愛でなければならぬ。彼等病者を愛せよ、食を与へよ、安住の地を与へよ、奪ふなかれ……」(家坂、1938、OMTL-3:27)という主張とも響きあう、野町のMTL観を象徴している。それは、病者たちと共に在るということこそが、MTLの本質であり、それは療養所と共に在るということであり、そしてその限り、『沖縄MTL』第4号で服部が訴えた療養所の組織としての持続性に関わる患者及び職員への、外部からの応援・支援を担うことこそ、病者と職員の立ち位置に対する「側面」を

なす「側面団体」としての沖繩MTLの、これからの使命が、ここにあることを訴えかけるものと読み解くことは出来よう。この意味で、『沖繩MTL 特別記念号』に掲載された「沖繩MTLの前途」という寄稿文で林が指摘したことが、現実味を帯びてくる。

「沖繩MTLの他MTLに見ぬの壮烈な第一期はこ、に了つたと云ふべきであらう。第二の時代として愛楽園の開園がある。従来の四十人に加ふるに二百五十名は新しく収容になるであらうが、それへの伝道はMTLの最も重要な任務である。それと共に療養所開設当時には多くの外よりの援助が必要であつて限られた公費を以ては出来ぬ。慰安会の事業の応援が必要である。鹿児島MTLが敬愛園開園と同時に設立され草創の時代を援助された事は眞に大きなものがあつた。かくてMTLは病者の伝道に、慰安に長く奮闘を続くべきものである」(林.1938,OMTL-3:30)。

MTLは、国立療養所において、国庫では賄うことが出来ぬ精神的な慰安を担うことができる。そして、それが、国立療養所での生活において、その生活秩序を安定ならしめる一つの足場となる。その限り、国庫では成しえない宗教的営みを支える「側面団体」としてのMTL組織は、国立療養所運営の両輪となりうることを、林は述べている。この論点は、先にみた服部の、組織としての

「沖縄MTL」と同時代沖縄のハンセン病問題

	款項目										決算額	予算額
事	務	費									638,72	623,00
			給			料	廃	止	費	目		
			雑			給					355,98	300,00
			家			賃					18,00	18,00
			會	詣	美	費					31,30	25,00
			需	多	Ę	費					135,78	180,00
			雑			費					97,66	100,00
事	業	費									447,12	400,00
			宣	倶	卓	費					70,19	30,000
			救	部	Ę	費					51,43	50,00
			慰	引	F .	費					237,46	320,00
			納	骨	堂	費					88,04	2,000,00
豫	備	費										
			豫	仿	ij	費						177,00
合		計									1,085,84	3,200,00
差	引 残	金							2,572	2,90	*	

*現金158,75 銀行預金2,054,12 振替貯金330,03 貯蓄債権30,00

表2-5 5号期会計期 の歳出決算 (1939年4月1日から1940年3月31日までの1939年度会計)

※『沖繩MTL報告書』(第五號)「昭和十三年度歳入歳出決算報告書」より作成

療養所の持続に関わる問題と呼応しあう。そして、 野町は、このことを、療養所経営における「側面 団体」の必要性の問題として、定式化させている。 沖縄MTLと療養所の関係は、この意味において、 重要な意味を持つ。

療養所に対して「側面団体」が果たすであろう その重要な意味を、野町による「編集後記」で確 認しよう。野町は、次の一文で、「編集後記」を 締め括る。

「沖繩MTLは皆様のなさけととりついで、いつまでも病友と職員とを慰める団体でありたいのです。この上ながらの御援助とおはげましを願つて熄ない次第です」(野町,OMTL-5:4[486])。

「皆様のなさけととりつ」ぐところに、沖縄らし

い情緒を覗うことのできるこの一文には、「いつまでも病友と職員とを慰める団体」としての沖縄MTLの、そしてそれを超えてMTLとしての、本質が表明されている。それに対して、多田武一による「編集後記」の「追記」は、次の様に告げる(野町,OMTL-5:4[486])。

「当MTLも時代の流れに天日解明の儀があり ますが四月の定期総会で決定いたします」

管見の限り、これ以降の沖繩MTLの動静は、国 頭愛楽園の機関紙「済井出」における納骨堂の完 成を伝える「附録」以外に、みいだしえない。そ の後の沖繩MTLの活動は、『沖繩MTL報告書』 第5号に掲載された6号期の予算案のみに、その 動静を読み込むことができるだけである。

		疑項	目			予算額
会					費	150,00
補		助			費	1,000,00
特	別	寄		附	金	2,000,00
雑		収			入	32,20
過	年	度		収	入	744.9
前	年	度	繰	越	金	2,572,90
合					計	6,500,00

表2-6-1 6号期会計期の歳入予算案(1940年4月1日から1941年3月31日までの1940年度会計) ※『沖繩MTL報告書』(第五號)「昭和十四年度歳入歳出予算書」より作成

疑	Ţ	Į	目									
												600,00
				事	務	費						
廃	止	費	目				給				料	廃止費目
							雑				給	300,00
							家				賃	18,00
							會	i	議		費	30,00
							需	:	要		費	152,00
							雑				費	100,00
				事	業	費						5,700,00
							宣	,	傳		費	100,00
							救	i	護		費	50,00
							慰		問		費	300,00
							納	骨		堂	費	5,000,00
							臨		時		費	250,00
				豫	備	費						
							豫	,	備		費	200,00
				合		計						6,300,00

表2-6-2 6号期会計期の歳出予算案(1940年4月1日から1941年3月31日までの1940年度会計) ※『沖縄MTL報告書』(第五號)「昭和十四年度歳入歳出予算書」より作成

2-5-3. 5号期会計期 (1937.3~1938.3) の会 計報告からみた沖繩MTLの活動

5号期会計期の支出決算は表2-5の通りである。 5号期会計期の支出決算は、これまで以上に簡略 化された仕方になっている。「事務費」の「給 料」が廃止されていることから、沖縄MTLの実 質的な事務は、所謂正期の雇用から臨時の雇用に なり、事務は理事たちによる自弁の状態に移行し、 組織としての働きが縮小傾向にあることが読み取れるであろう。新設されたのは、「事業費」中の「納骨堂費」であるが、88円4銭の決算額に対して当初の予算額は2000円とあり、大きな開きがある。沖繩縣内の二つの療養所の納骨堂構築への取り組みが始まり、歳入が5号期の1907円31銭から3658円74銭へと、大幅に増大した。但し、5号期の「納骨堂費」の支出支出額は88円4銭であり、

かなり少ない支出となっている点が不可解である。次に「醵金」についてみておこう。まず、沖繩MTL五周年記念事業・納骨堂建設運動による醵金の大幅増はあったが、沖縄縣内外ともこれまでの醵金者のリピートが多く、沖縄縣内の市町村および学校はやや減少している。ということは、「本土」に、数的に限定された理解者の社会層があり、その社会層の人たちに依存した歳入構造になっていることが、窺える。また、5号期に特徴的なのは、開園した国頭愛楽園関係者及び入所者からの醵金がみられる点である。そして、ここに、海外からはロスアンゼルス沖縄県人会が加わる。

縣外からの醵金に関しては、全体を通して、キリスト教関係のうち、日本基督教団が多数を占め、聖公会はおそらく回春病院長のライト、及びプール女学校が記されているのみであるが、しかし聖公会の中でも沖縄の救癩への関心が残っていたことが、ここから窺える。但し、この背景には、沖縄MTLと日本聖公会の関係の歪み、即ち当時の日本聖公会の救癩活動への無関心があり、偏に回春病院のみが療養所なき時代から支援をしていたという事情がある。この点は、回春病院の資金難による縮小という事態を考慮に入れなけれらないが、それだけに、5号期における三浦清一司祭の来沖がもつ意味の検討が必要になろう。

管見の限り、最後とおもわれる6号期の沖繩MTLについて、みていこう。5号期会計期の支出決算は表2-6-1及び表2-6-2の通りである。歳入は、6500円とかなり多額の予算を計上している。「過年度収入」の費目が新設されているが、何に由来するのか、この資料だけでは不明である。歳出については、5号期の「記念品費」は消滅しているが、「款項目」の費目の大枠は異ならず、「事務費」「事業費」「予備費」の基本的な費目設定になっている。ただ「事業費」のうち、宮古療養所のための「納骨堂費」は5000円に計上されており、前年度の愛楽園の予算額2000円の倍以上、多く計上されている。また「事業費」に「臨時費」が新設されている。以上を踏まえる限り、宮古療養所の納骨堂建設が沖繩MTLの6号期に特

有の課題であり、それ以外は、慰問、伝道、救護、社会啓発等の、MTLとしての基本的な事業を展開させるための予算になっているといえよう。因みに4号期で新設された「部落隔離奨励費」は、同号期に新設されたにもかかわらず、予算執行されずに終り、5・6号期には、当該費目は削除されている。おそらくは病者の救護方のミッションも、沖縄MTLから消滅していったことが、推察される。

3. 沖繩MTLの同時代沖縄社会における社会的意味—-おわりにかえて

これまで、沖縄MTLの、組織としてのミッションの構成とその意味を「沖縄MTL会則」から読み取り、更に、沖縄MTLの各号期ごとの活動とミッションのあり様を、同会の機関誌『沖縄MTL報告(書)』により、確認してきた。最後に、沖縄MTLが同時代の沖縄社会に対して、如何なる意味をもったのかを考察し、本稿を閉じることにしたい。ここでは、病者たち、沖縄縣、屋我地島民、沖縄社会、それぞれにとっての沖縄MTLについて、みてゆきたい。

3-1. 弱い病者たちにとっての沖繩MTL

まず、青木たち病者にとっての沖縄MTLについてみていこう。病者は、浮浪できる元気な者と、浮浪中の事故や怪我、あるいは病発で動けなくなった弱い病者たちに二分される。というのも、双方にとっての利害状況は、対立するからである。ここではまず青木のもとで生活を共にしていた弱い病者たちから、みていこう。この人たちの視点は、これらの人たちを世話し、精神的な救済をも行っていた青木の視線に代替しうる。

青木は『選ばれた島』のなかで、次のように記 している。

「大堂原での生活は張りがあった。貧しくともMTLの保護があるうえに追い立てを食う不安がなく、何よりも療養所建設の光明が見えている。その光明を見つめながらの朝夕

の礼拝はひとしお感謝に溢れていた。したがって、その頃の思い出もまたたのしい」(青木:1971:272)。

青木の大堂原仮収容所に関わるこの述懐は、屋部の隔離所で生活していた時の「たのしい」に次ぐ表現であろう。これは、屋部や安和のように、住民たちの「追い立て」を常に配慮しなければならなかった事態が、沖縄MTLの結成により、回避しうる機会を得たことに帰因する。この点で、弱い病者にとっても、かつて「占拠」したジャルマから大堂原への再移動(再上陸)を決断した次の青木の述懐が持つ意味は大きい。

「さいわい療養所建設の可能[性]がだんだん 見えてきたようにわたしには思われた。ジャ ルマがすでに不完全ながら一つの救護所ある いは療養所みたいなものになっていたからで ある。救世軍の花城大尉に初めてお目にか かった時の話では、まず屋部に救護所をつく り、それから屋我地済井出部落の人々から とった言質を利用してこれを大堂原に移そう ということであったが、その屋部からは追わ れて図らずもジャルマに救護所が生まれたわ けだ。しかし、あの言質はよく考えてみる と、『今後当局が療養所を作る時は反対しな い』というのであって、わたしも村人も『当 局』とは県当局のつもりであったから、今こ の言質を盾にジャルマの救護所を大堂原に移 すとなるとちと筋が違う。部落の人々はそれ はMTLの救護所であって県立の療養所では ないと言うかも知れない。もっともよい方法 は県当局が大堂原に療養所を建設することだ が、度重なる失敗に懲りている県は進言して もそんな言質ぐらいでは動きそうもない。こ ちらでちゃんと療養所の基礎を固めてから県 に経営を移管するという形をとらなければ駄 目である。とにかく大堂原に移住することだ が、言質を盾にとってうまくいきそうでもあ るし、また再び追払われそうでもある。が、

結局、わたしは行ってみることにした。『MTLが療養所を作るから来た』と空とぼければ、部落では、療養所建設ということ自体を考え、『当局』という言葉にとらわれないで、もしくはそういう条件だったことには気がつかないで、言質の手前仕方がないと諦めるかもしれない。わたしは多分にそんな気がしてならなかった。そして鹿児島収容で十五名に減ったわたしたちは、貧しくささやかなクリスマスを祝った翌々日、すなわち一二月二七日夕闇の迫る頃、六月以来わずか半年の滞在ではあったが、忘れ難いいろいろの思い出に満つジャルマ、愛するカルバリー島に別れを惜しみつつ憧れのカナン大堂原目指して出発した」(青木、1972:265-266)。

青木は大堂原再上陸に際して、同所での「占拠」を解いた際の済井出のシマ人たちとの間で取り付けた「言質」に確固たる自信はなかった。それは、青木には「療養所建設の光明」「療養所建設の可能[性]」が視えてきたからであり、そしてそれが視えてきたのは、回春病院や長島愛生園といった遠くの支援者ではなく、沖縄MTLという身近な支援者が登場したからである。このことが、再上陸への青木の決断を促したとすれば、青木の背中を押したのは沖縄MTLということになる。

この様に、青木をはじめ、弱い病者たちにとっての沖縄MTLとは、大きな存在になった。そして、青木はそのことに感謝するため、MOL(Mission of Lepers)的な考えを提案した。青木は、当時、次の様な一文を寄せた。

「大堂原にある我等もMTLの先生方や多くの同情者より尊い愛と恵みを頂戴するのみにして何一つ酬ゆる事は出来ませんが感恩の心に充たされて常に其人々の為に祈る者となり屋我地島の一角に於ける霊的の燈明台となり多くの人々が天国に帰る小さい道しるべの一つとなる事を得ば何よりの幸福であり且つ報国報恩の一端とも信じ、各位の上に神の御

祝福を祈りつ、此稿を草す」(青木,OMTL-1:30[11])。

支援を受けるだけの受容的な存在を脱却して、支援に応える能力的な実存へと昇華しようというのが、青木の考えである。その具体的な事柄は、 『選ばれた島』に記された次の一文から確認できる。

「その頃わたしは禁酒禁煙を提唱した。保護を受ける身が酒を飲み煙草を吸うのはぜいたくである。MTLへの感謝の気持を現わすために、ぜひ禁煙禁酒を実行しようじゃないかというのである。みんなは立ちどころに賛成した」(青木,1972:273)。

しかし、この提案を実行できる人たちは、多くは なかった。

3-2. 元気な病者たちにとっての沖繩MTL

次に物乞いに出ることのできる病者や、バクチャヤーで病者たちから金品を巻き上げ、「親玉」として振る舞っていた元気な病者にとって、沖縄MTLの存在は、物乞いや親玉の生業の機会を剥奪するものとなった。ここに弱い病者と元気な病者の利害関心の対立がある。つまり、沖縄MTLの存在は、大堂原仮収容所にいた弱い病者にとっては、支援を受けられる機会を提供してくれる存在であるのに対して、元気な病者たちにとっては、鹿児島収容にみられるように、市中に居た多くの病者が療養所に引き上げられることにより、金品を巻き上げる対象が存在しなくなり、更にバクチャヤーも掃討されてしまっては、市中に入ることさえもが困難になるからである。青木は、『選ばれた島』で、以下の様に記している。

「その頃那覇に病友相手に飲料水の商売をしている健康者の乞食があった。乞食であっても健康であれば共同井戸などから水を汲むことができたが、病者はそんなわけにはいかず

水には常に不自由していたのである。この健康者の乞食はわたしの病友勧誘が始まると自分の顧客が減るというので盛んにこぼしているということであった」(青木.1972:233)。

更に、この述懐の原型とでもいうべき当時の青木 が認めたものとして、宮川量への書簡の中で、青 木は次の一文を差し向ける。

「それに但からあるく乞食は此内容を知らず 彼等は自分のよい事のみしてゐる様にして俺 等の乞食が出来にく、するものだ青木のスイ を叩き折ってやれ カクヂ(アゴ)をはづし てやれ、ウントこらしめ内地へ追ひ返せな ど、悪口暴言のそれもカゲ口故面と向かって はあまり言ひません」宮川宛1935年9月6日付 書簡(青木⇒宮川,1935年9月6日:326)

こうした事態は、前述した癩と犯罪とのネクサスを想起させる。この書簡の一年後、青木は『沖繩MTL報告』第1号に、以下の文面を寄せている。

「あらゆる■難を経て神は彼等にゾアルの地 を与え給ふた。それはジャルマと言って羽 地村の沖にある周囲二丁程の一孤島である が、水もなき離島の岩の下に二十名に余る患 者が熊の如く穴居生活をして居た時の悲惨と 哀はれは只知るものぞ知る。殊に一二のもの は完全な療養所生活を標準として期待して要 求して来るのであるからそれが満たされよう はずもなく、不満を抱いて島より出て行く者 もあった。又生活費の一部を与えて居た浮浪 患者の如きも始め六十名を算して居たものが 七十名となり、八十名となり、それ等が各々 己が主観的な考を持ち俺等にもっと金を与 えよと要求してくるのであったが、癩者に 同情の薄い本縣においては募金の如きも容 易に捗らず、或先生の如きはあまりに働き すぎて病気をなされし程なりしも、それを 理解し同情する者は少く、或ものは自由に

を食が出来なくなったと言ってMTLの出来 たことを嘆くものもある怒る者もある」(青 木.1936,OMTL-1:27-28[11])

これはジャルマ時代の青木の述懐であるが、元 気な病者の中には、青木は金をもっていること を、恐らくは青木が支援した病友たちから聞き出 し、ジャルマの青木に金品の要求をしてきたこと を指している。この背景には、「癩予防法」によ り、「生活費」の補給の申請を出すことができた にも拘らず、青木にそれを求めて来る事態が横た わっている。生活費の補給は、確かに警察による 管理はあるものの、同時代の沖縄において、当該 者である病者たちに、どこまて生活費の補給の情 報が共有されていたのか、という問題が、ここに はある。それは、「之ガ癩予防法ヲ宣伝ス」とし た沖縄MTLが、敢えてそのようなことを会則に 盛り込まざるを得なかった沖縄特有の事情があっ たことを、指し示してもいるといえよう。

以上で確認したことは、病者内にも利害の対立 は生じるということであり、そしてこのことは、 開園初期のどの療養所でも生じる入園者たちの対 立の構図を先取りする出来事ともいえよう。 国頭 愛楽園でにおいても、青木はある社会層の入園者 から疎まれる存在でもあった。

3-3. 沖繩縣にとっての沖繩MTL

次に、沖縄縣にとっての沖縄MTLについて、 みていこう。療養所の構築を失敗し続けた沖縄縣 にとって、療養所問題は喫緊の縣政課題であっ た。だが、嵐山事件以降、管見の限り、主だった 動きはなかったようである。そのような時期に沖 縄MTLが結成された。沖縄MTLには、那覇市助 役・當間重剛、沖縄縣警・網島覚左衛門、縣衛生 技官・江本七福といった人たちとのつながりが あったが、それは療養所の問題が、病者たちの問 題と重合しており、沖縄縣警察本部、那覇市、沖 縄縣といった管轄が所掌する案件になっていたか らである。この様な中で、相互の協力関係が構築 されてはいったが、沖縄縣が挫折し続けた療養所 構築を、沖繩MTLは結成後約2年で「沖繩MTL相談所」を開所してしまったのであるから、沖縄縣は所謂面子を潰された形になる。服部は、この件で、沖縄縣は、「沖縄MTL相談所」の、同縣への移管を渋るのではないかと危惧していた。更に、国立移管問題も抱えていたが、三井報恩会、長島愛生園、そして内務省衛生局の高野六郎も会員であった日本MTL等からの支援を受け、沖縄縣と内務省を取り結ぶ役割を演じた。恐らくは、こうしたネットワークを所持していなかった沖縄縣が、同様のことを成し得られたか、問うてみる必要があるとおもわれるが、療養所構築やその経営・運営に関するノウハウを共有していた日本MTLとの関係が、沖縄MTLのこうした役回りを可能にさせたのであろう。

沖縄縣は、沖縄MTLによって確かに面子を潰された形ではあるが、しかし困難で喫緊の縣政課題をクリアすることができた。沖縄MTLは、「三井報恩会」、日本MTLといった「本土」の民間団体、更には「本土」在住者の沖縄MTLへの醵金に多くを拠っていたことを考えると、実際のところ、療養所の構築は、当時の沖縄縣内だけでは解決できなかった課題であり、沖縄MTLは民間団体であるからこそ、「本土」の民間及び民間団体から、多大な支援を引き出せたということが、生涯出来るであろう。

屋我地島民にとって、自分のシマに療養所が出来ることが、どれだけ堪え難かったかという点に関しては、大堂原「占拠」事件が、それを象徴している。済井出に療養所建設が決まりかける中、済井出のシマ社会は、執拗に沖縄MTLへの陳情を行い、更に地元説明会は険悪なまま終った。恐らく済井出のシマ人たちほど、沖縄MTLを敵対視した存在はないと考えられる。しかし「沖縄MTLの保護」(青木:1971:272)が、当時の病者たちの後ろ盾であったと、青木が指摘した様に、このことは、逆説的な表現ではあるが、済井

出のシマ社会にとっても、重要な意味を持っていたということができる。というものも、青木は大堂原再上陸の際、「また再び追払われそうでもある」(青木:1971:266)と考えてもいたからであり、前回のことを考えると、今回も暴力的な追放を想起させるには、十分である。

しかし、青木たち病者と済井出のシマ社会との間には、「沖縄MTL」の介入があり、青木が暴力的追放を受ける可能性も、済井出のシマ社会も暴力的追放による逮捕者を出す可能性も、ともに、沖縄MTLが緩衝し、和らげる機会が、沖縄MTLの存在により、可能になると考えることができる。つまり、沖縄MTLの存在により、シマ人たちによる集合的な暴力を組織する必要はなくなる(1)。屋我地島民にとっては、一見すると厄介者にもみえるのだが、沖縄MTLに負うた部分は、少なくはあるまい。

また、愛楽園は、最初から国立療養所として歴史を積み重ねたのではなく、最初は「沖縄MTL相談所」という私立の施設であり、しかもそこには「療養所」の文字はなく、沖縄縣からの指示もあり、観光施設に近い、当時としては立派な構築物であったため、済井出のシマ人たちの偏見を、少しでも和らげることができたのであろう。これを出発点に、「沖縄縣立国頭愛楽園」、そして「国立療養所沖縄愛楽園」へと段階的に脱皮していった療養所は、愛楽園以外にはない。

4-5. 沖縄社会にとっての沖繩MTL ----「おわりに」かえて----

以上で、沖繩MTLが同時代の沖縄社会に対して、どの様な意味を持つ組織であったのかを、同組織が関わった病者・沖縄縣・済井出のシマ社会という三者から成る他者の視点のもとに考察してきた。その中での、沖縄MTLの立ち位置は、先述した「青木たち病者と済井出のシマ社会との間には、『沖縄MTL』の介入があり」という一文に象徴されよう。

それは、向き合う他者によって、様々に変形する。例えば、沖縄社会とハンセン病罹患者との

間、公的な世界とハンセン病罹患者の間を、取り持った媒介者としての沖縄MTLということができる。更には、沖縄縣と内務省の間、沖縄縣と三井報恩会の間、あるいは弱い病者と元気な病者の間、沖縄の病者と「本土」の療養所の間、更には済井出のシマ人と沖縄縣の間、済井出のシマ社会と青木恵哉の間を、取り持った媒介者としての沖縄MTLということが、できよう。この点において、沖縄MTLは、病者と、病者を排除したその外部に広がる社会的世界との間を媒介する中間集団として位置づけられる。そして、この位置づけを可能ならしめるのは、沖縄MTLがキリスト教信仰を基盤とする宗教のもつ関係構成的な向性Vergesellshaftungによる。その種を蒔いたのは、青木恵哉の信仰である。

沖繩MTLの結成に加わった花城と服部は、青 木恵哉が病者たちに伝道を行い、病者たちにしっ かりとした信仰を持たせたことへの共鳴を端緒に、 生まれた。爾来、キリスト教信仰を持つ者たちの 間に、当時の青木たち病者が抱えていた現実が、 情報として広まり、そこから多大な支援を引き出 した。通常であれば、病者と健康者(非ハンセン 病者)とは、何等の関わりもなく、健康者は病者 と利害関係を持つことも、その必要もない。これ が、病者と非病者の所謂〈無関係の関係〉である が、この関係が持続する間、非病者によって病者 は顧られず、無視を被ることになる。これが、病 者と非病者との、分断の構図であるとしたら、こ の分断の垣根を越えることは、かなり困難になろ う。両者の間には、共通する媒介項が存在しない のであるから。しかし、宗教的信仰は、いとも容 易に、この分断を越えることができることを、青 木の信仰は実証している。それを可能ならしめた のは、青木の信仰が持つ共鳴性(関係構成的な向 性) である。つまり、宗教的信仰の世界は、知ら ない人たちの間に、信仰という共通の媒介項が先 験的に潜在しており、それは潜在のままの状態で ある場合もあるが、信仰を持つことが一たび判る と、そこに一つの新たな意味の世界が開かれてい く。このような関係の編み方により、沖繩MTL

は、実際に、国内から、そして海外移民たちから も、問題状況の理解と醵金支援を引き出したので あろう。要するに、宗教が開く中間領域的な性格 とは、知りあいとそうでない人との間に、いと も用意に共通の意味世界を作り出す関係構成的 な向性に基づけられるのであり、沖縄MTLはこ の向性により、「本土」・海外を巻き込んだ沖 繩MTLの社会分化と社会圏の拡大をもたらした。 それは、同時代沖縄のハンセン病問題に関する公 衆の形成を意味しよう。そして、それは、世界規 模での動きになっていったが、その端緒は、青木 恵哉の日常生活のあり様であり、そこから形成さ れた日常生活上の社会圏に、花城武男と服部団次 郎の社会圏が重なり、そして沖縄MTLによる集 団的・組織的な分化の在り様が重なり合い、大き く広がる社会分化(Simmel)に行き着いた。そ の在り様は、「沖繩MTL報告(書)」の「醵金 名簿」を組織させた。

小さな組織である沖縄MTLが、短期間で大きな事業成果を築き上げたのは、この様な理由からであると考えられる。『沖縄MTL報告(書)』の「鐻金者労名」リストは、当時の沖縄社会だけでは達成困難な社会事業を、可能にしたことを現わしているのではないだろうか。

註

(1)済井出と沖縄MTLの関係については、同シマ 出身の上地一史の存在を考慮する必要がある。

参考文献

- 青木惠哉 (1985)「天国の星影」沖繩MTL編 (1936.2)『沖繩MTL報告 第一號 (昭和十年 五月 昭和十一年一月)』 沖繩MTL⇒『ハンセン病問題資料集成 戦前編・戦後編 第五 巻』 (2002) 不二出版
- 青木惠哉 (?→1935.9)「血涙を以て綴る癩者の書 簡翰」『日本MTL』第55號⇒『ハンセン病問 題資料集成 補巻17巻』 (2009) 不二出版
- 青木惠哉 (1935.9.6) 「宮川宛1935年9月6日付書 簡』⇒沖縄愛楽園自治会編 (2006) 『沖縄県ハ

- ンセン病問題証言集 資料編』沖縄愛楽園自治 会
- 青木惠哉 (?→1935)「追はれ行く癩者よりの手紙」[青木⇒林,1935]『見よこの悲惨 救を待つ沖縄の癩者 (日本MTL長島支部パンフレット No.2)』沖縄MTL編[日本MTL後援]⇒『ハンセン病問題資料集成 戦前編・戦後編第四巻』 (2002) 不二出版
- 青木惠哉(1938)「感謝と御願ひ」沖繩MTL編(1938.10?) 『沖繩MTL報告書 特別記念號(昭和十四年四月 昭和十五年三月)』 沖繩MTL
- 青木恵哉 (1972) 『選ばれた島』 新教出版
- 猪飼隆明 (2005)『「生の隔離」と隔離政策―― ハンナ・リデルと日本の選択』熊本出版文化会 館
- 家坂幸三郎(1938)「沖縄救癩運動の今昔」沖縄 MTL編(1938.10?)『沖縄MTL報告書 特別記 念號(昭和十四年四月 - 昭和十五年三月)』沖 繩MTL
- 石川秀正 (1994) 『沖縄キリスト教史――排除と 容認の軌跡』 いのちのことば社
- 石本静鳩 (1935.9) 「癩を正しく理解せよ――病者の立場より観る」『日本MTL』第55號⇒『ハンセン病問題資料集成 補巻17』 (2009) 不二出版
- 上原信雄編(1964)『沖縄救癩史』私家版 沖縄愛楽園自治会編(1989)『命ひたすら――療 養50年史――』沖縄愛楽園自治会
- 沖縄愛楽園自治会編 (2006) 『沖縄縣ハンセン病 問題証言集 資料編』沖縄愛楽園自治会
- 沖縄キリスト教協議会編 (1972) 『沖縄キリスト 教史料』沖縄キリスト教協議会、いのちのこと ば社
- 沖繩MTL編 (1935.8.) 『沖繩の癩者を救へ!!』沖 繩MTL編[日本MTL後援]⇒『ハンセン病問題 資料集成 戦前編・戦後編 第四巻』 (2002) 不二出版
- 沖繩MTL編 (1935.■) 『見よこの悲惨 救を待つ沖縄の癩者 (日本MTL長島支部パンフレッ

- ト No.2)』沖繩MTL編[日本MTL後援]⇒『ハンセン病問題資料集成 戦前編・戦後編 第四巻』不二出版、所収
- 沖縄MTL編 (1936.2) 『沖縄MTL報告 第一號 (昭和十年五月 - 昭和十一年一月) 』 沖縄 MTL⇒ 『ハンセン病問題資料集成 戦前編・ 戦後編 第五巻』 (2002) 不二出版
- 沖縄MTL編?【筆者不記載】 (1937.3.)「沖縄 MTL相談所設立に際して」『日本MTL』第 73號⇒『ハンセン病問題資料集成 補巻17』 (2009) 不二出版
- 沖縄MTL編 (1937.5) 『沖縄MTL報告 第二號 (昭和十一年二月 昭和十二年二月) 』 沖縄 MTL ⇒ 『ハンセン病問題資料集成 戦前編・戦後編 第6巻』 (2002) 不二出版
- 沖繩MTL編(1938.10?) 『沖繩MTL報告書 特別 記念號(昭和十四年四月 - 昭和十五年三月)』 沖繩MTL【第三號と表記】
- 沖縄MTL編 (1938.9) 『沖縄MTL報告 第四號 (昭和十三年四月 昭和十四年三月) 』 沖縄 MTL ⇒ 『ハンセン病問題資料集成 補巻19』 (2009) 不二出版
- 沖縄MTL編(1941.2)『沖縄MTL報告書 第五號 (昭和十四年四月 - 昭和十五年三月)』 沖縄 MTL ⇒『ハンセン病問題資料集成 補巻19』 (2009) 不二出版
- 賀川豊彦・安達賢藏・下村宏・高野六郎・光田健 介・服部團次郎(1935.10)「沖縄の癩事情座談 會」『日本MTL』第56號⇒『ハンセン病問題 資料集成 補巻17』(2009)不二出版
- 塩沼英之助(1938)「沖縄救癩問題の急務」沖縄MTL編(1938.10?)『沖縄MTL報告書 特別記念號(昭和十四年四月 昭和十五年三月)』沖縄MTL
- 島袋源一郎(1939)「聖代の恵澤」 『沖縄MTL報告 第四號(昭和十三年四月 昭和十四年三月) 』沖縄MTL ⇒ 『ハンセン病問題資料集成補巻19』(2009)不二出版
- 島袋源一郎 (1940)「只々感激あるのみ」『沖繩 MTL報告書 第五號 (昭和十四年四月 - 昭和

- 十五年三月) 』沖繩MTL ⇒『ハンセン病問題 資料集成 補巻19』 (2009) 不二出版
- 服部團次郎 (1937)「沖繩MTL相談所の設立に就 て」沖繩MTL編 (1937.5) 『沖繩MTL報告 第二號 (昭和十一年二月 - 昭和十二年二月)』 沖繩MTL ⇒『ハンセン病問題資料集成 戦前 編・戦後編 第6巻』 (2002) 不二出版
- 服部團次郎(1938)「MTL相談所の国立移管について」沖繩MTL編(1938.10?) 『沖縄MTL報告書 特別記念號(昭和十四年四月 昭和十五年三月)』沖縄MTL
- 服部團次郎 (1939) 「療養所と沖繩MTL」 『沖 繩MTL報告 第四號 (昭和十三年四月 - 昭和 十四年三月) 』沖繩MTL ⇒ 『ハンセン病問題 資料集成 補巻19』 (2009) 不二出版
- 服部團次郎 (1940)「眞の愛」『沖縄MTL報告書 第五號 (昭和十四年四月 昭和十五年三月)』沖縄MTL ⇒『ハンセン病問題資料集成補巻19』 (2009) 不二出版
- 服部団次郎 (1968) 『沖縄キリスト教史』キリスト新聞社
- 服部団次郎 (1979) 『沖縄から筑豊へ――その谷 に塔を立てよ』 葦書房
- 林文雄(1935.8)「台灣・沖縄のMTLの活動」 『日本MTL』第54号⇒『ハンセン病問題資料 集成 補巻17』(2009) 不二出版
- 林文雄(1935.8)「沖縄の癩――この暴逆を坐視せんや」沖縄MTL編『沖縄の癩者を救へ!!』沖縄MTL編 ⇒『ハンセン病問題資料集成 戦前編・戦後編 第四巻』(2002) 不二出版
- 林文雄(1935.11)「癩や淋病は遺伝病なりや」 『日本MTL』第57号⇒『ハンセン病問題資料 集成 補巻17巻』(2009) 不二出版
- 林文雄(1938)「沖縄MTLの前途」『沖縄MTL 報告書 特別記念號(昭和十四年四月 - 昭和

- 十五年三月) 』沖繩MTL
- 廣川和花(2011)『近代日本のハンセン病問題と 地域社会』大阪大学出版会
- 光田健輔(1935.■)「沖縄縣癩患者救済の急務」 『見よこの悲惨 救を待つ沖縄の癩者(日本 MTL長島支部パンフレット No.2)』沖縄MTL 編[日本MTL後援] ⇒『ハンセン病問題資料集 成 戦前編・戦後編 第四巻』(2002)不二出 版
- 宮川千代子(1936.3)「沖繩旅行記」『日本 MTL』第61號⇒『ハンセン病問題資料集成 補巻17』(2009) 不二出版
- 宮川量 (1935.■)「沖縄の癩を救へ」『見よこの悲惨 救を待つ沖縄の癩者 (日本MTL長島支部パンフレット No.2)』沖縄MTL編[日本MTL後援]⇒『ハンセン病問題資料集成 戦前編・戦後編 第四巻』 (2002) 不二出版
- 宮川量(1938)「沖縄を無癩縣となす日まで」沖 縄MTL編『沖縄MTL報告書 特別記念號(昭 和十四年四月 - 昭和十五年三月)』沖縄MTL
- 宮川量 (19■) 『飛騨に生まれて』 新教出版 森川恭剛 (2005) 『ハンセン病差別被害の法的研 究』 法律文化社
- 内務省衛生局(1930)「癩予防法ニ関スル法律中 改正法律案参考資料」⇒『ハンセン病問題資料 集成 戦前編2巻』(2002) 不二出版
- 那覇バプテスト教会宣教百周年委員会編 (1992) 『那覇バプテスト教会宣教百周年記念史』那覇 バプテスト教会
- 中村文哉(2005)『沖縄社会の二つの葬祭儀礼― ―沖縄のハンセン病問題と「特殊葬法」』『山 口県立大学社会福祉学部紀要』第11号、山口県 立大学社会福祉
- 中村文哉(2015)『沖縄MTLの発足と青木恵哉』 『山口県立大学社会福祉学部紀要』第21号、山 口県立大学社会福祉
- 日本基督教団沖縄教区編(1971)『27度線の南から――沖縄キリスト者の証言』日本基督教団出版局
- 日本MTL編(1926.3)『日本M.T.L.』第1號⇒『ハ

- ンセン病問題資料集成 補巻16巻』 (2009) 不二出版
- 日本MTL編 (1935.8) 『日本M.T.L.』 第54號 ⇒ 『ハンセン病問題資料集成 補巻17巻』 (2009) 不二出版
- 日本MTL編 (1935.9) 『日本M.T.L.』 第55號⇒ 『ハンセン病問題資料集成 補巻17』 (2009) 不二出版
- 日本MTL編 (1935.10) 『日本M.T.L.』 第56號 ⇒ 『ハンセン病問題資料集成 補巻17第』 (2009) 不二出版
- 日本MTL編 (1935.11) 『日本M.T.L.』第57號 ⇒ 『ハンセン病問題資料集成 補巻17巻』 (2009) 不二出版
- 日本MTL編 (1935.12) 『日本M.T.L.』 第58號 ⇒ 『ハンセン病問題資料集成 補巻17第』 (2009) 不二出版
- 山本俊一(1993)『日本らい史』東京大学出版会 遊佐敏彦(1937.3)『沖縄紀行――癩問題をたづ ねて』使命社⇒『ハンセン病問題資料集成 戦 前編・戦後編巻』(2002) 不二出版
- ※本文中および参考文献に示された■は不明を意味する。

How Social Rescue for Lepers Actualize at 1930's Okinawa?

Bun' ya NAKAMURA

In this paper, we consider on the social rescue for some crises with leprosy at 1930' Okinawa. Our theme concern to the social relevance between the society "Okinawa Mission to Lepers" (OMTL) and 1930's Okinawan Island. OMTL was organized at 13 May 1935 in Shu-ri Baptest Churche by some earinest relieffers; Takeo HANASHIRO, Danziro HATTORI. Yoshio NOMACHI and others. In chapter 1, we discusse on some institutional structures of OMTL through the analyses of the relevence between the regulations rules of the society "OMTL" and "the Law for Prevention of Leprosy in 1907 and its revision in 1931. The Japanese studies on the social problem of the Hansen's Disease has been regared this law as a discriminational symbols. Its conclution is fellow: this law had a very negative impact to the social prevention and discrimination for Japanese patients, or robbed of their human right. Not it would be possible to such states of affair, if this law was operated on them in the line with the some partial application for patients. Though this consideration concerned to the invading patien'ts human rights, this law was constructed to deal with a social rescue for leper in fact. Provided on operating in the line with social rescue for patients, it would be possible to refuge many peoples with Hansen's disease. As a matter in Okinawa, OMTL was possible to realize such a rescue for many Okinawan patients.

In chater 1, at first, we consider on the institutional relevance between the law of OMTL and the laws in 1907, 1931, and on relationship between OMTL's and the regulations rules of the society "Japan Mission to Lepers".

In chapter 2, our theme is the social actions of OMTL from 1935 to 1941, through analizing the materials on each annual reports of the settlement of account and daily records. Through these considerations, we get some conclutsions: the social roles of OMTR were modified by each problems and tasks that yearly by yealy occurred to the patien's interests and prefectural application of Okinawan political affairs. The social actions of OMTR beganed with calling on the raising fund in order to rescue the patient's group of AOKI from the situation without social security. Next mission on the OMTR was the construction of sanitarium "Okinawa MTL Sodan-syo" in Okinawa Island. OMTL was actualized its construction for the patients in Okinawa in very short periods. Its influence on the construction Airakuen has a important meaning for the contemporaliy Okinawa prefecture. After the construction Airakuen, OMTL projected some plans to consolution and preaching for the hospitalized patients. The meaning of this plan and task of OMTL had been developed as a normal work and mission of the society "MTL". In Japan, only OMTL concerned to the construction of sanitarium.

By OMTL breaked a new horizon in Okinawan politics for many peoples with Hansen's Disease.

Keywords: the society "Okinawa Mission to Lepers", the society "Japan Mission to Lepers", leprosanatolium "Okinawa MTL Sodan-syo", Leprosy Prevention Law, Kunigami Airakuen, Danjiro HATTORI.